

あま市公共施設再配置計画（案）

平成 31 年〇月

目 次

1 再配置計画の概要	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	2
(4) 対象施設	2
2 再配置計画における基本方針	3
(1) 基本方針	3
(2) 公共建築物の縮減目標	4
(3) 施設類型ごとの基本的な方針	6
(4) 再配置計画の検討フロー	10
3 公共建築物の一次評価	11
(1) 一次評価の対象施設	11
(2) 一次評価のための施設区分	14
(3) 一次評価の方法	18
(4) 一次評価結果	21
4 公共建築物の二次評価	24
(1) 一次評価を踏まえた二次評価の方針	24
(2) 二次評価項目	25
(3) 二次評価フロー	27
(4) 二次評価結果	30
5 施設毎の再配置計画の策定	32
(1) 市民文化系施設	34
(2) 社会教育系施設	38
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	41
(4) 産業系施設	44
(5) 学校教育系施設	46
(6) 子育て支援施設	51
(7) 保健・福祉施設	56
(8) 行政系施設	61
(9) 公営住宅	63
(10) 上水道施設	67
(11) 下水道施設	68
(12) 病院施設	69
• 地域別再配置計画	70

6 再配置計画の推進	74
(1) 計画の推進にあたって	74
(2) 今後の進め方と合意形成	75
(3) 縮減効果の検証	76
【資料編】	77
1 計画策定体制	78
2 あま市経営戦略本部要綱	79
3 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会要綱	80
4 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿	81
5 策定経過	82
6 用語集	84
7 一次評価結果 (詳細)	86
8 二次評価結果 (詳細)	94
9 施設圏域の考え方	104

1 再配置計画の概要

(1) 計画策定の目的

本市では、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設の老朽化が進行しており、今後は、厳しい財政状況の中でコストを縮減しつつ、少子高齢化の進展に伴う市民ニーズの変化への対応が求められるなど、公共施設に関する様々な課題が顕在化しています。これらの課題に対応するために、平成27、28年度に「あま市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定し、施設の長寿命化や施設保有量の最適化を進めることとしました。

総合管理計画を推進していくために、老朽化した施設や機能・利用圏域の重複する施設の統廃合、複合化等に向けた実施プランとして、「あま市公共施設再配置計画（以下、「再配置計画」という。）」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

再配置計画は、総合管理計画に基づく個別施設計画の一つとして、総合管理計画に示される基本方針を踏襲し、全市的な公共建築物の再配置に向けた方向性を示す計画となるものです。

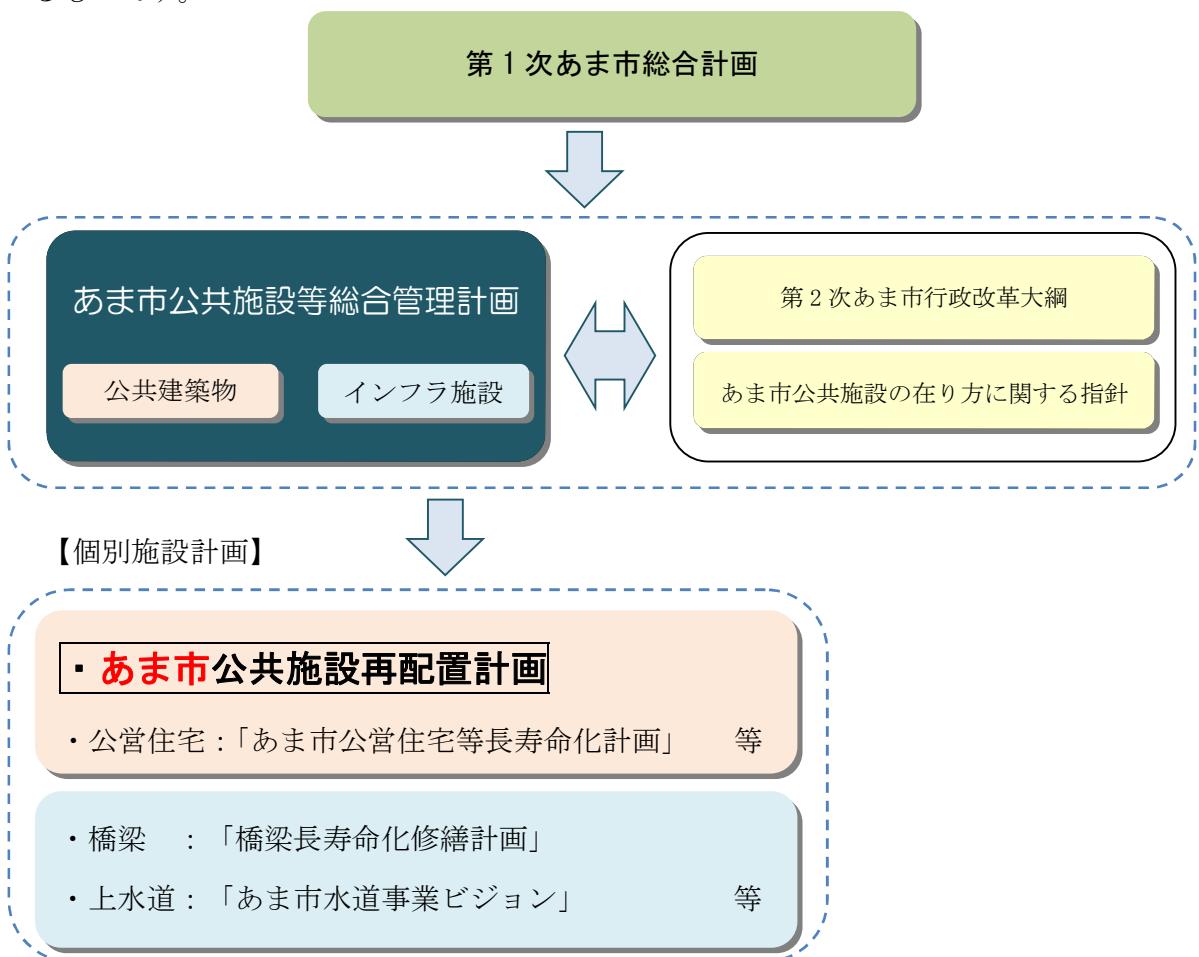


図1-1 再配置計画の位置付け

1 再配置計画の概要

(3) 計画期間

再配置計画における計画期間は、総合管理計画との整合を図るために平成 29 (2017) 年度から平成 78 (2066) 年度までの 50 年間とし、地域の実情、社会情勢の変化などに 対応して 5 年から 10 年を目途に計画の見直しを行っていきます。

計画期間

平成 29 (2017) 年度～平成 78 (2066) 年度 (50 年間)

再配置計画の策定に当たっては、市民アンケートや市民ワークショップ等の手法を用いて市民の意見を取り入れつつ、市民代表を中心とする外部有識者で構成するあま市公共施設等総合管理計画策定委員会において議論を深めていく必要があると考え、平成 29 (2017) 年度から平成 30 (2018) 年度の 2 年間を策定期間としました。

策定期間は、計画期間の当初 2 年間と重なりますが、総合管理計画の策定趣旨を踏まえつつ各々の事業が進められていることから、当該 2 年間の取組内容については再配置計画において整理していくこととします。

(4) 対象施設

再配置計画の対象施設は、総合管理計画の対象施設である 138 施設 506 棟に、新たに開設された児童クラブ 1 施設を加えた 139 施設 506 棟とします。

延床面積が 50 m²未満の建築物（施設）は計画の対象外とします。

表 1-1 施設類型ごとの公共建築物の施設数・棟数 (平成 30 年 12 月末時点)

大分類	中分類	施設数	棟数
市民文化系施設	集会施設	14	25
	文化施設	1	2
社会教育系施設	図書館	1	1
	博物館等	4	11
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	14
産業系施設	産業会館	2	4
学校教育系施設	学校	17	179
	その他教育施設	4	18
子育て支援施設	保育園	9	17
	幼児・児童施設	31	31
保健・福祉施設	高齢福祉施設	9	19
	障がい福祉施設	4	5
	保健施設	3	4
行政系施設	庁舎	3	26
	その他行政系施設	5	5
公営住宅	公営住宅	21	135
上水道施設	上水道施設	3	8
下水道施設	下水道施設	1	1
病院施設	病院施設	1	1
合計		139	506

2 再配置計画における基本方針

(1) 基本方針

再配置計画の基本方針は、上位計画である総合管理計画の公共施設等の管理に関する3つの視点に基づきます。特に公共建築物の再配置を進める上では、「Ⅱ公共建築物の縮減」の視点が重要となります。

■公共施設等の管理に関する3つの視点（総合管理計画より）

I

公共施設等の安全確保

- 定期点検や必要な修繕を実施し、市民活動や経済活動を行うための安全で快適な施設や都市基盤※を提供します
- 定期点検結果をもとに健全度を把握し、修繕の優先順位、時期を設定するなど、計画的な修繕を推進し、修繕の効率化や長寿命化に繋がるよう努めます

II

公共建築物の縮減

- 合併に伴い、類似機能を有する施設が市内に複数存在するため、利用状況や施設の老朽化の状況などを踏まえ、統廃合を積極的に推進します
- 施設の統廃合につながる場合を除き、新規の施設整備は原則として行いません
- 少子化に伴う利用者の減少に対応するため、施設の転用や縮小を図ります
- 施設の利用圏域を考慮した、広域的な活用を推進します

III

コストの縮減

- 市民ニーズに対応した維持運営の適正化を行い、効率的な維持管理、運営や施設サービスの維持・向上を図りながら、コスト縮減を図ります
- 更新等による初期費用や維持管理、運営コストを含めたライフサイクルコストの縮減を行います
- 維持管理、運営において、民間活力を積極的に導入し、コスト縮減に向けた効率化を図ります
- 予防保全型の管理により、公共建築物やインフラ施設※の長寿命化を図り、更新費用の縮減や平準化を行います

※総合管理計画ではインフラ施設である都市基盤も含めていますが、再配置計画では公共建築物のみを対象とします。

2 再配置計画における基本方針

(2) 公共建築物の縮減目標

ア 縮減目標値

公共建築物の適正な配置を進めていくにあたっての縮減目標値については、上位計画である総合管理計画に基づき、下記の通りとします。

縮減目標

50年間で公共建築物の総延床面積を25%縮減します。

イ 縮減目標の必要性

総合管理計画における試算によれば、公共施設等（公共建築物+都市基盤施設）にそれぞれ長寿命化や効率的な維持管理を行った場合、今後必要となる費用は年平均で31.7億円となります。過去5年間の投資的経費の実績と比較すると55%しか充足できず、年平均で14.2億円の費用が不足します。

表2-1 総合管理計画における試算結果（予防保全型）

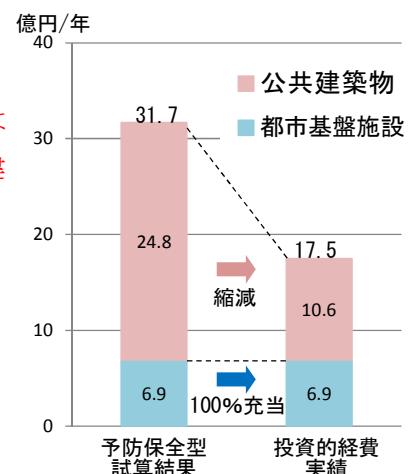
種別	予防保全型 試算結果	過去の投資的 経費の実績	不足額	充足率
公共建築物	24.8億円/年 (1,241.2億円)	14.7億円/年	▲10.1億円/年	59%
都市基盤施設	6.9億円/年 (344.9億円)	2.8億円/年	▲4.1億円/年	41%
合計	31.7億円/年 (1,586.1億円)	17.5億円/年	▲14.2億円/年	55%

()内は50年間の総額

ウ 縮減目標の設定の考え方

(ア) 公共建築物への充当可能費用

公共施設等のうち、都市基盤施設の総量を縮減することは原則困難であることから、財源の不足額については、公共建築物の延床面積の縮減で補うこととします。



■公共建築物への充当可能費用

投資的経費の実績 都市基盤施設の試算結果

$$= 17.5 \text{ 億円/年} - 6.9 \text{ 億円/年} = 10.6 \text{ 億円/年}$$

⇒公共建築物の試算結果 24.8 億円/年を 10.6 億円/年とするためには、14.2 億円/年の縮減が必要

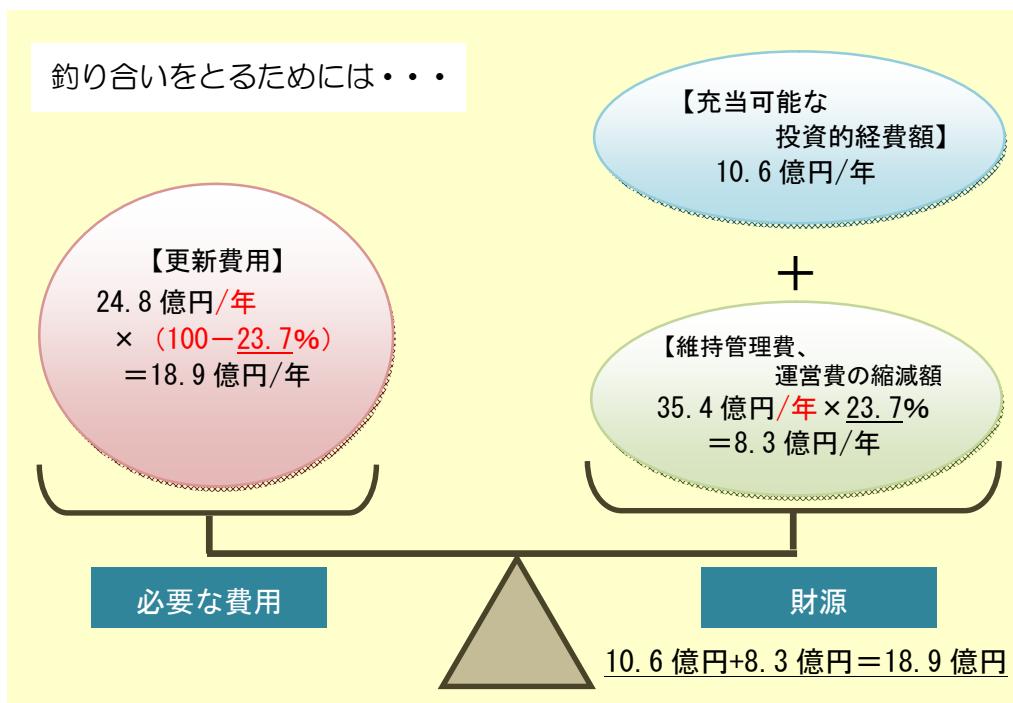
(イ) 公共建築物の縮減率

公共サービスを提供するためには、**公共建築物の更新費用（修繕費と更新費）**のほか、
公共サービスを展開するための運営費や日常の維持管理費が必要です。

運営費や維持管理費にも多くの費用が必要ですが、建築物の縮減に伴い、それらの費用も縮減されるため、縮減された費用は更新費用に転用できるものと仮定します。

■公共建築物の縮減率の算定

公共サービスの継続や財政の健全化を図るために、公共建築物の延床面積（総量）
を縮減することにより、“必要な費用”と“財源”の釣り合いを取り必要があります。



必要な費用と財源の釣り合いをとるためには・・・

維持管理、運営費の抑制に努める**とともに**、公共建築物の延床面積を 23.7%縮減することが必要です。



景気や社会環境の変化によって、公共建築物へのニーズや財源状況が影響を受ける可能性を考慮し、

目標とする縮減率は 25%とします

2 再配置計画における基本方針

(3) 施設類型ごとの基本的な方針

再配置計画における施設類型ごとの基本的な方針は、上位計画である総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を踏襲しつつ、実施済みの内容や再配置計画における方針の変更を反映します。

なお、上水道施設と下水道施設については、再配置計画とは別に、事業計画と合わせて一体的に検討するため、ここでは施設類型ごとの基本的な方針として示さないことがあります。

以下の対応を実施した場合であっても、更なる対策が今後必要となってきます。

ア 集会施設

- 集会施設は、地域の様々な活動の拠点となる施設として、当面は、安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきますが、利用状況や老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の統廃合を検討します。
- 利用状況や老朽化の状況を踏まえて、目標供用期間を設定した上で、計画的な修繕を実施することにより、長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。
- 複数施設の維持管理業務を取りまとめた包括的な発注や指定管理者制度の活用など、施設にあったコスト削減に努めます。

イ 文化施設・図書館

- 優れた音響・舞台装置などを備えたホール機能を維持するため、安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきますが、老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の統廃合を検討します。(方針変更)
- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。

ウ 博物館等

- 七宝焼アートヴィレッジは、産業や観光振興の拠点施設として活用するため、魅力ある展示の実施やイベントを開催し、市内外からの集客に努めます。
- 七宝焼アートヴィレッジは、規模の大きな施設であるため、施設の長寿命化に向けて、長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。
- 資料館は、収蔵品の保管環境を整えた上で、将来的な統廃合を検討することとし、特に休館中の七宝郷土資料館については、できる限り早期に廃止します。

エ スポーツ施設

- 『力強く、健やかな勇健都市“あま”』の実現を推進するため、市民に快適で魅力あるスポーツ・レクリエーションの場を提供していきます。
- 体育館については、規模の大きな施設であるため、**安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきますが、老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の複合化を検討します。(方針変更)**
- 七宝プール・甚目寺プールは、できる限り早期に取り壊し、その跡地について今後の利活用のあり方を検討します。
- 体育館は、施設の維持・運営の効率化に向けて、指定管理者制度の導入などを検討していきます。

オ 産業会館

- 七宝産業会館は、できる限り早期に廃止します。それまでの期間は、産業会館や市民活動センターとしての有効活用や維持管理の効率化を図ります。
- 甚目寺産業会館は、市の施設としては廃止し、民間譲渡を検討します。**(方針変更)**

カ 学校及びその他教育施設

- 「あま市教育大綱」、「あま市教育立市プラン」に基づき、児童・生徒が確かな学力を身につけ、地域を含めて共に学び、楽しむための充実した教育環境を提供します。
- 学校については、施設整備計画に基づいた適切な工事や修繕を実施することにより、施設の維持管理を図ります。
- 学校の余裕教室は、放課後子ども教室や児童クラブでの活用を継続、拡大を検討していきます。
- 学校が地域コミュニティの核となるような、様々な活用方法の検討を行います。
- 今後の少子化の進展状況により必要に応じて、校区の見直しや統合、配置・規模の適正化など、健全な教育環境を継続的に提供するためのあらゆる検討を行います。
- 老朽化した既存の学校給食センターは、平成31年度に美和プールの跡地に統合し、学校給食衛生管理基準への対応や省エネルギー化に配慮した新学校給食センターを整備します。なお、既存の学校給食センターについては、できる限り早期に取り壊し、その跡地について今後の利活用のあり方を検討します。

キ 保育園

- 子育て支援の一環として、質の高い幼児期の保育環境を提供するとともに、待機児童ゼロが継続できるよう取り組んでいきます。
- 保育環境の充実を図るために、施設の長寿命化に向けた長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。
- 施設の大規模な修繕や更新時期を迎える施設については、今後の少子化の状況を踏まえた統廃合の検討を行うとともに、民間活力の導入によるコスト縮減やサービスの向上を検討します。

2 再配置計画における基本方針

ク 幼児・児童施設

- 地域の子どもや子育て世代を支援するため、今後も継続的なサービスを提供していきます。
- 施設の役割を考慮すると、学校や保育園の複合施設とすることが望ましいため、今後も利用者ニーズや余裕教室の状況などについて所管部署と連携を図り、実現に向けた検討を行います。
- 将来的な利用者ニーズや施設の老朽化状況によっては統廃合についての検討を行います。

ケ 高齢福祉施設

- 将来の更なる高齢化に対応した、高齢福祉サービスの拠点として、適切な維持・運営を行います。
- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。
- 温浴設備については、多額の維持管理費用が必要となるため、受益者負担の観点から、適切な利用料の設定について検討するとともに、将来的には設備の老朽化や利用状況に合わせて集約化を図ります。
- 将來の高齢福祉サービスのあり方を踏まえて、施設の大規模修繕や更新に合わせた、施設の統廃合について検討します。

コ 障がい福祉施設

- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。
- 将来的な大規模修繕や更新の実施時には、統廃合や複合化についての検討、またそれに合わせた施設機能やサービスの向上について検討します。
- 同種のサービスに対する民間事業者の参入についても注視し、公共サービスとしてのあり方を検討します。

サ 保健施設

- 保健センターはあま市の健康・保健の拠点施設として、適切な公共サービスを提供します。しかし、七宝、美和の両保健センターは老朽化が進んでおり、近い将来大規模な修繕か更新が必要であることから、甚目寺保健センターも含めた同種の機能を持つ施設を市内で1か所に集約することを検討します。

シ 庁舎

- 公共サービスの向上、業務の効率化に向けて、平成34年度の開庁に向け、3つの庁舎を統合した新庁舎の整備を行います。
- 新庁舎は、災害に対する強靭な防災拠点として整備を行います。
- 新庁舎は、維持管理・運営コストや省エネルギー化に配慮するとともに、社会情勢などの変化に伴う組織の改変にも柔軟に対応できる施設整備とします。
- 既存の各庁舎は新庁舎への移行に伴い廃止し、建物・跡地の有効活用については、利便性の高い場所であることから、都市基盤施設への転用や、土地の売却による良質な民間開発の誘導などについて検討します。なお、七宝庁舎は、来庁者や職員の安全を確保するため新庁舎の移行前に既存庁舎等の機能移転を図ります。**(七宝庁舎の機能移転については実施済)**

ス その他行政系施設

- 防災センターは、緊急時に避難所として確実に機能するよう、平常時から適切な維持管理を行います。また、避難所機能を確保しながら、平常時には貸館業務を行うなど、地域のコミュニティ施設として有効活用します。
- 防災センターの今後想定される老朽化に対しては、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図っていきますが、利用状況や老朽化を踏まえて、施設の統廃合、**地区**への移譲を検討します。

セ 公営住宅

- 長寿命化計画に沿って事後保全型から予防保全型の維持管理にシフトし、耐久性の向上を図るとともに、長寿命化に伴う修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 日常的な保守点検や修繕等の履歴を住棟単位で整理・把握することにより、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぎ、適切な維持管理を行います。
- 入居者ニーズや社会情勢の変化を常に意識し、設備等に対して適切な改善を行うことにより、施設の長寿命化を図っていきます。

ソ 病院施設

- 勇健都市“あま”の実現に向け、医療や健康づくりの拠点として、サービスを提供します。
- 一般会計から多額の繰出金を毎年支出しているため、指定管理者制度を活用した経営改善を積極的に進めます。**(実施済)**
- 日常の点検や警備、清掃などについては、維持管理コスト軽減に努めます。**(実施済)**
- 現施設については、当分の間、大規模な修繕は必要ないものと考えており、将来的には予防保全型の維持管理を行うためにも、施設の長寿命化に向けた長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。

(4) 再配置計画の検討フロー

公共建築物の適正な配置を検討するために、施設機能や利用状況を踏まえた一次評価、公共性や立地特性を考慮した二次評価及び地域の実情や市の政策に応じた総合的な最終評価を行った上で再配置手法を選定し、計画を策定しました。

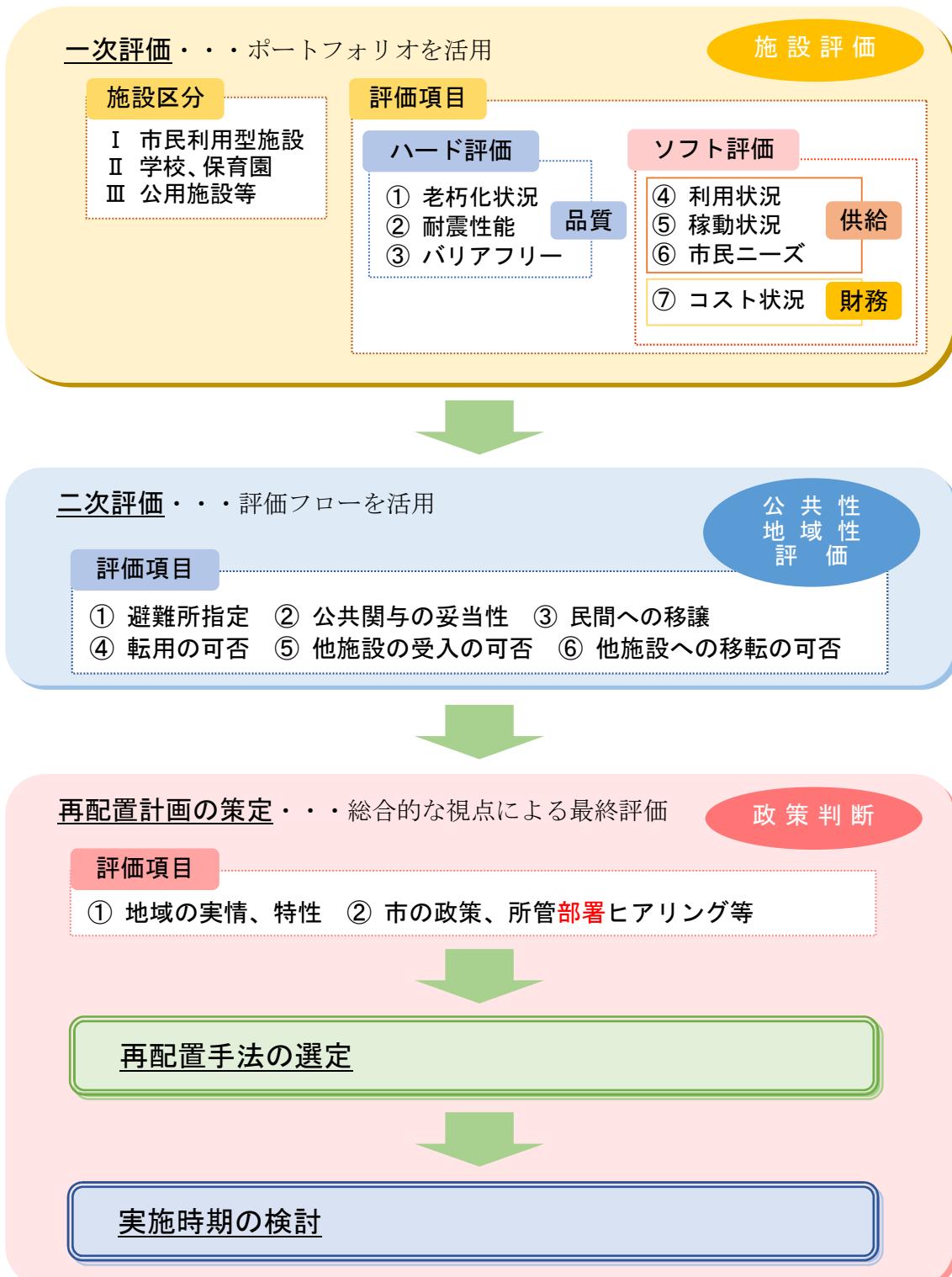


図 2-1 再配置計画の検討フロー

3 公共建築物の一次評価

(1) 一次評価の対象施設

一次評価の対象施設は、再配置計画の対象とした 139 施設の公共建築物の中で、以下の 29 施設を除く、110 施設としました。

ア 一次評価の対象から除く施設

(ア) 主たる施設に含めて検討する施設（19 施設）

下表の施設は、主たる施設に比べ小規模であり、施設における 1 つの機能とみなせるため、1 施設として検討します。一次評価において、小規模施設と主たる施設の面積の差が大きいことから、偏差値は面積あたりの評価点より算出します。

表 3-1 主たる施設に含めて検討する施設一覧

主たる施設	主たる施設に含めて検討する施設
七宝北部保育園	一時預かり保育施設（七宝北部保育園内）
正則保育園	一時預かり保育施設（正則保育園内）
昭和保育園	一時預かり保育施設（昭和保育園内）
七宝小学校	七宝第 1・第 2 児童クラブ
宝小学校	宝児童クラブ
伊福小学校	伊福第 1・第 2・ 第 3 児童クラブ
秋竹小学校	秋竹児童クラブ
正則小学校	美和北部 第 1・第 2 児童クラブ
篠田防災コミュニティセンター	美和南部第 1・第 2 児童クラブ*
美和児童館	美和東部第 1・第 2 児童クラブ
美和情報ふれあいセンター	美和第 1・第 2 児童クラブ*
美和小学校	美和小児童クラブ
甚目寺中央児童館	甚目寺中央第 1・第 2 児童クラブ
甚目寺小学校	甚目寺小第 1・第 2・ 第 3・第 4 児童クラブ
甚目寺南児童館	甚目寺南 第 1・第 2 児童クラブ
甚目寺南小学校	甚目寺南 小第 1・第 2 児童クラブ
甚目寺北児童館	甚目寺北 第 1・第 2 児童クラブ
甚目寺南小学校	甚目寺南小学校放課後子ども教室
甚目寺小学校	甚目寺小学校放課後子ども教室

*将来的に学校等への移転も考えられ、児童クラブとして横並びで評価するため。

3 公共建築物の一次評価

(イ) 廃止予定の施設（3施設）

下表の施設は、廃止予定のため対象から除きます。

表3-2 廃止予定の施設一覧

施設名
七宝郷土資料館
七宝プール
甚目寺プール

(ウ) 屋外施設が中心となる施設（2施設）

屋外施設が中心となる施設については、施設全体の再編に与える影響が小さいため、対象から除きます。

表3-3 屋外施設が中心となる施設一覧

施設名
七宝鷹居グラウンド管理棟
宝小学校夜間照明管理棟

(エ) 公営企業会計や特別会計の施設（5施設）

公営企業会計や特別会計の施設のうち、上水道、下水道及び病院については、独立採算を原則としており、市民の生命・財産を守る施設として事業計画と合わせて一体的に検討していくため、対象から除きます。

表3-4 公営企業会計や特別会計の施設一覧

施設名
木田上水道配水管理センター
川部上水道配水場
簡易水道配水場
梶村ポンプ場
市民病院

イ 一次評価の対象とする施設

対象から除く施設を踏まえ、一次評価の対象となる施設の一覧を以下に整理します。

表 3-5 一次評価の対象施設一覧

大分類	中分類	施設数	施設名
市民文化系施設	集会施設	14	正則コミュニティセンター、美和情報ふれあいセンター、下萱津コミュニティ防災センター、坂牧コミュニティ防災センター、上萱津コミュニティ防災センター、篠田防災コミュニティセンター、市民活動センター、人権ふれあいセンター、栄北・栄中集会所、栄東・栄南集会所、コミュニティプラザ萱津、七宝公民館、美和公民館、甚目寺公民館
	文化施設	1	美和文化会館（文化の杜内）
社会教育系施設	図書館	1	美和図書館（文化の杜内）
	博物館等	3	七宝焼アートヴィレッジ、美和歴史民俗資料館、甚目寺歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	七宝総合体育館、甚目寺総合体育館
産業系施設	産業会館	2	七宝産業会館、甚目寺産業会館
学校教育系施設	学校	17	七宝小学校、宝小学校、伊福小学校、秋竹小学校、美和小学校、正則小学校、篠田小学校、美和東小学校、甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校、甚目寺西小学校、七宝中学校、七宝北中学校、美和中学校、甚目寺中学校、甚目寺南中学校
	その他教育施設	4	七宝学校給食センター、美和学校給食センター、甚目寺学校給食センター、教育相談センター
子育て支援施設	保育園	9	七宝北部保育園、正則保育園、篠田保育園、昭和保育園、聖徳保育園、萱津保育園、新居屋保育園、五条保育園、大花保育園
	幼児・児童施設	12	七宝児童館、美和児童館、甚目寺南児童館、甚目寺北児童館、甚目寺中央児童館、甚目寺西児童館、美和子育て支援センター、甚目寺子育て支援センター、七宝子育て支援センター、にこにこ園、きらきら園、ほのぼの園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	9	甚目寺老人福祉センター、甚目寺地域福祉センター、甚目寺高齢者生きがい活動センター、七宝老人福祉センター、七宝高齢者生きがい活動センター、美和総合福祉センターすみれの里、本郷憩の家、森憩の家、新居屋憩の家
	障がい福祉施設	4	七宝福祉作業所、美和ひまわり作業所、くすのきの家、くすのきの家（西館）
	保健施設	3	七宝保健センター、美和保健センター、甚目寺保健センター
行政系施設	庁舎	3	本庁舎、七宝庁舎、甚目寺庁舎
	その他行政系施設	5	七宝倉庫、七宝防災倉庫、新居屋防災センター、甚目寺南防災センター、土木倉庫
公営住宅	公営住宅	21	平割第一住宅、平割第二住宅、梶村第一住宅、梶村第二住宅、栄改良住宅（昭和57）、栄改良住宅（昭和58）、栄改良住宅（昭和59）、栄改良住宅（昭和59第1次分）、栄改良住宅（昭和59第2次分）、栄改良住宅（昭和59第3次分）、栄改良住宅（昭和60第1次分）、栄改良住宅（昭和60第2次分）、栄改良住宅（昭和60第3次分）、栄改良住宅（昭和60第4次分）、栄改良住宅（昭和61第1次分）、栄改良住宅（昭和61第2次分）、栄改良住宅（昭和61第3次分）、栄改良住宅（昭和63）、栄改良住宅（平成3）、栄改良住宅（平成4）、栄改良住宅（平成9）
合計		110	

3 公共建築物の一次評価

(2) 一次評価のための施設区分

公共建築物には公共サービスとして義務的な施設や特定の目的にのみ使用される施設なども含まれるため、全てを一括りに評価することは適切ではありません。

そこで、総合管理計画の施設類型では 12 に分類していますが、再配置を検討する上では、施設の利用形態に合わせて以下の 3 つに区分し、施設区分ごとにそれぞれ検討を行います。

表 3-6 施設区分

施設区分	主な施設	施設数
I 市民利用型施設 主に貸室や市民利用を目的とした、市民生活を豊かにするための施設	集会施設、体育館、児童館など	47
II 学校、保育園 主に教育や保育を目的とした、特定の利用者のみが利用できる施設	学校、保育園など	29
III 公用施設等 区分 I、II 以外で、行政が事務事業を執行するための施設等	庁舎、学校給食センター、保健センター、公営住宅など	34

個々の施設区分の施設については次頁以降を参照

I 市民利用型施設

主に貸室や市民利用を目的とした、市民生活を豊かにするための施設

表 3-7 市民利用型施設の対象施設一覧

番号	施設名称	番号	施設名称
1	正則コミュニティセンター	25	美和児童館
2	美和情報ふれあいセンター	26	甚目寺南児童館
3	下萱津コミュニティ防災センター	27	甚目寺北児童館
4	坂牧コミュニティ防災センター	28	甚目寺中央児童館
5	上萱津コミュニティ防災センター	29	甚目寺西児童館
6	篠田防災コミュニティセンター	30	美和子育て支援センター
7	市民活動センター	31	甚目寺子育て支援センター
8	人権ふれあいセンター	32	七宝子育て支援センター
9	栄北・栄中集会所	33	甚目寺老人福祉センター
10	栄東・栄南集会所	34	甚目寺地域福祉センター
11	コミュニティプラザ萱津	35	甚目寺高齢者生きがい活動センター
12	七宝公民館	36	七宝老人福祉センター
13	美和公民館	37	七宝高齢者生きがい活動センター
14	甚目寺公民館	38	美和総合福祉センターすみれの里
15	美和文化会館（文化の杜内）	39	本郷憩の家
16	美和図書館（文化の杜内）	40	森憩の家
17	七宝焼アートヴィレッジ	41	新居屋憩の家
18	美和歴史民俗資料館	42	七宝福祉作業所
19	甚目寺歴史民俗資料館	43	美和ひまわり作業所
20	七宝総合体育館	44	くすのきの家
21	甚目寺総合体育館	45	くすのきの家（西館）
22	七宝産業会館	46	新居屋防災センター
23	甚目寺産業会館	47	甚目寺南防災センター
24	七宝児童館		

施設は施設類型順に掲載しています。

3 公共建築物の一次評価

II 学校、保育園

主に教育や保育を目的とした、特定の利用者のみが利用できる施設

表 3-8 学校、保育園の対象施設一覧

番号	施設名称	番号	施設名称
1	七宝小学校	16	甚目寺中学校
2	宝小学校	17	甚目寺南中学校
3	伊福小学校	18	七宝北部保育園
4	秋竹小学校	19	正則保育園
5	美和小学校	20	篠田保育園
6	正則小学校	21	昭和保育園
7	篠田小学校	22	聖徳保育園
8	美和東小学校	23	萱津保育園
9	甚目寺小学校	24	新居屋保育園
10	甚目寺南小学校	25	五条保育園
11	甚目寺東小学校	26	大花保育園
12	甚目寺西小学校	27	にこにこ園
13	七宝中学校	28	きらきら園
14	七宝北中学校	29	ほのぼの園
15	美和中学校		

施設は施設類型順に掲載しています。

III 公用施設等

区分 I、II以外で、行政が事務事業を執行するための施設等

表 3-9 公用施設等の対象施設一覧

番号	施設名称	番号	施設名称
1	七宝学校給食センター	18	栄改良住宅（昭和 57）
2	美和学校給食センター	19	栄改良住宅（昭和 58）
3	甚目寺学校給食センター	20	栄改良住宅（昭和 59）
4	教育相談センター	21	栄改良住宅（昭和 59 第 1 次分）
5	七宝保健センター	22	栄改良住宅（昭和 59 第 2 次分）
6	美和保健センター	23	栄改良住宅（昭和 59 第 3 次分）
7	甚目寺保健センター	24	栄改良住宅（昭和 60 第 1 次分）
8	本庁舎	25	栄改良住宅（昭和 60 第 2 次分）
9	七宝庁舎	26	栄改良住宅（昭和 60 第 3 次分）
10	甚目寺庁舎	27	栄改良住宅（昭和 60 第 4 次分）
11	七宝倉庫	28	栄改良住宅（昭和 61 第 1 次分）
12	七宝防災倉庫	29	栄改良住宅（昭和 61 第 2 次分）
13	土木倉庫	30	栄改良住宅（昭和 61 第 3 次分）
14	平割第一住宅	31	栄改良住宅（昭和 63）
15	平割第二住宅	32	栄改良住宅（平成 3）
16	梶村第一住宅	33	栄改良住宅（平成 4）
17	梶村第二住宅	34	栄改良住宅（平成 9）

施設は施設類型順に掲載しています。

3 公共建築物の一次評価

(3) 一次評価の方法

一次評価では、ハード評価（品質）とソフト評価（供給・財務）の各偏差値^{*1}を算出します。また、算出した偏差値を基に、ハード評価（品質）とソフト評価（供給・財務）の2軸によるポートフォリオ分析を行います。以下に、一次評価の方法を示します。

ア 一次評価指標

①～⑦の分析項目に対し、その分析内容に応じて偏差値を算出した上で、評価指標の重み付けを行い、ハードとソフトそれぞれの偏差値を算出します。各評価項目の分析項目は、個別施設調査や市民アンケートの結果を活用し、以下の①～⑦の7つの項目とします。

表 3-10 一次評価指標

評価項目		分析項目		分析内容（各偏差値の算出方法）
ハード	品質	①老朽化状況	施設老朽度	<ul style="list-style-type: none"> ○「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた耐用年数と築年数との比率より、施設ごとの老朽化度（築年数÷法定耐用年数）を算出 ・複数棟ある施設については、棟面積に応じて平均値を算出して評価 [算出式] $\Sigma[(\text{棟別築年数} \times \text{棟面積})] \div \text{施設面積}$ ・大規模改修^{*2}がなされている施設については、修繕サイクルの年数分を築年数から差し引いて算出して評価
		②耐震性能	耐震性の有無	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度時点において、耐震基準を満たしている棟は1点、耐震基準を満たしていない棟（不明を含む）は0点とし、耐震性を算出 ・複数棟ある施設については、棟面積に応じて平均値を算出して評価 [算出式] $\Sigma[(\text{耐震性} \times \text{棟面積})] \div \text{施設面積}$
		③バリアフリー対応状況	バリアフリー対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度時点での下記の6項目における対応状況を0～1点で点数化して算出 ①エレベータ、②障がい者用トイレ、③車いす対応スロープ、④自動ドア、⑤手すり、⑥誘導ブロック
ソフト	供給	④利用状況	利用者数	○床面積1m ² 当たりの利用量 ^{*3} を算出
	供給	⑤稼動状況	稼働率	○施設ごとのコマ稼動率 ^{*4} を算出
	財務	⑥市民ニーズ	市民アンケート	○市民アンケートの結果、「優先的に維持すべき施設」の偏差値と「統廃合や内容変更すべき施設」の偏差値（補正值）から平均値を算出し、施設区分ごとに評価
	財務	⑦コスト状況	市負担額	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積1m²当たりの市負担額^{*5}を算出 ○利用者1人当たりの市負担額^{*5}を算出

*1 偏差値：ある数値がサンプルの中でどれくらいの位置にいるかを表した値

*2 大規模改修：屋上防水や外壁塗装、設備更新など、建物の基本性能を維持するために全面的に実施される工事

*3 利用量：年間利用者数（平成26～28年度の平均利用者数）

ただし、学校、保育園、親子通園療育施設は、児童数、生徒数、園児数

*4 コマ稼動率：貸室のある施設では、年間利用コマ数÷年間貸出可能コマ数×100

（例：150コマ÷730コマ（1日2コマ×365日）×100=20.5%）

*5 市負担額：施設の維持に要する市の支出から当該施設にかかる市の収入（利用料、国県からの補助金など）を差し引いた費用

イ 各評価項目の算出方法

ハード評価（品質）とソフト評価（供給・財務）の偏差値は、施設区分I～IIIに応じて適用する分析項目を設定し算出します。

表3-1-1 分析項目の適用

施設区分		I 市民利用型施設	II 学校、保育園	III 公用施設等
評価項目	分析項目			
ハード	品質	①老朽化状況	○	○
		②耐震性能	○	○
		③バリアフリー	○	○
ソフト	供給	④利用状況	○	○
		⑤稼動状況	○	—
		⑥市民ニーズ	○	—
	財務	⑦コスト状況	○	○

【ハード評価（品質）】

ハード評価（品質）の偏差値は、各分析項目の偏差値の配分を設定し算出します。配分については、施設の維持においてより深く関わる項目に対し大きく設定します。

ハード偏差値の配分

ハード偏差値＝

$$(①老朽化状況偏差値 \times 0.5) + (②耐震性能偏差値 \times 0.3) + (③バリアフリー偏差値 \times 0.2)$$

【ソフト評価（供給、財務）】

ソフト評価（供給、財務）の偏差値は、供給偏差値と財務偏差値の配分を設定し算出します。配分については、施設の利用しやすさに関わる項目に対し大きく設定します。また、施設区分Iの市民利用型施設では、供給偏差値に複数の分析項目が関わるため、さらに配分を設定し算出します。

ソフト偏差値の配分

$$\text{ソフト偏差値} = \text{供給偏差値} \times 0.6 + \text{財務偏差値} \times 0.4$$

【I 市民利用型施設の場合】

$$\text{供給偏差値} = (④\text{利用状況偏差値} \times 0.3) + (⑤\text{稼動状況偏差値} \times 0.3) + (⑥\text{市民ニーズ偏差値} \times 0.4)$$

$$\text{財務偏差値} = (\text{面積コスト} \times 0.5) + (\text{利用者コスト} \times 0.5)$$

3 公共建築物の一次評価

ウ ポートフォリオ分析の評価方法

前頁で求めた、ハード評価（品質）の偏差値とソフト評価（供給・財務）の偏差値をそれぞれ軸としたポートフォリオ分析を行い、各施設の一次評価を行います。市内の公共施設が全体的に老朽化していることを鑑み、概ね30年以上経過している施設の偏差値に相当する「55」をハード評価の基準とし、ソフト評価については、偏差値「50」を基準として、一次評価を行うこととします。

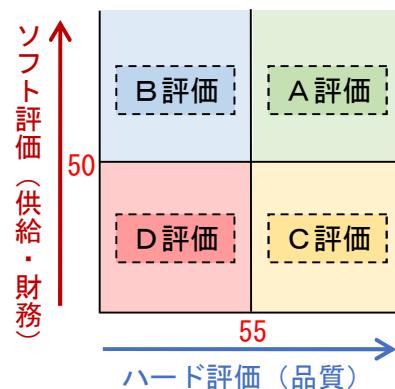
【施設区分（Ⅲ公用施設等）について】

市民生活を維持する上で必要であり、行政が事務事業を執行するための施設等として位置づけられるⅢ公用施設等については、利用状況のみによって施設を廃止することができないため、ソフト評価の相対比較は行わないものとします。

よって、ハード評価の偏差値の高低に着目するものとし、まちづくり政策や施設の性質等を総合的に判断して、廃止、譲渡、統合及び複合化といった再編の方向性を検討していくものとします。

〈ポートフォリオ分析の内容〉

評価	評価の概要
A	ハード・ソフトともに優れている
B	ハードは劣るがソフトが優れている
C	ハードは優れているがソフトが劣る
D	ハード・ソフトともに劣る



評価	一次評価による再配置の方向性
A	ハード評価及びソフト評価ともに優れているため、施設の維持保全を実施しながら、「継続使用」することを前提とし、二次評価の対象から除外する。
B	ソフト評価は優れているがハード評価は劣るため、性能が劣る部分の改修や建替え時に他施設との複合化を検討するなど、機能は維持しハード面を「改善」することを前提とし、二次評価の対象とする。
C	ハード評価は優れているがソフト評価は劣るため、B評価施設への用途変更や利用向上を図る他施設との統合、複合化など、機能の廃止を含めてソフト面を「見直し」することを前提とし、二次評価の対象とする。
D	ハード評価及びソフト評価ともに劣るため、民営化や譲渡などの手法を用いて、公共サービスとしての機能及び施設を「廃止」することを前提とし、二次評価の対象とする。

(4) 一次評価結果

ア I 市民利用型施設

I 市民利用型施設の一次評価については、下図（図3-1）の通りです。A評価の10施設（美和情報ふれあいセンター、坂牧コミュニティ防災センター、上萱津コミュニティ防災センター、篠田防災コミュニティセンター、美和文化会館（文化の杜内）、**美和図書館（文化の杜内）**、七宝焼アートヴィレッジ、甚目寺中央児童館、甚目寺子育て支援センター、美和総合福祉センターすみれの里）は継続使用とし、それ以外の施設については二次評価を行い、廃止、統合及び複合化といった再編の方向性を検討します。

なお、美和子育て支援センター、甚目寺子育て支援センターは、他の施設と比べ小規模な施設でありながら、他の施設と同程度の利用者がいるため、「供給」の評価が高く、ソフト評価で高い偏差値となっています。

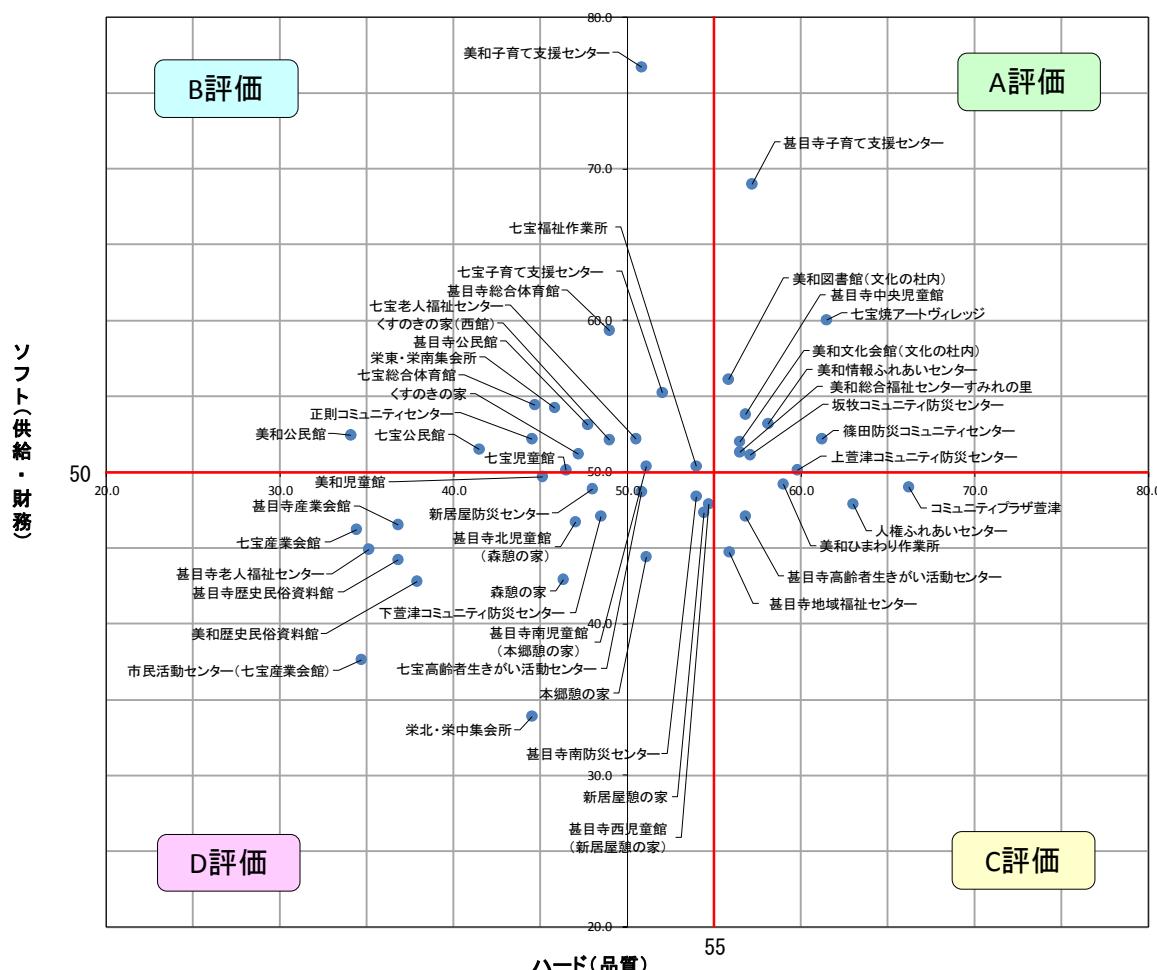


図3-1 I 市民利用型施設のポートフォリオ分析結果

各施設の偏差値など、詳細な分析結果については、巻末の資料編（P86～89）に記載しています。

イ II学校、保育園

II学校、保育園の一次評価については、下図(図3-2)の通りです。A評価の3施設(きらきら園、ほのぼの園、昭和保育園)については継続使用とし、それ以外の施設については二次評価を行い、廃止、統合及び複合化といった再編の方向性を、地域ごとのバランスを加味しながら検討します。

保育園などと比べて小・中学校のハード評価が低いのは、小・中学校では老朽化が進んでいる建築物が多いことが影響しています。

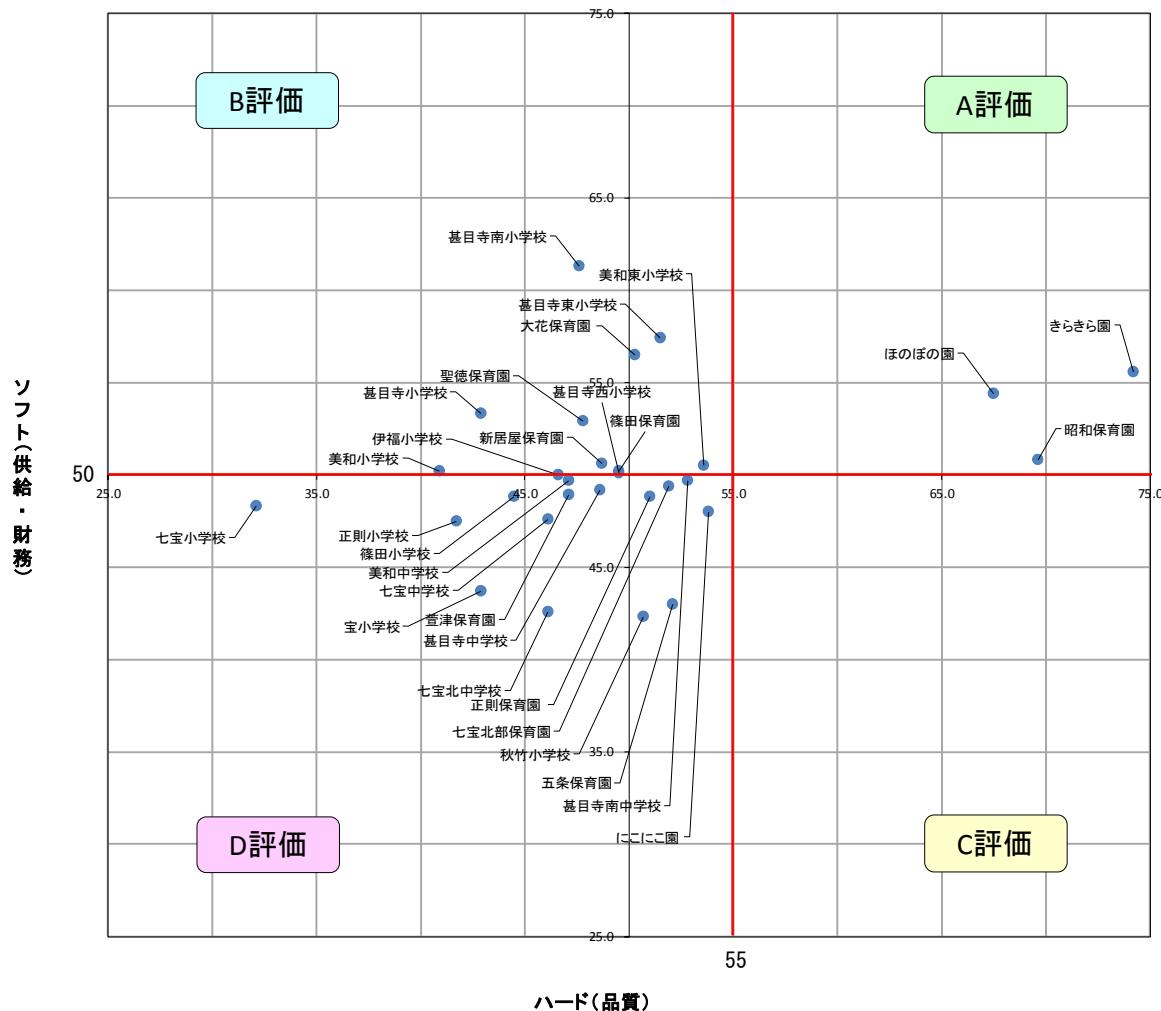


図3-2 II学校、保育園のポートフォリオ分析結果

各施設の偏差値など、詳細な分析結果については、巻末の資料編(P90~91)に記載しています。

ウ III公用施設等

III公用施設等の一次評価については、ハード評価のみであり、下図（図3-3）の通りです。偏差値が55を下回る評価が低い施設は、29施設です。ただし、全施設について二次評価を行い、廃止、譲渡、統合及び複合化といった再編の方向性を検討します。

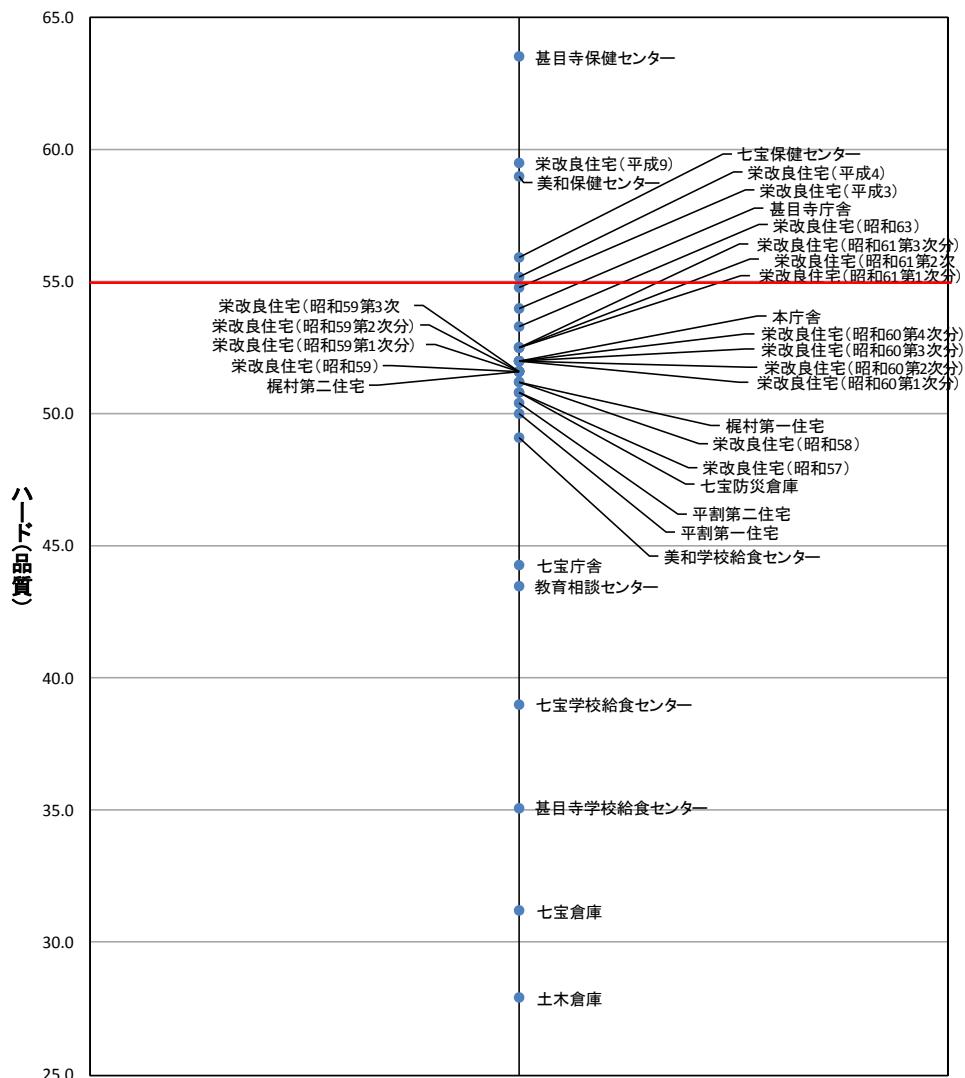


図3-3 III公用施設等の分析結果

各施設の偏差値など、詳細な分析結果については、巻末の資料編（P92）に記載しています。

4 公共建築物の二次評価

二次評価では、施設の公共性、代替性を考慮した上で利用圏域、立地特性等を踏まえ、施設や機能の方向性について検討し、各施設の今後の暫定方針を設定します。

(1) 一次評価を踏まえた二次評価の方針

各施設は、一次評価によりA～Dの4つに分類されています。

施設の延床面積縮減を行うために、二次評価では、廃止、統合、複合化を含めた暫定の評価を行います。特に、一次評価がB、C、Dの施設については、ハード面、ソフト面のいずれかが劣ることから、再編手法について制約を受けるため、それらを考慮した評価を行います。施設区分Ⅲは、一次評価において、ハード面でしか評価をしていないため、全ての施設について二次評価を実施します。

表4-1 一次評価と二次評価の関係

一次評価結果	施設区分Ⅰ、Ⅱ				
	ハード	ソフト	施設数		二次評価方針
A	○	○	I	10	ハード、ソフト面ともに良好であり、継続使用する。 ⇒二次評価を実施しない。
			II	3	
B	×	○	I	15	ハード面が劣るため、施設更新時に統合や複合化が可能か、あるいは他施設への統合、複合化が可能か評価を行う。
			II	11	
C	○	×	I	5	ソフト面が低いため、他施設を統合、複合化することが可能か、あるいは転用が可能か評価を行う。
			II	0	
D	×	×	I	17	ハード面、ソフト面ともに低いため、施設及び機能の廃止が可能か評価を行う。
			II	15	

一次評価結果及び施設区分ごとに二次評価フローにより評価を行います。それぞれの二次評価フローを27ページ以降に示します。

表4-2 一次評価結果と二次評価の方向性

一次評価	施設の方向性	機能の方向性
A評価（ハード○、ソフト○）	継続	継続
B評価（ハード×、ソフト○）	改修・更新	継続
	廃止	統合・複合化（移転）
C評価（ハード○、ソフト×）	継続	改善
		統合・複合化（受入）
		譲渡
D評価（ハード×、ソフト×）	改修・更新	改善
		統合・複合化（移転）
	廃止	廃止

(2) 二次評価項目

二次評価フローのフローチャート内の分岐箇所については、下記の評価の視点により個別の施設ごとに判定することにより行うこととします。

評価項目および評価の視点については以下の通りです。

表 4-3 二次評価項目と評価基準

分類	評価項目	評価の視点	評価
①避難所指定	1. 避難所指定状況	○ 地域防災計画において、避難生活を送る施設として指定されている	有⇒避難所等の指定が有り、移転不可（1か2が○かつ3が×）
		✗ 地域防災計画において、避難生活を送る施設として指定されていない	
	2. 災害対策に係る拠点の指定状況	○ 地域防災計画において、災害対策に係る拠点として指定されている	無⇒避難所等の指定無し、または指定はあるが移転可（上記以外）
		✗ 地域防災計画において、災害対策に係る拠点として指定されていない	
	3. 避難所・災害対策に係る拠点機能の移転若しくは継承の可否	○ 近隣に避難所等を移転することが可能な施設がある（既指定含む） ✗ 近隣に避難所等を移転することが可能な施設がない	
②公共関与の妥当性	4. 公益性、公平性	○ 一般利用型の施設について、限られた人が独占的に利用する施設となっていない ✗ 一般利用型の施設について、限られた人が独占的に利用する施設となっている	有⇒×が2つ未満で公共関与が妥当 無⇒×が2つ以上で公共関与が不適
		○ 効率性や福祉の観点から公共が主体となって提供すべきサービスである ✗ 地区や民間企業等が主体となってサービスを提供することが可能である	
	5. 公共関与の妥当性	○ 施設の根拠法令により、自治体による設置が義務付けられている ✗ 施設の根拠法令がない、または根拠法令はあるが、義務ではない	
		○ 民間企業等による類似・同種のサービスが十分に提供されていない（保育園では利用者数が多い） ✗ 民間企業等による類似・同種のサービスが十分に提供されている（保育園では利用者数が少ない）	
	6. 法的位置付け	○ 施設・施設類型毎に設定する施設圏域内の居住人口が基準人口を上回る ✗ 施設・施設類型毎に設定する施設圏域内の居住人口が基準人口を下回る	
		○ 施設が行っているサービスの民営化、民間企業等や個人への譲渡が可能 ✗ 施設が行っているサービスの民営化、民間企業等や個人への譲渡が困難	
③民間への移譲	9. 民間への移譲の可否	○ 施設の所有権や維持管理を地区に移譲が可能 ✗ 施設の所有権や維持管理を地区に移譲が困難	可⇒○が1つ以上で移譲が可能
	10. 地区への移譲の可否	○ 施設の所有権や維持管理を地区に移譲が可能 ✗ 施設の所有権や維持管理を地区に移譲が困難	不可⇒○が無しで移譲が不可

4 公共建築物の二次評価

分類	評価項目	評価の視点		評価
(4)転用の可否	11. 施設の需要見込みの有無	○	当該施設の利用について、他の用途での需要が見込める	可⇒○の場合 は転用可能 不可⇒×の場合 は転用不可
		×	当該施設の利用について、他の用途での需要は見込めない	
(5)他施設の受入の可否	12. 施設圏域内の同類型/公共施設の有無	○	統合可能な同類型の施設、複合化可能な他類型の公共施設が施設圏域内に重複して存在する	可⇒15を含む ○が3つ以上の場合は 他施設の受入可能 不可⇒○が3つ未満の場合は 受入不可
		×	統合可能な同類型の施設、複合化可能な他類型の公共施設が施設圏域内に重複して存在しない	
	13. 駅・バス停からの距離(巡回バス除く)	○	当該施設に他施設を統合・複合化する際の利便性として、駅やバス停からの距離が400m(徒歩5分)未満	
		×	当該施設に他施設を統合・複合化する際の利便性として、駅やバス停からの距離が400m(徒歩5分)以上	
	14. 自然災害リスク(浸水)	○	公共施設として安全な立地か否かとして、洪水・内水ハザードマップにおける浸水深が2m未満	
		×	公共施設として安全な立地か否かとして、洪水・内水ハザードマップにおける浸水深が2m以上	
(6)他施設への移転の可否	15. 他で活用できるスペースの有無	○	当該施設内に空きスペース(稼働率が50%未満の貸室を対象)が存在する (学校の場合、特別活動室が5つ以上)	可⇒○が2つ以上の場合は 他施設の受入可能 不可⇒○が2つ未満の場合は 受入不可
		×	当該施設内に空きスペース(稼働率が50%未満の貸室を対象)が存在しない (学校の場合、特別活動室が5つ未満)	
(6)他施設への移転の可否	16. 施設圏域内の対象施設の有無(複合化)	○	施設圏域内に他の公共施設があり、複合化の検討が可能	可⇒○が2つ以上の場合は 他施設の受入可能 不可⇒○が2つ未満の場合は 受入不可
		×	施設圏域内に他の公共施設がなく、複合化の検討が不可	
	17. 施設圏域内の同種施設の有無(統合)	○	施設圏域内に同種施設があり、統合の検討が可能	
(6)他施設への移転の可否	18. 複合化・統合する場合の規模の妥当性	○	施設圏域内に同種施設がなく、統合の検討が不可	可⇒○が2つ以上の場合は 他施設の受入可能 不可⇒○が2つ未満の場合は 受入不可
		×	移転して複合化・統合する場合に当該施設を受入可能な規模の施設がある	

(3) 二次評価フロー

一次評価結果に応じて、それぞれ以下に示す①～④の4つのフローにより、二次評価を実施します。

施設区分Ⅰは、A評価の施設については「継続」を基本とし、B～D評価の施設についてはフロー①～③を用いて評価します。

施設区分Ⅱは、A評価の施設については「継続」を基本とし、B～D評価の施設についてはフロー④を用いて評価します。

施設区分Ⅲは、ハード面のみの評価となっていることから、一次評価の結果によらず、フロー④を用いて評価します。

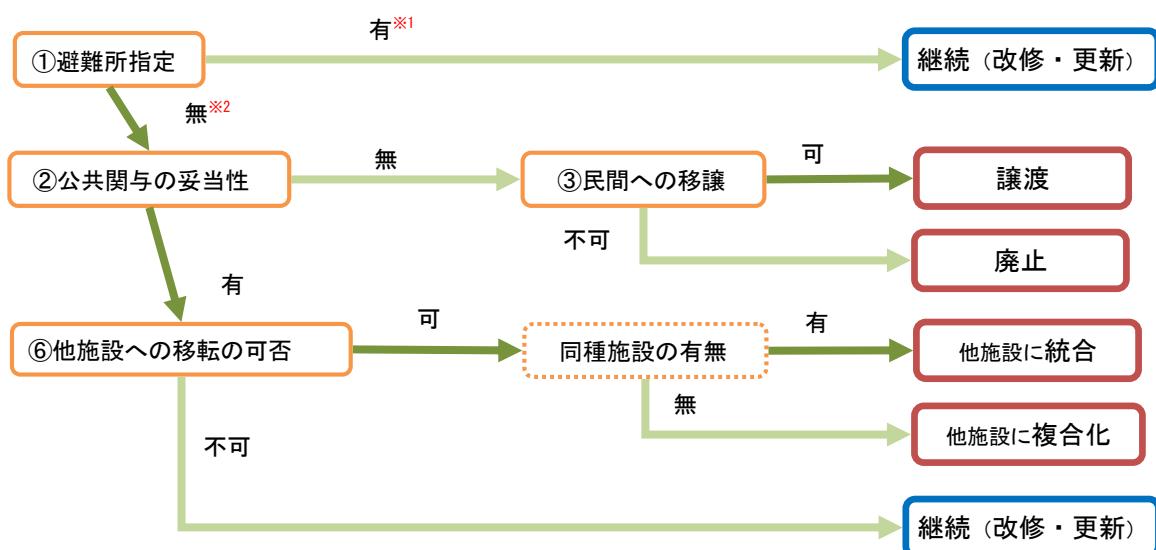
表4-4 一次評価結果と二次評価に用いる評価フロー

	A評価	B評価	C評価	D評価
施設区分Ⅰ	(継続)	フロー①	フロー②	フロー③
施設区分Ⅱ	(継続)		フロー④	
施設区分Ⅲ			フロー④	

【フロー①】

施設区分Ⅰ 一次評価結果 評価B（ハード面：× ソフト面：○）

【基本方針】ソフトは継続し、ハードの対応を検討（移転側の施設）



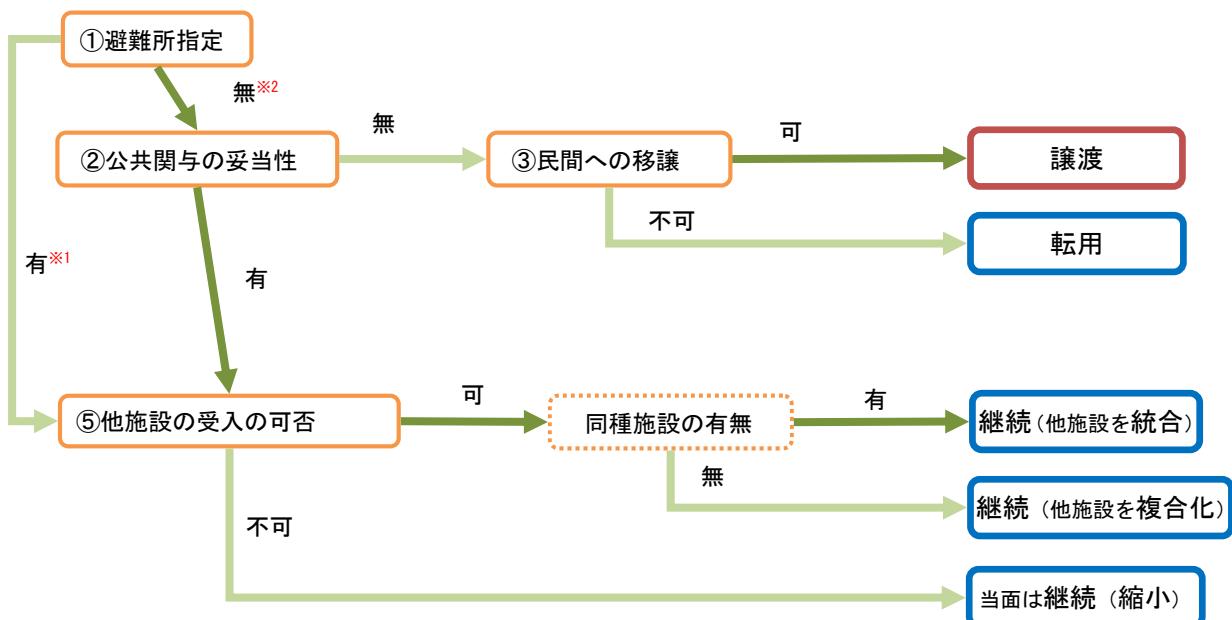
※1：避難所等の指定が有り、移転不可

※2：避難所等の指定無し、または指定はあるが移転可

□：市管理の建物が残る
□：市管理の建物が残らない

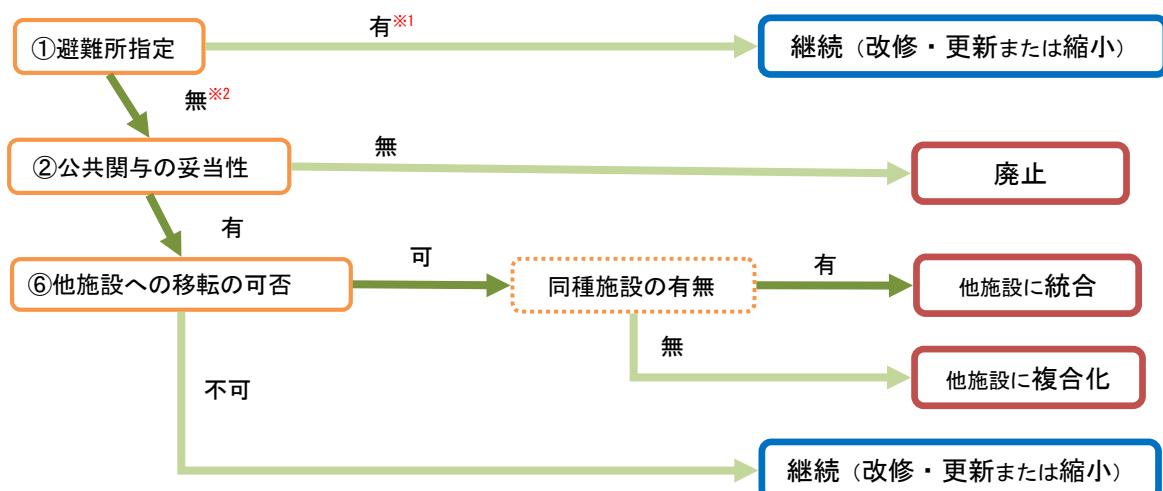
【フロー②】

施設区分 I 一次評価結果 評価C (ハード面:○ ソフト面:×)

【基本方針】ハードは継続し、ソフトの対応を検討（受入側の施設）

【フロー③】

施設区分 I 一次評価結果 評価D (ハード面:× ソフト面:×)

【基本方針】ハード、ソフト共に対応を検討（廃止検討の施設）

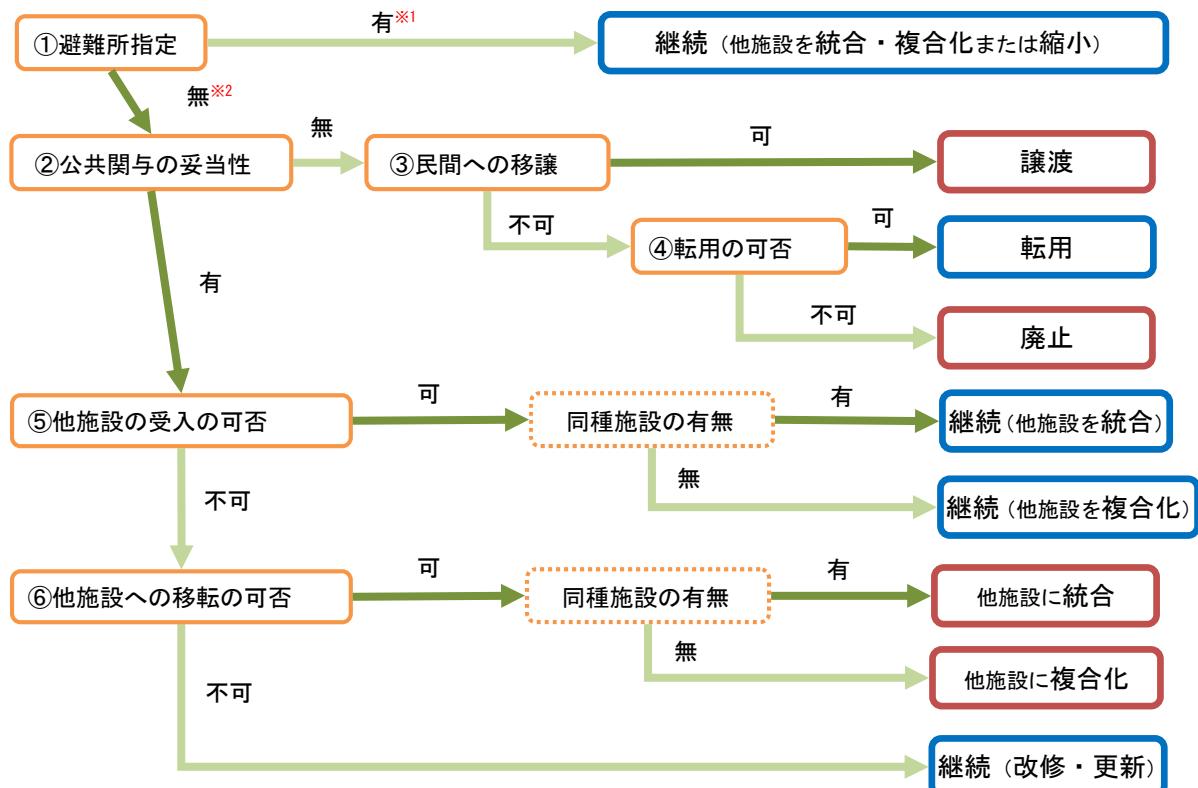
※1：避難所等の指定が有り、移転不可

※2：避難所等の指定無し、または指定はあるが移転可

	：市管理の建物が残る
	：市管理の建物が残らない

【フロー④】
施設区分Ⅱ 評価B・C・D 施設区分Ⅲ 全施設

【基本方針】ハード、ソフト共に対応を検討



※1：避難所等の指定が有り、**移転不可**

※2：避難所等の指定無し、または指定はあるが**移転可**

□ : 市管理の建物が残る
□ : 市管理の建物が残らない

4 公共建築物の二次評価

(4) 二次評価結果

中分類	施設名	従たる施設の場合、主たる施設名	地域	建築年度	延床面積(m ²)	二次評価結果
集会施設	正則コミュニティセンター	-	西部	1984	457.49	地区への譲渡
	美和情報ふれあいセンター	-	西部	2001	680.50	継続(改修・更新)
	下萱津コミュニティ防災センター	-	東部	1985	742.55	廃止
	坂牧コミュニティ防災センター	-	東部	2001	513.04	継続(改修・更新)
	上萱津コミュニティ防災センター	-	東部	2003	701.63	継続(改修・更新)
	篠田防災コミュニティセンター	-	西部	2005	598.29	継続(改修・更新)
	市民活動センター(七宝産業会館)	七宝産業会館	南部	1980	247.50	他施設に複合化
	人権ふれあいセンター	-	東部	2007	923.41	継続(他施設を統合)
	栄北・栄中集会所	-	東部	1984	145.00	他施設に統合
	栄東・栄南集会所	-	東部	1986	140.00	他施設に統合
	コミュニティプラザ萱津	-	東部	2009	2,899.48	継続(他施設を複合化)
	七宝公民館	-	南部	1978	1,721.52	他施設に複合化
	美和公民館	-	西部	1978	2,634.41	他施設に複合化
	甚目寺公民館	-	東部	1983	5,169.37	他施設に複合化
文化施設	美和文化会館(文化の杜内)	-	西部	1995	4,781.66	継続(改修・更新)
図書館	美和図書館(文化の杜内)	美和文化会館(文化の杜内)	西部	1994	753.84	継続(改修・更新)
博物館等	七宝焼アートヴィレッジ	-	南部	2003	3,219.41	継続(改修・更新)
	七宝郷土資料館	-	南部	1981	244.50	廃止
	美和歴史民俗資料館	-	西部	1983	755.82	他施設に複合化
	甚目寺歴史民俗資料館	甚目寺産業会館	東部	1985	720.78	他施設に複合化
スポーツ施設	七宝総合体育館	-	南部	1983	5,909.93	他施設に統合
	甚目寺総合体育館	-	東部	1990	7,739.62	他施設に統合
	七宝鷹居グラウンド管理棟	-	南部	1992	370.15	継続(改修・更新)
	甚目寺プール	-	東部	1984	287.40	廃止
	七宝プール	-	南部	1982	1,514.74	廃止
	宝小学校夜間照明管理棟	宝小学校	南部	1978	64.50	継続(改修・更新)
産業系施設	七宝産業会館	-	南部	1980	936.56	廃止
	甚目寺産業会館	-	東部	1985	703.58	廃止
学校	七宝小学校	-	南部	1979	8,098.00	継続(他施設を複合化)
	宝小学校	-	南部	1974	4,869.00	継続(他施設を統合)
	伊福小学校	-	南部	1974	5,524.59	継続(他施設を複合化)
	秋竹小学校	-	南部	1978	5,325.20	他施設に統合
	美和小学校	-	西部	1974	5,856.25	継続(改修・更新)
	正則小学校	-	西部	1978	4,770.90	継続(改修・更新)
	篠田小学校	-	西部	1980	5,086.00	継続(改修・更新)
	美和東小学校	-	西部	1984	4,994.00	継続(改修・更新)
	甚目寺小学校	-	東部	1970	7,016.40	継続(他施設を複合化)
	甚目寺南小学校	-	東部	1973	6,177.82	継続(改修・更新)
	甚目寺東小学校	-	東部	1975	6,206.00	継続(改修・更新)
	甚目寺西小学校	-	東部	1980	4,648.00	継続(改修・更新)
	七宝中学校	-	南部	1980	8,921.00	継続(改修・更新)
	七宝北中学校	-	南部	1979	6,946.00	継続(改修・更新)
	美和中学校	-	西部	1975	9,971.00	継続(改修・更新)
	甚目寺中学校	-	東部	1967	10,404.00	継続(改修・更新)
	甚目寺南中学校	-	東部	1982	9,094.00	継続(改修・更新)
その他教育施設	七宝学校給食センター	-	南部	1971	802.00	他施設に統合
	美和学校給食センター	-	西部	1977	1,482.58	他施設に統合
	甚目寺学校給食センター	-	東部	1973	1,258.17	他施設に統合
	教育相談センター	甚目寺産業会館	東部	1985	671.87	他施設に複合化
保育園	七宝北部保育園	-	南部	1975	935.00	民間への譲渡
	正則保育園	-	西部	1976	1,105.30	民間への譲渡
	篠田保育園	-	西部	1978	1,328.82	継続(改修・更新)
	昭和保育園	-	東部	2005	2,229.00	継続(改修・更新)
	聖徳保育園	-	東部	1971	897.68	継続(改修・更新)
	萱津保育園	-	東部	1973	594.38	民間への譲渡
	新居屋保育園	-	西部	1976	1,074.90	継続(改修・更新)
	五条保育園	-	東部	1978	1,102.87	民間への譲渡
幼児・児童施設	天花保育園	-	東部	1979	1,133.39	継続(改修・更新)
	一時預かり保育(七宝北部保育園内)	七宝北部保育園	南部	1975	83.00	民間への譲渡
	一時預かり保育(正則保育園内)	正則保育園	西部	1976	58.00	民間への譲渡
	一時預かり保育(昭和保育園内)	昭和保育園	東部	2005	59.00	継続(改修・更新)
	七宝児童館	-	南部	1981	458.30	他施設に複合化
	美和児童館	-	西部	1989	388.00	他施設に複合化
	甚目寺南児童館(本郷憩の家)	本郷憩の家	東部	1988	146.50	他施設に複合化
	甚目寺北児童館(森憩の家)	森憩の家	東部	1991	856.83	廃止
	甚目寺中央児童館	甚目寺地域福祉センター(甚目寺総合福祉社会館)	東部	1994	864.23	継続(改修・更新)
	甚目寺西児童館(新居屋憩の家)	新居屋憩の家	東部	1997	365.35	他施設に複合化
	七宝第1・第2児童クラブ	七宝小学校	南部	1979	135.00	継続(改修・更新)
	宝児童クラブ	宝小学校	南部	1974	76.00	他施設に統合
	伊福第1・第2・第3児童クラブ	伊福小学校	南部	1974	178.41	継続(改修・更新)
幼児・児童施設	秋竹児童クラブ	秋竹小学校	南部	1978	64.80	他施設に統合
	美和北部第1・第2児童クラブ	正則小学校	西部	1976	152.10	継続(改修・更新)

二次評価フローごとの詳細な分析結果については、巻末の資料編(P94~103)に記載しています。

4 公共建築物の二次評価

中分類	施設名	従たる施設の場合、主たる施設名	地域	建築年度	延床面積(m ²)	二次評価結果
幼児・児童施設	美和南部第1・第2・第3児童クラブ	篠田防災コミュニティセンター	西部	2005	174.25	継続(改修・更新)
	美和東部第1・第2児童クラブ	美和児童館	西部	1989	139.36	他施設に複合化
	美和第1・第2児童クラブ	美和情報ふれあいセンター	西部	2001	233.00	継続(改修・更新)
	美和小児童クラブ	美和小学校	西部	1974	63.75	継続(改修・更新)
	甚目寺中央第1・第2児童クラブ	甚目寺中央児童館	東部	1994	155.92	継続(改修・更新)
	甚目寺小第1・第2・第3・第4児童クラブ	甚目寺小学校	東部	1970	244.80	継続(改修・更新)
	甚目寺南第1・第2児童クラブ	甚目寺南児童館	東部	1988	235.54	他施設に複合化
	甚目寺南小第1・第2児童クラブ	甚目寺南小学校	東部	1973	220.63	継続(改修・更新)
	甚目寺北第1・第2児童クラブ	甚目寺北児童館	東部	1991	170.17	継続(改修・更新)
	甚目寺南小学校放課後子ども教室	甚目寺南小学校	東部	1973	57.55	継続(改修・更新)
	甚目寺小学校放課後子ども教室	甚目寺小学校	東部	1970	64.80	継続(改修・更新)
	美和子育て支援センター	美和保健センター	西部	1986	76.00	他施設に複合化
	甚目寺子育て支援センター	昭和保育園	東部	2005	96.00	継続(改修・更新)
	七宝子育て支援センター	七宝高齢者生きがい活動センター	南部	1996	78.55	他施設に統合
	にこにこ園	七宝北部保育園	南部	1975	250.70	他施設に統合
	きらきら園	篠田防災コミュニティセンター	西部	2005	188.10	継続(改修・更新)
	ほのぼの園	昭和保育園	東部	2005	192.04	継続(改修・更新)
高齢福祉施設	甚目寺老人福祉センター	-	東部	1979	505.92	廃止
	甚目寺地域福祉センター	-	東部	1994	3,037.86	民間への譲渡
	甚目寺高齢者生きがい活動センター	甚目寺地域福祉センター	東部	1994	796.29	民間への譲渡
	七宝老人福祉センター	-	南部	1987	2,893.25	民間への譲渡
	七宝高齢者生きがい活動センター	-	南部	1996	1,063.57	他施設に複合化
	美和総合福祉センターすみれの里	-	西部	1999	3,270.91	継続(改修・更新)
	本郷憩の家	-	東部	1988	409.81	廃止
障がい福祉施設	森憩の家	-	東部	1991	465.58	廃止
	新居屋憩の家	-	東部	1997	745.73	廃止
	七宝福祉作業所	七宝高齢者生きがい活動センター	南部	1996	307.51	民間への譲渡
保健施設	美和ひまわり作業所	-	西部	1999	480.86	民間への譲渡
	くすのきの家	-	東部	1985	341.00	民間への譲渡
	くすのきの家(西館)	-	東部	1991	245.99	民間への譲渡
保健施設	七宝保健センター	-	南部	1985	1,130.36	他施設に統合
	美和保健センター	-	西部	1986	1,703.30	他施設に統合
その他行政系施設	甚目寺保健センター	甚目寺地域福祉センター(甚目寺総合福祉会館)	東部	1994	477.70	他施設に統合
	本庁舎	-	西部	1973	4,853.35	継続(他施設を統合)
	七宝庁舎	-	南部	1976	3,939.85	他施設に統合
	甚目寺庁舎	-	東部	1973	5,861.00	他施設に統合
	七宝倉庫	-	南部	1979	58.32	他施設に複合化
その他行政系施設	七宝防災倉庫	-	南部	1994	544.05	他施設に複合化
	新居屋防災センター	-	東部	1996	201.65	廃止
	甚目寺南防災センター	-	東部	2002	255.80	廃止
	土木倉庫	-	東部	1982	53.00	他施設に複合化
公営住宅	平割第一住宅	-	東部	1981	1,674.00	民間への譲渡
	平割第二住宅	-	東部	1982	1,727.00	民間への譲渡
	梶村第一住宅	-	東部	1984	2,271.00	民間への譲渡
	梶村第二住宅	-	東部	1985	892.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和57)	-	東部	1982	2,470.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和58)	-	東部	1983	1,671.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和59)	-	東部	1984	168.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和59第1次分)	-	東部	1984	1,337.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和59第2次分)	-	東部	1984	1,671.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和59第3次分)	-	東部	1984	1,002.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和60第1次分)	-	東部	1985	1,773.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和60第2次分)	-	東部	1985	335.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和60第3次分)	-	東部	1985	2,405.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和60第4次分)	-	東部	1985	2,037.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和61第1次分)	-	東部	1986	1,302.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和61第2次分)	-	東部	1986	2,005.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和61第3次分)	-	東部	1986	1,205.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(昭和63)	-	東部	1988	520.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(平成3)	-	東部	1991	637.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(平成4)	-	東部	1992	168.00	民間への譲渡
	栄改良住宅(平成9)	-	東部	1997	99.00	民間への譲渡
上下水道施設	木田上水道配水管線センター	-	西部	1997	1,297.01	継続(改修・更新)
	川部上水道配水場	-	南部	1973	642.20	継続(改修・更新)
	簡易水道配水場	-	東部	1977	119.05	継続(改修・更新)
下水道施設	梶村ポンプ場	-	東部	1978	620.00	継続(改修・更新)
病院施設	市民病院	-	東部	2015	19,927.34	継続(改修・更新)

二次評価フローごとの詳細な分析結果については、巻末の資料編(P94~103)に記載しています。

5 施設毎の再配置計画の策定

5 施設毎の再配置計画の策定

■施設毎の再配置計画の見方

総合管理計画における大分類毎に、これまでの一次評価、二次評価の結果を踏まえ、再配置方策の最終評価として、取りまとめた結果を再配置計画として示します。以下に、再配置計画の構成と見方を整理します。

ア 対象施設（○施設）

中分類ごとに対象施設の名称を示します。

中分類	■対象施設
-----	-------

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

施設毎の建物状況として、**地域**（南部、西部、東部）、建築年度、経過年数、延床面積、構造を整理します。

施設名称	地域	建築年度	経過年数 (年)	延床面積 (m ²)	構造

(イ) 機能・サービス状況

施設毎の機能・サービス状況として、年平均利用者数や1日平均利用者数を整理します。

施設名称	年平均利用者数 (人/年)	1日平均利用者数 (人/日)

年平均は、平成26（2014）年度～平成28（2016）年度の平均値とする。

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

平成29（2017）年度に実施した市民アンケートの結果を市民ニーズとして整理します。

ウ 再配置方針

一次評価の結果や二次評価の結果に加え、施設を所管する部署へのヒアリングや施設を利用する関係団体へのヒアリング結果を受け、公共施設の縮減目標である延床面積25%縮減を達成するための再配置方策とその考え方を整理します。

再配置方策は、総合管理計画の策定以降50年間を第I期から第V期に区分したロードマップ上に示します。

エ 再配置の実現に向けた留意事項

再配置を実施する段階で留意すべき事項について整理します。

■ロードマップ作成の考え方

- ・ロードマップは、総合管理計画に示される 50 年間の計画期間（平成 29（2017）年度～平成 78（2066）年度）を 5 期に区分し、第Ⅰ期（平成 29（2017）年度～平成 38（2026）年度）から第Ⅴ期までの再配置方策及び実施時期を示すものです。
- ・ロードマップでは、対策の実施期限を示すものとし、遅くともその時期までには対策を行うように数年前から方針決定、具体化の検討を行う必要があります。
- ・ロードマップは、維持管理コスト縮減を目的とした場合に、望ましい実施時期を示すものであり、対策の実施のための予算が不足する場合には、前倒しや先送りによる実施時期の調整が必要となります。
- ・継続を予定し、長寿命化を図る施設については、予防保全型の管理を行い、建設から 40 年目を目途に大規模改修を行い、80 年目の更新時期まで使用する方針とします。（来年度以降に、長寿命化計画を策定予定です。）
- ・廃止を予定している施設については、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令で RC 構造物 50 年など）を迎える時期を目途に解体することを基本としますが、再配置によるコスト縮減効果を早期に発現するためには、廃止等の方針が確定した施設については、時期を先延ばしせずに速やかに実施します。点検等の結果により、危険と判断された施設については、大規模な修繕は行わず、廃止時期を早めることで対応します。

【ロードマップ内の表記説明】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
			複合化	→	→	→	→
			転用	→	改修	→	→

機能

（継続）：公共施設の機能として存続します。

複合化：複数の機能を有する施設に変更します。

統合：同種の機能を持つ施設を一つに集約します。

廃止：公共が主体となって行う事業を取りやめます。

地区区：地区に譲渡することにより、地区の施設として使用します。

民活：民間の活力を活かし、指定管理、民営化を含めて検討します。

持家化：入居者に譲渡することとします。

建物

解体：機能の廃止等に伴い、不要となった建物を取り壊します。

改修：建物の長寿命化を目的とした大規模改修を行います。

更新：老朽化した建物を取り壊し、建て替えます。

譲渡：建物を無償または有償で譲渡します。

転用：建物の用途を異なる用途に変更します。

借用：民間施設等の一部を借用し、公共サービスを提供します。

民活：民間の活力を活かし、指定管理、民営化を含めて検討します。

5 施設毎の再配置計画の策定

(1) 市民文化系施設

ア 対象施設（15施設）

集会施設	■正則コミュニティセンター	■美和情報ふれあいセンター
	■下萱津コミュニティ防災センター	■坂牧コミュニティ防災センター
	■上萱津コミュニティ防災センター	■篠田防災コミュニティセンター
	■市民活動センター（七宝産業会館）	■人権ふれあいセンター
	■栄北・栄中集会所	■栄東・栄南集会所
	■七宝公民館	■コ ミュニティプラザ萱津
	■美和公民館	■甚目寺公民館
文化施設	■美和文化会館（文化の杜内）	

イ 現状と課題

（ア）建物状況

- 七宝公民館及び美和公民館は、建築後の経過年数が40年となることから、大規模改修の時期を迎えています。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
正則コミュニティセンター	西部	昭和 59 (1984)	34	457	鉄筋コンクリート造
美和情報ふれあいセンター	西部	平成 13 (2001)	17	681	鉄骨造
下萱津コミュニティ防災センター	東部	昭和 60 (1985)	33	743	鉄筋コンクリート造
坂牧コミュニティ防災センター	東部	平成 13 (2001)	17	513	鉄骨造
上萱津コミュニティ防災センター	東部	平成 15 (2003)	15	702	鉄筋コンクリート造
篠田防災コミュニティセンター	西部	平成 17 (2005)	13	623	鉄骨造
市民活動センター (七宝産業会館内)	南部	昭和 55 (1980)	38	248	鉄筋コンクリート造
人権ふれあいセンター	東部	平成 19 (2007)	11	923	鉄筋コンクリート造
栄北・栄中集会所	東部	昭和 59 (1984)	34	145	鉄筋コンクリート造
栄東・栄南集会所	東部	昭和 61 (1986)	32	140	鉄筋コンクリート造
コ ミュニティプラザ萱津	東部	平成 21 (2009)	9	2,899	鉄筋コンクリート造
七宝公民館	南部	昭和 53 (1978)	40	1,722	鉄筋コンクリート造
美和公民館	西部	昭和 53 (1978)	40	2,634	鉄筋コンクリート造
甚目寺公民館	東部	昭和 58 (1983)	35	5,169	鉄筋コンクリート造
美和文化会館（文化の杜内）	西部	平成 7 (1995)	23	4,782	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- 市民文化系施設のうち、1日平均利用者数が多い施設は、コミュニティプラザ萱津、七宝公民館、美和公民館、甚目寺公民館、美和文化会館（文化の杜内）です。
- 甚目寺公民館は年間の平均利用者数は169,996人、1日平均利用者数は551.9人と、本市が所有する施設の中で最も多くの市民に利用されています。
- 栄北・栄中集会所及び栄東・栄南集会所は、居住環境の整備改善を図るために設置された共同施設であり、利用対象者は改良住宅入居者に限られています。
- その他の施設は、利用者が基本的に市民に限られる施設であり、室の状況は、会議室、研修室、講義室、実習室、郷土資料室、展示兼談話室、調理実習室和室、大ホール、講堂兼体育場など、貸室や市民利用がほとんどとなっています。

施設名称	年平均利用者数 (人/年)	1日平均利用者数 (人/日)
正則コミュニティセンター	18,150	50.6
美和情報ふれあいセンター	26,072	72.6
下萱津コミュニティ防災センター	5,488	17.9
坂牧コミュニティ防災センター	10,152	33.1
上萱津コミュニティ防災センター	10,558	34.4
篠田防災コミュニティセンター	7,625	21.2
市民活動センター（七宝産業会館内）	1,589	5.2
人権ふれあいセンター	11,159	37.8
栄北・栄中集会所	20	0.1
栄東・栄南集会所	5,485	15.0
コミュニティプラザ萱津	59,340	203.2
七宝公民館	58,137	188.8
美和公民館	84,909	275.7
甚目寺公民館	169,996	551.9
美和文化会館（文化の杜内）	71,397	228.1

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

- 『優先的に維持すべき』と回答した人が最も多い施設は、美和文化会館（文化の杜内）であり、次いで美和公民館、甚目寺公民館となっています。
- 『統廃合や施設内容の変更などをすべき』と回答した人が最も多い施設は、市民活動センター（七宝産業会館）であり、次いで下萱津コミュニティ防災センター、コミュニティプラザ萱津となっています。

5 施設毎の再配置計画の策定

ウ 再配置方針

- ・正則コミュニティセンター、下萱津コミュニティ防災センター及び栄北・栄中集会所、栄東・栄南集会所は、**地区**住民による施設利用が大半であることから、建物を**地区**へ譲渡し、**地区**が所有する施設として、**地区**コミュニティの集会機能としては存続します。
- ・坂牧コミュニティ防災センターは、甚目寺南児童館、甚目寺南児童クラブ及び**本郷憩の家の高齢者**が集う機能との複合化を検討します。
- ・篠田防災コミュニティセンターは、美和公民館の**貸室**機能との複合化を検討します。
- ・市民活動センターは、新庁舎の完成に合わせて機能を複合化し、既存の七宝産業会館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・各公民館は、利用面向上のために、社会教育施設としての位置付け、制約を見直します。
- ・七宝公民館の機能は、**南部地域新複合施設**（七宝総合体育館、七宝老人福祉センター及び**七宝児童館**の機能）への複合化を検討します。美和公民館の貸室機能は、篠田防災コミュニティセンターへの複合化を検討します。既存の公民館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・甚目寺公民館は、ホールの転用が難しいため、更新時期まで適切に維持管理し、更新時期を目途に、**東部地域新複合施設**（甚目寺総合福祉会館及び甚目寺総合体育館の機能並びに**美和文化会館（文化の杜内）**のホール機能）への複合化を検討します。
- ・美和文化会館（文化の杜内）は、上記に伴い、ホール機能を**東部地域新複合施設**に複合化した後に、**解体**を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	再配置方策（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
正則コミュニティセンター	457	34	地区				
			譲渡				
美和情報ふれあいセンター	681	17	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→
下萱津コミュニティ防災センター	743	33	地区				
			譲渡				
坂牧コミュニティ防災センター	513	17	複合化	→	→	→	→
			転用	→	改修	→	→
上萱津コミュニティ防災センター	702	15	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→
篠田防災コミュニティセンター	623	13	→	複合化	→	→	→
			→	→	改修	→	→
市民活動センター (七宝産業会館内)	248	38	複合化	→	→	→	→
			解体				

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	再配置方策（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
人権ふれあいセンター	923	11	(継続)	→	→	→	→
			→	→	→	改修	→
栄北・栄中集会所	145	34	→	地区			
			→	譲渡			
栄東・栄南集会所	140	32	→	地区			
			→	譲渡			
コミュニティプラザ萱津	2,899	9	(継続)	→	→	→	→
			→	→	→	改修	→
七宝公民館	1,722	40	→	複合化	→	→	→
			→	解体			
美和公民館	2,634	40	→	複合化	→	→	→
			→	解体			
甚目寺公民館	5,169	35	→	→	複合化	→	→
			→	→	更新		
美和文化会館（文化の杜内）	4,782	23	→	→	複合化	→	→
			→	→	解体	→	→

「譲渡」と評価したものであっても、実施不可の場合は、解体を基本とします。

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア)譲渡の条件

- 防災用品の備蓄については、協定により引き続き備蓄を継続するか、小学校等の近隣の避難所に集約するかを個々に検討していきます。
- 地区が所有し、不動産を登記するためには、認可地縁団体として法人格を取得する必要があります。

(イ)譲渡の時期

- 指定管理期間の満了時期などに合わせ、協議が整った地区から随時、引き渡しを行うことが望ましいと考えています。

(ウ)譲渡後の対応

- 地区が所有する集会所に準じた扱いとして、市の行政財産ではなく、地区コミュニティの資産として活用していきます。

(エ)利用上の制約の緩和

- 公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として整備されたものであり、必置施設や利用に制約がある一方で、実態としては趣味や教養の講座の開催やサークル活動が中心となっています。それらの活動については、公民館以外の貸館事業で代替できるとともに、公民館の稼働率を向上させるために制約条件を緩和することも検討していきます。

5 施設毎の再配置計画の策定

(2) 社会教育系施設

ア 対象施設 (5 施設)

図書館	■ 美和図書館 (文化の杜内)
博物館等	■ 七宝焼アートヴィレッジ ■ 七宝郷土資料館 ■ 美和歴史民俗資料館 ■ 甚目寺歴史民俗資料館

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- 社会教育系施設は、全 5 施設のうち 3 施設が建築後の経過年数が 30 年以上となっており、老朽化が進んでいます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
美和図書館 (文化の杜内)	西部	平成 6 (1994)	24	754	鉄筋コンクリート造
七宝焼アートヴィレッジ	南部	平成 15 (2003)	15	3,219	鉄筋コンクリート造
七宝郷土資料館	南部	昭和 56 (1981)	37	245	鉄筋コンクリート造
美和歴史民俗資料館	西部	昭和 58 (1983)	35	756	鉄筋コンクリート造
甚目寺歴史民俗資料館	東部	昭和 60 (1985)	33	721	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- 美和図書館は、美和文化会館及び美和ふれあいの森とともに文化の杜を構成しており、年間の平均利用者数は 60,430 人、1 日平均利用者数は 202.1 人と、多くの市民に利用されています。
- 七宝焼アートヴィレッジは、地場産業である七宝焼をキーワードとした市民共通のまちづくり拠点と市外からの観光拠点となる施設です。年間の平均利用者数は 112,785 人、1 日平均利用者数は 369.8 人と、多く利用されています。
- 美和歴史民俗資料館及び甚目寺歴史民俗資料館は、郷土資料の保存と活用を図り、地域文化の発展に寄与するために設置された施設です。甚目寺歴史民俗資料館は、甚目寺会館の 3 階に複合化されています。

施設名称	年平均利用者数(人/年)	1 日平均利用者数(人/日)
美和図書館 (文化の杜内)	60,430	202.1
七宝焼アートヴィレッジ	112,785	369.8
七宝郷土資料館	(休止中)	(休止中)
美和歴史民俗資料館	5,708	21.3
甚目寺歴史民俗資料館	1,735	6.6

(4) 市民ニーズ（アンケート結果）

- ・七宝焼アートヴィレッジは、大半が『優先的に維持すべき』と回答しています。
- ・美和歴史民俗資料館及び甚目寺歴史民俗資料館は、大半が『統廃合や施設内容の変更などをすべき』と回答しています。

ウ 再配置方針

- ・**美和図書館（文化の杜内）**は、稼働状況や市民ニーズといったソフト評価が高く、経過年数が24年とハード評価も高いことから機能を継続する方針とし、経過年数が50年を迎える第Ⅲ期に**美和文化会館（文化の杜内）**の解体に合わせ、他の図書室との統合も含め検討します。それに伴い、既存の建物は解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・七宝焼アートヴィレッジは、市の観光拠点であり、比較的新しい施設であるため、機能を継続する方針とします。また、経過年数が40年を迎える第Ⅲ期に建物の大規模改修の時期を迎えます。
- ・七宝郷土資料館は、現在休止中ですが、機能を美和歴史民俗資料館に統合し、既存の資料館の建物は、解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・美和歴史民俗資料館は、甚目寺歴史民俗資料館の機能を統合し、その際に収蔵庫の仮設を行いますが、美和歴史民俗資料館は、経過年数が30年以上となっており、老朽化が進んでいることから、**第Ⅲ期に東部地域新複合施設へ機能を複合化する方針**とします。既存の資料館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
美和図書館（文化の杜内）	754	24	(継続)	→	→	→	→
			→	→	解体		
七宝焼アートヴィレッジ	3,219	15	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→
七宝郷土資料館	245	37	統合				
			解体				
美和歴史民俗資料館	756	35	(継続)	→	複合化	→	→
			→	→	解体		
甚目寺歴史民俗資料館 (甚目寺会館内)	721	33	統合				
			譲渡				

「譲渡」と評価したものであっても、実施不可の場合は、解体を基本とします。

5 施設毎の再配置計画の策定

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 統合の推進

- ・美和歴史民俗資料館、甚目寺歴史民俗資料館及び七宝郷土資料館の収蔵品は、統合による重複も見られることから、保存すべき対象を精査し、収蔵スペースの圧縮を図る必要があります。

(イ) 利用の拡大

- ・七宝焼アートヴィレッジについて、様々な誘客の努力をしていますが、収入が少なく、採算が取れていないため、**民間の活力**の導入を検討していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

ア 対象施設（6施設）

スポーツ施設	■七宝総合体育館	■甚目寺総合体育館	■七宝鷹居グラウンド管理棟
	■甚目寺プール	■七宝プール	■宝小学校夜間照明管理棟

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- ・七宝総合体育館は建築後の経過年数が30年以上となっており、甚目寺総合体育館はまもなく30年を迎えることから、老朽化が進んでいます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
七宝総合体育館	南部	昭和58(1983)	35	5,910	鉄筋コンクリート造
甚目寺総合体育館	東部	平成2(1990)	28	7,740	鉄筋コンクリート造
七宝鷹居グラウンド管理棟	南部	平成4(1992)	26	370	鉄筋コンクリート造
甚目寺プール	東部	昭和59(1984)	34	287	鉄筋コンクリート造
七宝プール	南部	昭和57(1982)	36	1,515	鉄筋コンクリート造
宝小学校夜間照明管理棟	南部	昭和53(1978)	40	65	不明

(イ) 機能・サービス状況

- ・七宝総合体育館及び甚目寺総合体育館は、市民が安全に利用できる生涯スポーツ環境を整備充実し、スポーツ活動への参加促進を図るために設置された施設です。施設内は、アリーナや武道場、トレーニング室といった市民利用の部屋が主となっています。
- ・七宝総合体育館の年間の平均利用者数は70,475人、1日平均利用者数は228.8人、甚目寺総合体育館の年間の平均利用者数は111,032人、1日平均利用者数は360.5人と、多くの市民に利用されています

施設名称	年平均利用者数(人/年)	1日平均利用者数(人/日)
七宝総合体育館	70,475	228.8
甚目寺総合体育館	111,032	360.5
七宝鷹居グラウンド管理棟	52,912	147.8
甚目寺プール	(休止中)	(休止中)
七宝プール	(休止中)	(休止中)
宝小学校夜間照明管理棟	381	1.8

5 施設毎の再配置計画の策定

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

- 七宝総合体育館及び甚目寺総合体育館は、大半が『優先的に維持すべき』と回答しています。

ウ 再配置方針

- 七宝総合体育館は、経過年数が30年以上となっており、第Ⅰ期に大規模改修の時期を迎えますが、長寿命化は行わず、耐用年数を迎える第Ⅱ期に、**南部地域新複合施設**への機能の複合化を検討します。既存の体育館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 甚目寺総合体育館は、稼働状況や市民ニーズといったソフト評価が高い一方で、第Ⅱ期に大規模改修の時期を迎えますが、長寿命化は行わず、耐用年数を迎える第Ⅲ期に、**東部地域新複合施設**への機能の複合化を検討します。既存の体育館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 現在休止中の七宝プールは、機能を廃止し、既存のプールの建物は、解体を基本方針として、**解体中の**甚目寺プールと合わせ、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 宝小学校夜間照明管理棟は、現在休止中のため、機能を廃止し、既存の建物は解体を基本方針とします。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
七宝総合体育館	5,910	35	→	複合化	→	→	→
			→	解体			
甚目寺総合体育館	7,740	28	→	→	複合化	→	→
			→	→	解体		
七宝鷹居グラウンド 管理棟	370	26	→	(継続)	→	→	→
			→	改修	→	→	更新
甚目寺プール	287	34	廃止				
			解体				
七宝プール	1,515	36	廃止				
			解体				
宝小学校夜間照明管理棟	65	40	廃止				
			解体				

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 跡地活用の検討

- 七宝プールは休止中ですが、事務室のスペースをあまスポーツクラブの事務所として使用しているため、移転先が確保できた段階で、移転後の跡地は、利活用検討委員会に諮

り、利活用の方針について検討します。

(イ)複合化の条件

- ・体育館は、今後の少子高齢化に伴うスポーツ需要の推移を見極めた上で、2施設の存続や複合化の妥当性を検証していく必要があります。

5 施設毎の再配置計画の策定

(4) 産業系施設

ア 対象施設（2施設）

産業系施設	■七宝産業会館	■甚目寺産業会館
-------	---------	----------

イ 現状と課題

(7) 建物状況

- ・七宝産業会館は、建築後の経過年数がまもなく40年となることから、大規模改修の時期を迎えています。
- ・甚目寺産業会館は、甚目寺会館の2階に複合化されており、築30年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
七宝産業会館	南部	昭和55(1980)	38	937	鉄筋コンクリート造
甚目寺産業会館	東部	昭和60(1985)	33	704	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- ・七宝産業会館及び甚目寺産業会館は地域産業の振興に寄与するために設置された施設であり、いずれも指定管理者制度によって運営されています。
- ・施設内は、会議室及び研修室の市民利用の部屋が主となっており、展示会、講演会、研修会、商工業者の会議等に幅広く利用されています。
- ・七宝産業会館の1日平均利用者数は35.1人で貸室の稼働率は44%、甚目寺産業会館の1日平均利用者数は23.7人で貸室の稼働率は23%となっています。

施設名称	年平均利用者数(人/年)	1日平均利用者数(人/日)
七宝産業会館	10,435	35.1
甚目寺産業会館	7,040	23.7

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

- ・七宝産業会館及び甚目寺産業会館は、大半が『統廃合や施設内容の変更などをすべき』と回答しています。

ウ 再配置方針

- 七宝産業会館は、建築後の経過年数がまもなく 40 年となり老朽化が進んでいることから、市民活動センターの機能を新庁舎に移転したのち、建物は解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 甚目寺産業会館は、建物全体（甚目寺会館）の修繕を行い、あま市商工会も含め民間への譲渡を検討します。（1 階の教育相談センターは、既存のスペースを民間より借用し、3 階の甚目寺歴史民俗資料館の機能は、美和歴史民俗資料館へ統合）

【ロードマップ】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
七宝産業会館	937	38	廃止				
			解体				
甚目寺産業会館 (甚目寺会館内)	704	33	廃止				
			譲渡				

「譲渡」と評価したものであっても、実施不可の場合は、解体を基本とします。

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 譲渡の条件

- 甚目寺会館は、民間事業者による有効活用が期待されます。

(イ) 跡地活用の検討

- 七宝産業会館の跡地は、利活用検討委員会に諮り、利活用の方針について検討します。

5 施設毎の再配置計画の策定

(5) 学校教育系施設

ア 対象施設 (21 施設)

学校	■七宝小学校	■宝小学校	■伊福小学校	■秋竹小学校
	■美和小学校	■正則小学校	■篠田小学校	■美和東小学校
	■甚目寺小学校	■甚目寺南小学校	■甚目寺東小学校	
	■甚目寺西小学校	■七宝中学校	■七宝北中学校	
	■美和中学校	■甚目寺中学校	■甚目寺南中学校	
その他教育施設	■七宝学校給食センター	■美和学校給食センター		
	■甚目寺学校給食センター	■教育相談センター		

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- 市内全ての小中学校において、建築後の経過年数が 30 年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。また、そのうち 10 校は築 40 年以上を経過しており、大規模改修の時期を迎えていました。対策の優先順位を検討し、計画的な大規模改修を行うための長寿命化計画の策定が必要となっています。
- 教育相談センターは、甚目寺会館の 1 階に複合化されており、築 30 年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
七宝小学校	南部	昭和 54 (1979)	39	8,098	鉄筋コンクリート造
宝小学校	南部	昭和 49 (1974)	44	4,869	鉄筋コンクリート造
伊福小学校	南部	昭和 49 (1974)	44	5,584	鉄筋コンクリート造
秋竹小学校	南部	昭和 53 (1978)	40	5,260	鉄筋コンクリート造
美和小学校	西部	昭和 49 (1974)	44	5,920	鉄筋コンクリート造
正則小学校	西部	昭和 51 (1976)	42	4,837	鉄筋コンクリート造
篠田小学校	西部	昭和 55 (1980)	38	5,086	鉄筋コンクリート造
美和東小学校	西部	昭和 59 (1984)	34	4,994	鉄筋コンクリート造
甚目寺小学校	東部	昭和 45 (1970)	48	7,146	鉄筋コンクリート造
甚目寺南小学校	東部	昭和 48 (1973)	45	6,341	鉄筋コンクリート造
甚目寺東小学校	東部	昭和 50 (1975)	43	6,206	鉄筋コンクリート造
甚目寺西小学校	東部	昭和 55 (1980)	38	4,648	鉄筋コンクリート造

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
七宝中学校	南部	昭和 55 (1980)	38	8,921	鉄筋コンクリート造
七宝北中学校	南部	昭和 54 (1979)	39	6,946	鉄筋コンクリート造
美和中学校	西部	昭和 50 (1975)	43	9,971	鉄筋コンクリート造
甚目寺中学校	東部	昭和 42 (1967)	51	10,404	鉄筋コンクリート造
甚目寺南中学校	東部	昭和 57 (1982)	36	9,094	鉄筋コンクリート造
七宝学校給食センター	南部	昭和 46 (1971)	47	802	鉄筋コンクリート造
美和学校給食センター	西部	昭和 52 (1977)	41	1,483	鉄筋コンクリート造
甚目寺学校給食センター	東部	昭和 48 (1973)	45	1,258	鉄骨造
教育相談センター	東部	昭和 60 (1985)	33	672	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- 施設の規模として、宝小学校、秋竹小学校、七宝北中学校は、学級数が標準より少ない学校となっています。一方で、甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校は、学級数が標準より多い学校となっており、施設の規模と児童・生徒数がアンバランスになっています。
- 教育相談センターは、いじめ、不登校を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組や不登校児童生徒に対する相談・支援体制の充実を図るための施設となっています。

施設名称	年平均児童・生徒数 (人/年)	普通学級数
七宝小学校	505	15
宝小学校	175	6
伊福小学校	405	12
秋竹小学校	149	6
美和小学校	423	12
正則小学校	278	11
篠田小学校	325	12
美和東小学校	365	12
甚目寺小学校	647	19
甚目寺南小学校	866	24
甚目寺東小学校	695	20
甚目寺西小学校	330	12
七宝中学校	509	14

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	年平均児童・生徒数 (人/年)	普通学級数
七宝北中学校	205	6
美和中学校	690	18
甚目寺中学校	690	18
甚目寺南中学校	623	17
教育相談センター	26	-

普通学級数は、平成 28（2016）年度学校施設台帳による

ウ 再配置方針

- 秋竹小学校を始めとした学級数が標準より少ない学校については、機能の統合を検討します。また、余裕教室の増加が見込まれる学校については、これを解消するために、機能の複合化も検討します。
- 七宝学校給食センター、美和学校給食センター及び甚目寺学校給食センターは、3 施設の機能を統合する新給食センターの供用開始に伴い、廃止します。既存の給食センターの建物は、解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 教育相談センターは、心休まる静かな環境・学習や軽い運動ができるスペースに加え、不特定多数の方との接触がないような状況を確保できる施設が必要であるため、当面は民間へ譲渡された甚目寺会館の一階部分（これまでと同じスペース）を借用し、将来的に、施設の再配置により生じた空きスペースへの移転を検討します。

【ロードマップ】

施設名称	延床 面積 (m ²)	経過 年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
七宝小学校	8,098	39	複合化	→	→	→	→
			改修	→	→	→	更新
宝小学校	4,869	44	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
伊福小学校	5,584	44	複合化	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
秋竹小学校	5,260	40	→	統合			
			→	解体			
美和小学校	5,920	44	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
正則小学校	4,837	42	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
篠田小学校	5,086	38	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	更新
美和東小学校	4,994	34	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	更新

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
甚目寺小学校	7,146	48	複合化	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
甚目寺南小学校	6,341	45	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
甚目寺東小学校	6,206	43	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
甚目寺西小学校	4,648	38	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	更新
七宝中学校	8,921	38	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	更新
七宝北中学校	6,946	39	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	→	更新
美和中学校	9,971	43	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
甚目寺中学校	10,404	51	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	更新	→	→
甚目寺南中学校	9,094	36	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	更新
七宝学校給食センター	802	47	統合				
			解体				
美和学校給食センター	1,483	41	統合				
			解体				
甚目寺学校給食センター	1,258	45	統合				
			解体				
教育相談センター (甚目寺会館内)	672	33	(継続)	→	→	→	→
			借用				

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(7) 学校施設長寿命化計画の策定

- 市内の小中学校のほぼ全てが、長寿命化（更新 80 年）を前提とした場合の大規模改修を実施する時期が到来しており、一律で対策を行っていくことは財政面から現実的ではありません。
- 今後の児童・生徒数の予測に基づき、学校規模の適正化に配慮した上で、優先順位を定め、減築や建替えも含めた検討を行い、適切な学校施設長寿命化計画を策定する必要があります。

5 施設毎の再配置計画の策定

(イ) 複合化の条件

- ・市民ワークショップにおけるモデルケースの議論の結果をもとに、学校に複合化することが可能と考えられる機能（施設）として、多世代交流スペース、児童館機能、公民館機能（図書室・家庭科室・音楽室の開放）、自習スペースについて、実現に向けた検討、調整を行っていきます。
- ・学校への複合化が困難な場合には、余裕教室を集約し、棟数を減らすなどの減築を考慮する必要があります。

(ウ) 統廃合・学区再編について

- ・適正規模化に向けた統廃合や学区再編については、前回の「あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書（平成 23 年 12 月）」から 10 年が経過した時期を目前に、**小中一貫校も含めた**見直しを検討していきます。

(6) 子育て支援施設

ア 対象施設 (21 施設)

保育園	■七宝北部保育園 ■正則保育園 ■篠田保育園 ■昭和保育園 ■聖徳保育園 ■萱津保育園 ■新居屋保育園 ■五条保育園 ■大花保育園
幼児・児童施設	■七宝児童館 ■美和児童館 ■甚目寺南児童館 ■甚目寺北児童館 ■甚目寺中央児童館 ■甚目寺西児童館 ■美和子育て支援センター ■甚目寺子育て支援センター ■七宝子育て支援センター ■にこにこ園 ■きらきら園 ■ほのぼの園

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- 保育園は、全 9 施設のうち 7 施設において建築後の経過年数が 40 年以上となっていることから、一斉に大規模改修の時期を迎えていました。ただし、学校等とは異なり、保育園は国からの補助制度がなく、全て市の単独費として財源を確保する必要があります。
- 幼児・児童施設は比較的新しい施設が多いものの、今後は、順次、大規模改修の時期を迎えます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
七宝北部保育園	南部	昭和 50 (1975)	43	935	鉄筋コンクリート造
正則保育園	西部	昭和 51 (1976)	42	1,105	鉄筋コンクリート造
篠田保育園	西部	昭和 53 (1978)	40	1,329	鉄筋コンクリート造
昭和保育園	東部	平成 17 (2005)	13	2,229	鉄骨造
聖徳保育園	東部	昭和 46 (1971)	47	898	鉄筋コンクリート造
萱津保育園	東部	昭和 48 (1973)	45	594	鉄筋コンクリート造
新居屋保育園	東部	昭和 51 (1976)	42	1,075	鉄筋コンクリート造
五条保育園	東部	昭和 53 (1978)	40	1,103	鉄筋コンクリート造
大花保育園	東部	昭和 54 (1979)	39	1,133	鉄筋コンクリート造
七宝児童館	南部	昭和 56 (1981)	37	458	鉄筋コンクリート造
美和児童館	西部	平成 1 (1989)	29	388	鉄骨造
甚目寺南児童館	東部	昭和 63 (1988)	30	147	鉄筋コンクリート造
甚目寺北児童館	東部	平成 3 (1991)	27	913	鉄骨造

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
甚目寺中央児童館	東部	平成6 (1994)	24	864	鉄骨鉄筋コンクリート造
甚目寺西児童館	東部	平成9 (1997)	21	365	鉄骨鉄筋コンクリート造
美和子育て支援センター	西部	昭和61 (1986)	32	76	鉄筋コンクリート造
甚目寺子育て支援センター	東部	平成17 (2005)	13	96	鉄骨造
七宝子育て支援センター	南部	平成8 (1996)	22	79	鉄骨造
にこにこ園	南部	昭和50 (1975)	43	251	鉄筋コンクリート造
きらきら園	西部	平成17 (2005)	13	188	鉄骨造
ほのぼの園	東部	平成17 (2005)	13	192	鉄骨造

(イ)機能・サービス状況

- ・保育園は、最も新しい昭和保育園の定員が多くなっています。
- ・児童館、子育て支援センターでは、年間の延べ利用者数が比較的多くなっています。
- ・美和児童館、**甚目寺中央児童館**、甚目寺南児童館、甚目寺北児童館は、児童クラブとの複合施設となっています。
- ・近年、国の補助制度を活用した私立保育園や認定こども園が市内でも新たに開園されています。

施設名称	年平均児童数 (人/年)	施設名称	年平均利用者数 (人/年)
七宝北部保育園	125	七宝児童館	8,261
正則保育園	129	美和児童館	18,240
篠田保育園	171	甚目寺南児童館	14,396
昭和保育園	256	甚目寺北児童館	15,161
聖徳保育園	119	甚目寺中央児童館	20,796
萱津保育園	73	甚目寺西児童館	16,799
新居屋保育園	132	美和子育て支援センター	13,434
五条保育園	82	甚目寺子育て支援センター	12,540
大花保育園	170	七宝子育て支援センター	*6,128
にこにこ園	22	※七宝つどいの広場の利用者数を示します。	
きらきら園	25		
ほのぼの園	25		

(4) 市民ニーズ（アンケート結果）

- 七宝児童館、美和児童館、甚目寺中央児童館は、『優先的に維持すべき』と回答している割合が高くなっています。

ウ 再配置方針

- 保育園は、各園から 1.2 km の施設圏域が重なる近接した園で定員が少ない方の園（聖徳保育園、萱津保育園、新居屋保育園、五条保育園）を対象に、民間活力の導入（以下、民活とする。）として、指定管理、民営化を含めて検討することとし、それ以外の園（七宝北部保育園、正則保育園、篠田保育園、昭和保育園、大花保育園）について、公立園としての継続を検討します。
- 七宝児童館の機能については、第Ⅱ期に南部地域新複合施設への機能の複合化を検討します。既存の児童館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 甚目寺南児童館の機能については、同じ校区内の坂牧防災コミュニティセンターへ複合化し、甚目寺北児童館の機能については、第Ⅰ期に同じ校区内の甚目寺中央児童館へ統合することを検討します。既存の児童館の建物は、複合化・統合した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 甚目寺中央児童館は、第Ⅲ期に東部地域新複合施設への機能の複合化を検討します。既存の児童館の建物は、複合化した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- 美和子育て支援センター及び甚目寺子育て支援センターの機能については、市内で一か所として第Ⅱ期に七宝子育て支援センターに統合します。美和子育て支援センターの建物スペースについては、美和保健センターの動向に合わせるものとし、甚目寺子育て支援センターの建物スペースは、昭和保育園に返還して保育園に転用します。
- にこにこ園及びきらきら園は、将来的にはのぼの園に機能を統合する方針とします。既存の建物スペースについては、それぞれ、七宝北部保育園と篠田防災コミュニティセンターに返還して転用します。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
七宝北部保育園	935	43	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
正則保育園	1,105	42	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	更新	→
篠田保育園	1,329	40	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	→	更新
昭和保育園	2,229	13	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
聖徳保育園	898	47	民活				
			民活				
萱津保育園	594	45	民活				
			民活				
新居屋保育園	1,075	42	民活				
			民活				
五条保育園	1,103	40	民活				
			民活				
大花保育園	1,133	39	(継続)	→	→	→	→
			改修	→	→	→	更新
七宝児童館	458	37	→	複合化	→	→	→
			→	解体			
美和児童館	388	29	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	→
甚目寺南児童館 (本郷憩の家内)	147	30	複合化	→	→	→	→
			解体				
甚目寺北児童館 (森憩の家内)	913	27	統合				
			解体				
甚目寺中央児童館 (甚目寺総合福祉会館内)	864	24	→	→	複合化	→	→
			→	→	解体		
甚目寺西児童館 (新居屋憩の家内)	365	21	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	→
美和子育て支援センター (美和保健センター内)	76	32	→	統合			
			→	更新			
甚目寺子育て支援センター (昭和保育園内)	96	13	→	統合			
			→	転用	改修	→	→
七宝子育て支援センター (七宝高齢者生きがい活動センター内)	79	22	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	→
にこにこ園 (七宝北部保育園内)	251	43	統合				
			転用	→	→	更新	→
きらきら園 (篠田防災コミュニティセンター内)	188	13	統合				
			転用	→	改修	→	→
ほのぼの園 (昭和保育園内)	192	13	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(7) 民活の条件

- ・移管の検討対象とする民間事業者は、営利企業ではなく、社会福祉法人や学校法人などの保育園・認定こども園等の運営実績を有する団体とすることを条件に公募することが考えられます。
- ・建物が老朽化した園については、国庫補助制度の活用を前提に、民間事業者による改築を行うことを条件とすることが考えられます。

(イ) 民活の時期

- ・園児、保護者への配慮を最優先としつつ、それぞれ時期を決めて、充分な周知・移行期間を設けた上で段階的に移行していきます。

5 施設毎の再配置計画の策定

(7) 保健・福祉施設

ア 対象施設 (16 施設)

高齢福祉施設	■甚目寺老人福祉センター ■甚目寺高齢者生きがい活動センター ■七宝高齢者生きがい活動センター ■本郷憩の家	■甚目寺地域福祉センター ■七宝老人福祉センター ■美和総合福祉センターすみれの里 ■森憩の家 ■新居屋憩の家
障がい福祉施設	■七宝福祉作業所 ■くすのきの家（西館）	■美和ひまわり作業所 ■くすのきの家
保健施設	■七宝保健センター	■美和保健センター ■甚目寺保健センター

イ 現状と課題

(7) 建物状況

- ・高齢福祉施設において、甚目寺老人福祉センターは建築後の経過年数がまもなく 40 年となることから、大規模改修の時期を迎えていました。
- ・障がい福祉施設において、くすのきの家は建築後の経過年数が 30 年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。
- ・保健施設において、七宝保健センター及び美和保健センターは建築後の経過年数が 30 年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
甚目寺老人福祉センター	東部	昭和 54 (1979)	39	506	鉄筋コンクリート造
甚目寺地域福祉センター	東部	平成 6 (1994)	24	3,038	鉄骨鉄筋コンクリート造
甚目寺高齢者生きがい活動センター	東部	平成 6 (1994)	24	796	鉄骨鉄筋コンクリート造
七宝老人福祉センター	南部	昭和 62 (1987)	31	2,893	鉄筋コンクリート造
七宝高齢者生きがい活動センター	南部	平成 8 (1996)	22	1,064	鉄骨造
美和総合福祉センターすみれの里	西部	平成 11 (1999)	19	3,271	鉄骨造
本郷憩の家	東部	昭和 63 (1988)	30	551	鉄筋コンクリート造
森憩の家	東部	平成 3 (1991)	27	466	鉄骨造
新居屋憩の家	東部	平成 9 (1997)	21	746	鉄筋コンクリート造
七宝福祉作業所	南部	平成 8 (1996)	22	308	鉄骨造
美和ひまわり作業所	西部	平成 11 (1999)	19	481	鉄筋コンクリート造
くすのきの家	東部	昭和 60 (1985)	33	341	鉄筋コンクリート造

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
くすのきの家（西館）	東部	平成3 (1991)	27	246	鉄骨造
七宝保健センター	南部	昭和60 (1985)	33	1,130	鉄筋コンクリート造
美和保健センター	西部	昭和61 (1986)	32	1,703	鉄筋コンクリート造
甚目寺保健センター	東部	平成6 (1994)	24	478	鉄骨鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- ・甚目寺地域福祉センター、甚目寺保健センター及び甚目寺高齢者生きがい活動センターは、複合施設（甚目寺総合福祉社会館）であり、総合的な福祉サービスを提供するとともに、保健及び福祉に関する活動を助長することにより、福祉に関する意識の高揚を図るために設置されています。
- ・七宝高齢者生きがい活動センターは、七宝福祉作業所、七宝子育て支援センターとの複合施設となっています。
- ・本郷憩の家は、甚目寺南児童館との複合施設となっています。
- ・森憩の家は、甚目寺北児童館との複合施設となっています。
- ・新居屋憩の家は、甚目寺西児童館との複合施設となっています。
- ・美和保健センターは、美和子育て支援センターとの複合施設となっています。
- ・指定管理者が運営している施設は、甚目寺地域福祉センター、甚目寺高齢者生きがい活動センター、七宝老人福祉センター、七宝高齢者生きがい活動センター、美和総合福祉センターすみれの里、七宝福祉作業所、美和ひまわり作業所、くすのきの家、くすのきの家（西館）になります。

施設名称	年平均利用者数 (人/年)	1日平均利用者数 (人/日)
甚目寺老人福祉センター	7,970	32.8
甚目寺地域福祉センター	24,591	83.9
甚目寺高齢者生きがい活動センター	20,866	71.2
七宝老人福祉センター	64,079	263.7
七宝高齢者生きがい活動センター	1,367	5.6
美和総合福祉センターすみれの里	27,168	110.9
本郷憩の家	12,331	42.1
森憩の家	19,514	66.6
新居屋憩の家	19,672	67.1
七宝福祉作業所	2,392	9.8
美和ひまわり作業所	3,907	16.1
くすのきの家	5,100	21.0
くすのきの家（西館）	2,682	11.0

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	年平均利用者数 (人/年)	1日平均利用者数 (人/日)
七宝保健センター	8,244	33.9
美和保健センター	7,836	32.2
甚目寺保健センター	23,919	81.6

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

- ・高齢福祉施設の中で、『優先的に維持すべき』と回答した人が最も多い施設は、美和総合福祉センターすみれの里であり、次いで七宝老人福祉センター、甚目寺地域福祉センターとなっています。
- ・高齢福祉施設の中で、『統廃合や施設内容の変更などをすべき』と回答した人が最も多い施設は、森憩の家であり、次いで甚目寺老人福祉センター、甚目寺地域福祉センターとなっています。

ウ 再配置方針

- ・甚目寺地域福祉センターのデイサービス事業及び甚目寺高齢者生きがい活動センターのシルバー人材センター事業を美和総合福祉センターすみれの里にあま市全体で一つに統合します。複合施設である既存の甚目寺総合福祉会館には、保健・福祉関連としては、高齢者が集う機能が残ることになりますが、将来的に**東部地域新複合施設**（甚目寺公民館、甚目寺総合体育館、美和文化会館（文化の杜内）、甚目寺中央児童館の機能）への**複合化を検討します**。それに伴い、既存の甚目寺総合福祉会館の建物は、機能が移転した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・七宝高齢者生きがい活動センターのシルバー人材センター事業を美和総合福祉センターすみれの里に統合します。既存の建物の空いたスペースを活用し、現在は昭和保育園に併設されている甚目寺子育て支援センター及び美和保健センターに併設されている美和子育て支援センターの機能を移転し、子育て支援センター事業の機能をあま市全体で一つに統合します。
- ・七宝老人福祉センターは、デイサービス事業を美和総合福祉センターすみれの里にあま市全体で統合します。高齢者が集う機能は、将来的に**南部地域新複合施設**（七宝公民館、七宝総合体育館、七宝児童館の機能）への**複合化を検討します**。それに伴い、既存の七宝老人福祉センターの建物は、機能が移転した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・美和総合福祉センターすみれの里は、稼働状況や市民ニーズといったソフト評価が高く、施設の経過年数が20年未満とハード評価も高いことから、既存の建物に、デイサービス事業、シルバー人材センター事業の機能をあま市全体で一つに集約化します。建物は継続し、施設の経過年数が40年となる第Ⅲ期を目途に、大規模改修による建物の長寿命化を検討します。
- ・本郷憩の家は、坂牧防災コミュニティセンターに高齢者が集う機能を複合化し、入浴事業は廃止します。それに伴い、既存の本郷憩の家の建物は、機能が移転した後に解体を

基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。

- ・森憩の家は、甚目寺地域福祉センターに高齢者が集う機能を複合化し、入浴事業は廃止します。それに伴い、既存の森憩の家の建物は、機能が移転した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・新居屋憩の家は、現在、甚目寺西児童館との複合施設となっていますが、高齢者が集う機能や入浴事業などの憩の家の機能は廃止し、建物全体を甚目寺西児童館として転用します。
- ・美和ひまわり作業所を継続し、七宝福祉作業所、くすのきの家及びくすのきの家（西館）は、民間活力の導入として、指定管理、民営化を含めて検討することとします。並行して、民間法人による障がい者福祉サービス施設の市内誘致を進めますが、建物の耐用年数を迎える時期までに市内誘致と同時に、公共施設（再配置により生じた空き施設）に集約移転することを検討します。
- ・七宝保健センター及び美和保健センターの建物が耐用年数を迎える第Ⅱ期に甚目寺保健センターも合わせ、あま市全体で一つの保健センターとして統合します。それに伴い、各保健センターの既存の建物は、機能が移転した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
甚目寺老人福祉センター	506	39	廃止				
			解体				
甚目寺地域福祉センター (甚目寺総合福祉会館内)	3,038	24	統合	→	複合化	→	→
			→	→	解体		
甚目寺高齢者生きがい活動センター (甚目寺総合福祉会館内)	796	24	統合				
			→	→	解体		
七宝老人福祉センター	2,893	31	統合	複合化	→	→	→
			→	解体			
七宝高齢者生きがい活動センター	1,064	22	統合				
			→	改修	→	→	→
美和総合福祉センターすみれの里	3,271	19	(継続)	→	→	→	→
			→	→	改修	→	→
本郷憩の家	551	30	複合化	→	→	→	→
			解体				
森憩の家	466	27	複合化	→	→	→	→
			解体				
新居屋憩の家	746	21	廃止	→	→	→	→
			転用	改修	→	→	→
七宝福祉作業所 (七宝高齢者生きがい活動センター内)	308	22	→	民活			
			→	民活			

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
美和ひまわり作業所	481	19	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	→
くすのきの家	341	33	→	民活			
			→	民活			
くすのきの家（西館）	246	27	→	民活			
			→	民活			
七宝保健センター	1,130	33	→	統合			
			→	解体			
美和保健センター	1,703	32	→	統合			
			→	解体			
甚目寺保健センター (甚目寺総合福祉会館内)	478	24	→	統合			
			→	→	解体		

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 統合の条件

- ・デイサービス事業及びシルバー人材センター事業は、利用者への周知期間、移行期間を十分に設定し、環境の変化等に配慮する必要があります。

(イ) 民間活力導入に向けた検討事項

- ・福祉作業所に民間活力の導入を検討する際には、利用者及び保護者の意向を確認し、官民の連携により、市内で必要な定員数を確保します。
- ・また、利用者の負担軽減のため、通所先の変更が極力、少なくなるような計画を検討する必要があります。

(8) 行政系施設

ア 対象施設 (8 施設)

庁舎	■本庁舎	■七宝庁舎	■甚目寺庁舎
その他	■七宝倉庫	■七宝防災倉庫	■新居屋防災センター
行政系施設	■甚目寺南防災センター	■土木倉庫	

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- 本庁舎、七宝庁舎及び甚目寺庁舎は建築後の経過年数が 40 年以上となっていることから、大規模改修の時期を迎え、新庁舎の建設を進めています。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
本庁舎	西部	昭和 48 (1973)	45	4,853	鉄筋コンクリート造
七宝庁舎	南部	昭和 51 (1976)	42	3,940	鉄筋コンクリート造
甚目寺庁舎	東部	昭和 48 (1973)	45	5,861	鉄筋コンクリート造
七宝倉庫	南部	昭和 54 (1979)	39	58	鉄骨造
七宝防災倉庫	南部	平成 6 (1994)	24	544	鉄骨造
新居屋防災センター	東部	平成 8 (1996)	22	202	鉄骨造
甚目寺南防災センター	東部	平成 14 (2002)	16	256	鉄骨造
土木倉庫	東部	昭和 57 (1982)	36	53	軽量鉄骨造

(イ) 機能・サービス状況

- 七宝防災倉庫は、災害時の防災資機材等を保管するために設置された施設です。
- 新居屋防災センター、甚目寺南防災センターは、地域住民の連帶意識の高揚及び自主防災活動の推進に寄与するために設置された施設であり、地区のコミュニティ施設に近い機能となっています。
- 土木倉庫は、土木資材、材料及び土木工事用資材等を保管するために設置された施設です。

施設名称	年平均利用者数 (人/年)	1 日平均利用者数 (人/日)
新居屋防災センター	579	1.9
甚目寺南防災センター	327	1.1

5 施設毎の再配置計画の策定

(ウ) 市民ニーズ（アンケート結果）

- ・新居屋防災センターは、『優先的に維持すべき』と回答している割合が高くなっています。
- ・甚目寺南防災センターは、『統廃合や施設内容の変更などをすべき』と回答している割合が高くなっています。

ウ 再配置方針

- ・本庁舎、七宝庁舎及び甚目寺庁舎は、平成 34（2022）年度に完成予定の新庁舎に機能を統合します。既存の建物は、いずれも経過年数が 40 年以上となっており、老朽化が進んでいることから、統合した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・七宝倉庫は、経過年数がまもなく 40 年を迎えることから、機能を廃止し、建物は解体を基本とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・新居屋防災センターは、コミュニティセンターと同様の機能となっていることから、集会施設と同様に地区に譲渡する方針とします。
- ・甚目寺南防災センターは、第Ⅲ期に機能を廃止し、建物は解体を基本とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。
- ・土木倉庫は、市の中心部にあり利便性が高い七宝防災倉庫に機能を統合することとし、既存の建物は、統合した後に解体を基本方針とし、利活用検討委員会に諮り、利活用を検討します。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
本庁舎	4,853	45	統合				
			解体				
七宝庁舎	3,940	42	統合				
			解体				
甚目寺庁舎	5,861	45	統合				
			解体				
七宝倉庫	58	39	廃止				
			解体				
七宝防災倉庫	544	24	(継続)	→	→	→	→
			→	改修	→	→	→
新居屋防災センター	202	22	地区				
			譲渡				
甚目寺南防災センター	256	16	→	→	廃止		
			→	→	解体		
土木倉庫	53	36	統合				
			解体				

「譲渡」と評価したものであっても、実施不可の場合は、解体を基本とします。

(9) 公営住宅

ア 対象施設（21施設）

公営住宅	■平割第一住宅	■平割第二住宅
	■梶村第一住宅	■梶村第二住宅
	■栄改良住宅（昭和57）	■栄改良住宅（昭和58）
	■栄改良住宅（昭和59）	■栄改良住宅（昭和59第1次分）
	■栄改良住宅（昭和59第2次分）	■栄改良住宅（昭和59第3次分）
	■栄改良住宅（昭和60第1次分）	■栄改良住宅（昭和60第2次分）
	■栄改良住宅（昭和60第3次分）	■栄改良住宅（昭和60第4次分）
	■栄改良住宅（昭和61第1次分）	■栄改良住宅（昭和61第2次分）
	■栄改良住宅（昭和61第3次分）	■栄改良住宅（昭和63）
	■栄改良住宅（平成3）	■栄改良住宅（平成4）
	■栄改良住宅（平成9）	

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- ・公営住宅は、全21施設のうち18施設において建築後の経過年数が30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。対策の優先順位を検討し、計画的な大規模改修を行うための長寿命化計画の策定が必要となっています。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
平割第一住宅	東部	昭和56(1981)	37	1,674	鉄筋コンクリート造
平割第二住宅	東部	昭和57(1982)	36	1,727	鉄筋コンクリート造
梶村第一住宅	東部	昭和59(1984)	34	2,271	鉄筋コンクリート造
梶村第二住宅	東部	昭和60(1985)	33	892	鉄筋コンクリート造
栄改良住宅（昭和57）	東部	昭和57(1982)	36	2,470	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和58）	東部	昭和58(1983)	35	1,671	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和59）	東部	昭和59(1984)	34	168	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和59第1次分）	東部	昭和59(1984)	34	1,337	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和59第2次分）	東部	昭和59(1984)	34	1,671	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和59第3次分）	東部	昭和59(1984)	34	1,002	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和60第1次分）	東部	昭和60(1985)	33	1,773	フ [°] レキヤストコンクリート造
栄改良住宅（昭和60第2次分）	東部	昭和60(1985)	33	335	フ [°] レキヤストコンクリート造

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
栄改良住宅(昭和 60 第 3 次分)	東部	昭和 60 (1985)	33	2,405	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(昭和 60 第 4 次分)	東部	昭和 60 (1985)	33	2,037	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(昭和 61 第 1 次分)	東部	昭和 61 (1986)	32	1,302	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(昭和 61 第 2 次分)	東部	昭和 61 (1986)	32	2,005	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(昭和 61 第 3 次分)	東部	昭和 61 (1986)	32	1,205	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(昭和 63)	東部	昭和 63 (1988)	30	520	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(平成 3)	東部	平成 3 (1991)	27	637	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(平成 4)	東部	平成 4 (1992)	26	168	ブレキヤストコンクリート造
栄改良住宅(平成 9)	東部	平成 9 (1997)	21	99	ブレキヤストコンクリート造

(イ)機能・サービス状況

- 居住環境の整備改善を図るため実施した小集落地区等改良事業（現：小規模住宅地区等改良事業）に基づく住宅であり、ほぼ満室に近い状況となっています。

施設名称	戸数	年平均入居世帯数 (世帯/年)
平割第一住宅	24	24
平割第二住宅	24	24
梶村第一住宅	32	31
梶村第二住宅	12	12
栄改良住宅(昭和 57)	32	32
栄改良住宅(昭和 58)	20	20
栄改良住宅(昭和 59)	2	2
栄改良住宅(昭和 59 第 1 次分)	16	16
栄改良住宅(昭和 59 第 2 次分)	20	20
栄改良住宅(昭和 59 第 3 次分)	12	12
栄改良住宅(昭和 60 第 1 次分)	22	21
栄改良住宅(昭和 60 第 2 次分)	4	4
栄改良住宅(昭和 60 第 3 次分)	28	28
栄改良住宅(昭和 60 第 4 次分)	26	26
栄改良住宅(昭和 61 第 1 次分)	18	18
栄改良住宅(昭和 61 第 2 次分)	24	24
栄改良住宅(昭和 61 第 3 次分)	16	15
栄改良住宅(昭和 63)	6	6

施設名称	戸数	年平均入居世帯数 (世帯/年)
栄改良住宅（平成3）	8	8
栄改良住宅（平成4）	2	2
栄改良住宅（平成9）	2	2

ウ 再配置方針

- ・中層住宅（平割第一住宅、平割第二住宅、梶村第一住宅、梶村第二住宅）は、機能を継続します。将来的に入居者が減少した場合には、集約することも検討します。
- ・戸建てタイプの栄改良住宅は、長寿命化を図るための建物の改修を行いながら、入居者の意向を確認し、市としての方針を定め、持家化に向けた協議を進めていきます。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積 (m ²)	経過年数 (年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
平割第一住宅	1,674	37	(継続)	→	→	→	→
			→	→	更新	→	→
平割第二住宅	1,727	36	(継続)	→	→	→	→
			→	→	更新	→	→
梶村第一住宅	2,271	34	(継続)	→	→	→	→
			→	→	更新	→	→
梶村第二住宅	892	33	(継続)	→	→	→	→
			→	→	更新	→	→
栄改良住宅（昭和57）	2,470	36	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和58）	1,671	35	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和59）	168	34	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和59第1次分）	1,337	34	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和59第2次分）	1,671	34	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和59第3次分）	1,002	34	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和60第1次分）	1,773	33	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和60第2次分）	335	33	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		

5 施設毎の再配置計画の策定

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
栄改良住宅（昭和 60 第 3 次分）	2,405	33	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和 60 第 4 次分）	2,037	33	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和 61 第 1 次分）	1,302	32	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和 61 第 2 次分）	2,005	32	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和 61 第 3 次分）	1,205	32	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（昭和 63）	520	30	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（平成 3）	637	27	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（平成 4）	168	26	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		
栄改良住宅（平成 9）	99	21	持家化	→	→		
			譲渡	→	→		

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 譲渡の条件

- 個人の居住権に関わるため、入居者に配慮した対応を行い、譲渡を希望する入居者の申し出に対して、改良住宅の譲渡を行っていきます。

(イ) 譲渡の時期

- 建築後の経過年数が 40 年を迎えるため、長寿命化を図るために改修を行いながら、協議が整った入居者から順に、譲渡契約を締結していきます。

(ウ) 譲渡後の対応

- 譲渡後は、入居者へ所有権が移転し、個人の財産となることから、修繕、建替えは入居者が実施していくことになります。

(10) 上水道施設

ア 対象施設 (3 施設)

上水道施設	■木田上水道配水管理センター	■川部上水道配水場
	■簡易水道配水場	

イ 現状と課題

(7) 建物状況

- 上水道施設は、全3施設のうち2施設において建築後の経過年数が40年を超えています。川部上水道配水場は、平成26・27・28年度に大規模改修を実施していますが、簡易水道配水場が大規模改修の時期を迎えていました。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
木田上水道配水管理センター	西部	平成9 (1997)	21	1,297	鉄筋コンクリート造
川部上水道配水場	南部	昭和48 (1973)	45	642	鉄筋コンクリート造
簡易水道配水場	東部	昭和52 (1977)	41	119	鉄筋コンクリート造

(4) 機能・サービス状況

- 木田上水道配水管理センターは西部地域へ、川部上水道配水場は南部地域へ給水するための施設です。東部地域へは、大半を名古屋市水道事業により給水していますが、一部の地区を簡易水道配水場より給水しています。

ウ 再配置方針

- 上水道施設については、再配置計画とは別に、事業計画と合わせて一体的に検討します。

5 施設毎の再配置計画の策定

(11) 下水道施設

ア 対象施設 (1 施設)

下水道施設	■梶村ポンプ場
-------	---------

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- 梶村ポンプ場は、建築後の経過年数が 40 年となっており、大規模改修の時期を迎えています。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
梶村ポンプ場	東部	昭和 53 (1978)	40	620	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- 梶村ポンプ場は、対象区域 31ha の浸水対策として整備・管理しており、住民の生活基盤の維持を図っています。

ウ 再配置方針

・下水道施設については、再配置計画とは別に、事業計画と合わせて一体的に検討します。

(12) 病院施設

ア 対象施設 (1 施設)

病院施設	■市民病院
------	-------

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- ・市民病院は、平成 27（2015）年 11 月に新築移転しており、建築後の経過年数が 3 年の比較的新しい施設となっています。

施設名称	地域	建築年度	経過年数(年)	延床面積(m ²)	構造
市民病院	東部	平成 27 (2015)	3	19,927	鉄筋コンクリート造

(イ) 機能・サービス状況

- ・勇健都市“あま”の実現に向け、医療や健康づくりの拠点として、サービスを提供しています。

ウ 再配置方針

- ・現施設については、第IV期まで大規模な改修は必要ないものと考えており、将来的には予防保全型の維持管理を行うためにも、施設の長寿命化に向けた長期的な改修計画を作成し、適切な維持管理を行います。

【ロードマップ】

施設名称	延床面積(m ²)	経過年数(年)	実施時期（上段：機能、下段：建物）				
			第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期	第Ⅴ期
市民病院	19,927	3	(継続) →	→	→	→	→
			→	→	→	改修	→

エ 再配置の実現に向けた留意事項

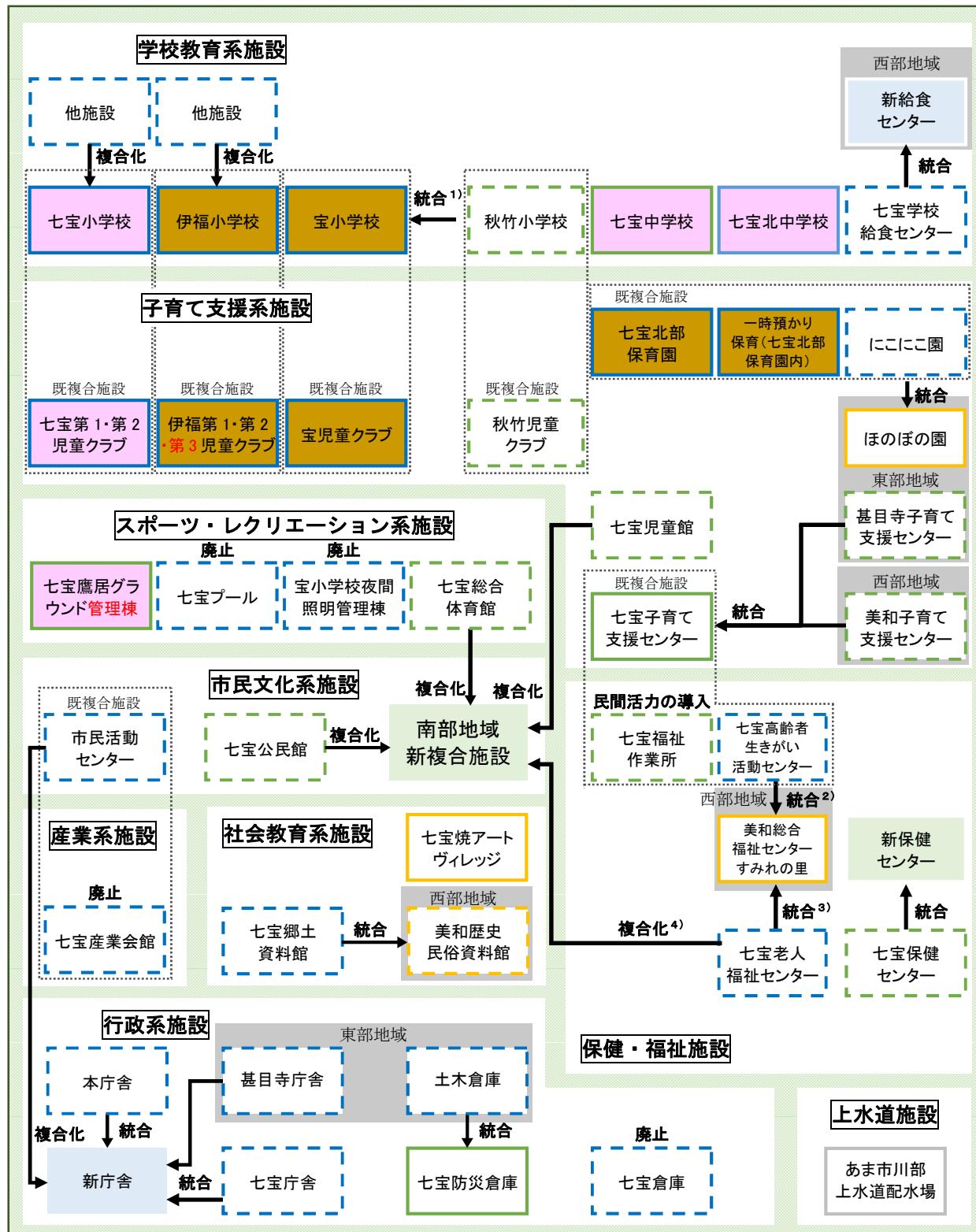
- ・一般会計から多額の繰出金を毎年支出しているため、抜本的な経営改善として、経営形態の見直しが必要であると判断し、平成 31（2019）年 4 月から 20 年間の指定管理者制度を導入することとなりました。

5 施設毎の再配置計画の策定

・地域別再配置計画

①南部地域における再配置計画

(延床面積 50 m²未満は計画対象外)

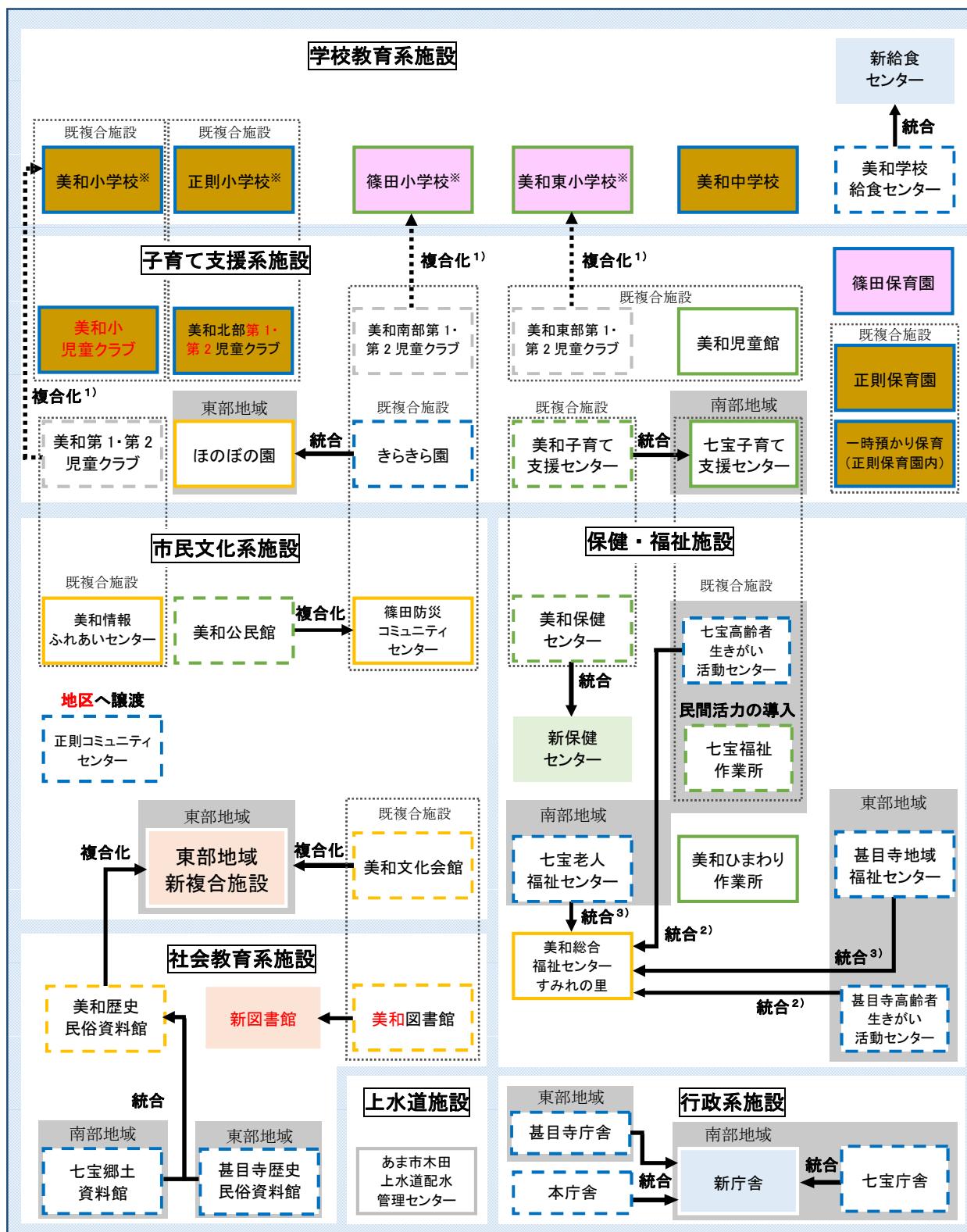


1) 統合先は適正規模に配慮、2) シルバー人材センター事業を統合、3) デイサービス事業を統合、

4) 高齢者が集う機能を複合化

凡例	第Ⅰ期 H29～H38	第Ⅱ期 H39～H48	第Ⅲ期 H49～H58	第Ⅳ期 H59～H68	第Ⅴ期 H69～H78	
維持管理施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	外枠実線は改修 塗りつぶしは更新
統合等施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	

②西部地域における再配置計画

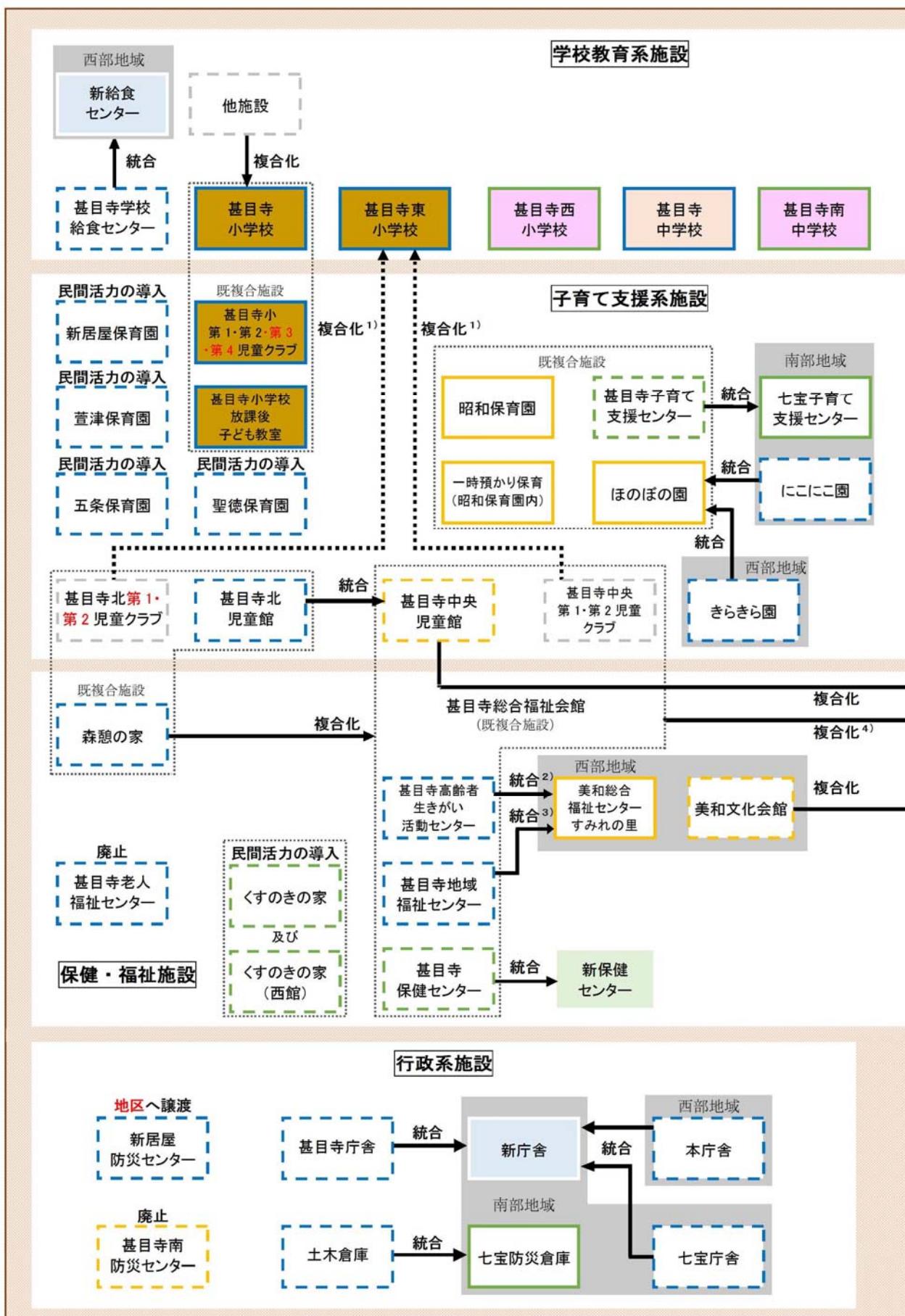
(延床面積 50 m²未満は計画対象外)

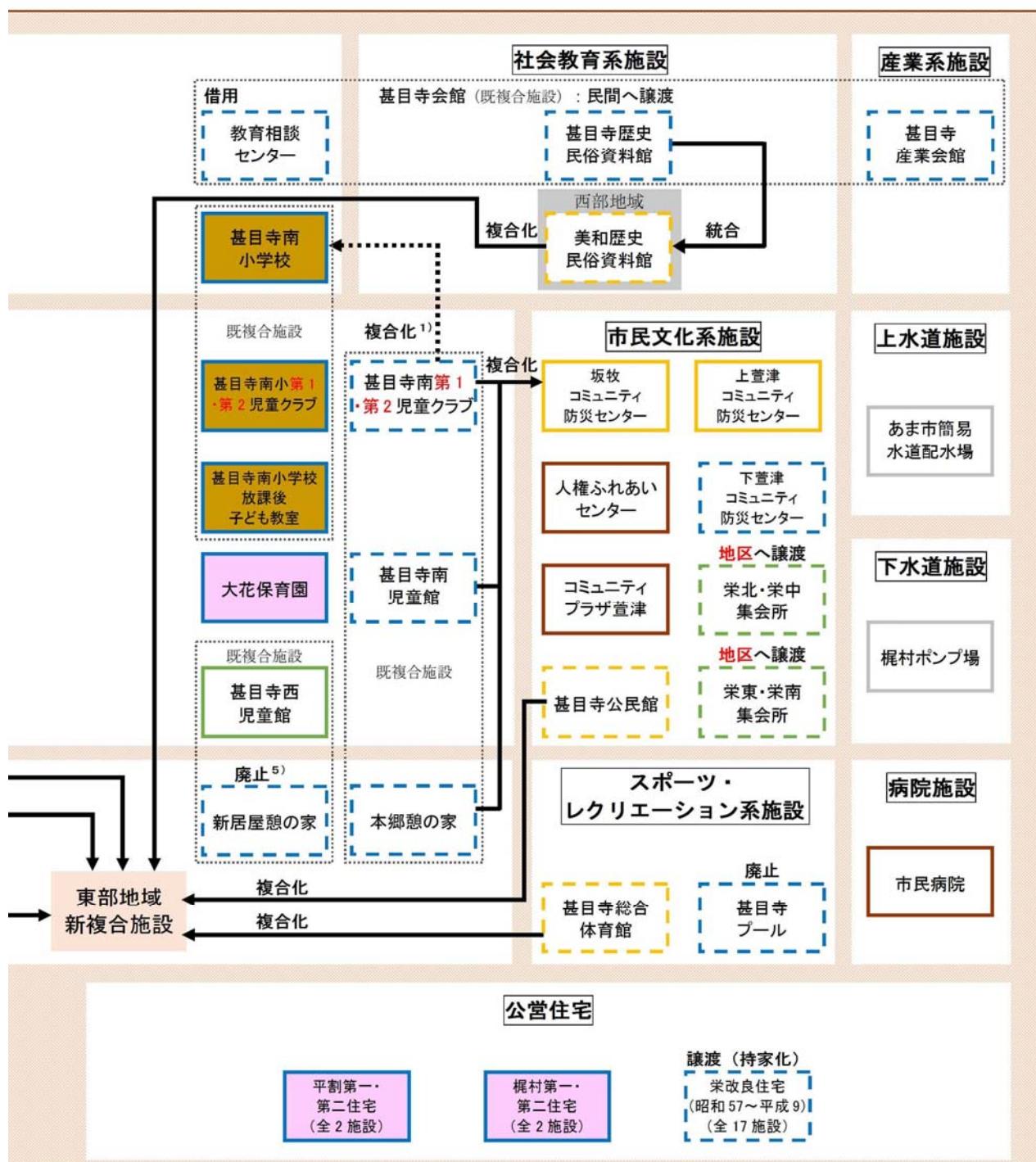
1) 将来的に児童クラブを学校に複合化、2) シルバーリソースセンター事業を統合、3) デイサービス事業を統合
※放課後子ども教室は、各小学校で事業を行っており、今後も連動していきます。

凡例	第Ⅰ期 H29~H38	第Ⅱ期 H39~H48	第Ⅲ期 H49~H58	第Ⅳ期 H59~H68	第Ⅴ期 H69~H78	外枠実線は改修 塗りつぶしは更新
維持管理施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	
統合等施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	

5 施設毎の再配置計画の策定

③東部地域における再配置計画



(延床面積 50 m²未満は計画対象外)

- 1) 将来的に児童クラブを学校に複合化
- 2) シルバー人材センター事業を統合
- 3) デイサービス事業を統合
- 4) 甚目寺総合福祉会館の高齢者が集う機能を新施設に複合化
- 5) 新居屋憩の家の機能を廃止（全館を甚目寺西児童館とする。）

凡例	第Ⅰ期 H29～H38	第Ⅱ期 H39～H48	第Ⅲ期 H49～H58	第Ⅳ期 H59～H68	第Ⅴ期 H69～H78
維持管理施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称
統合等施設	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称	施設名称

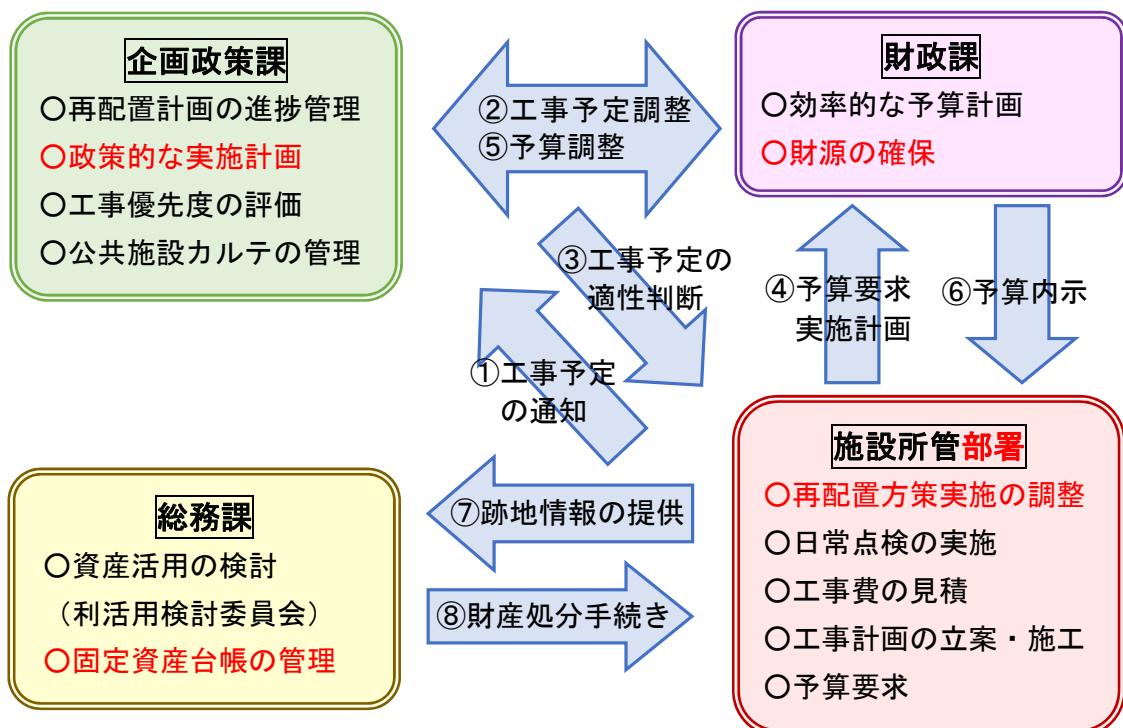
外枠実線は改修
塗りつぶしは更新

6 再配置計画の推進

(1) 計画の推進にあたって

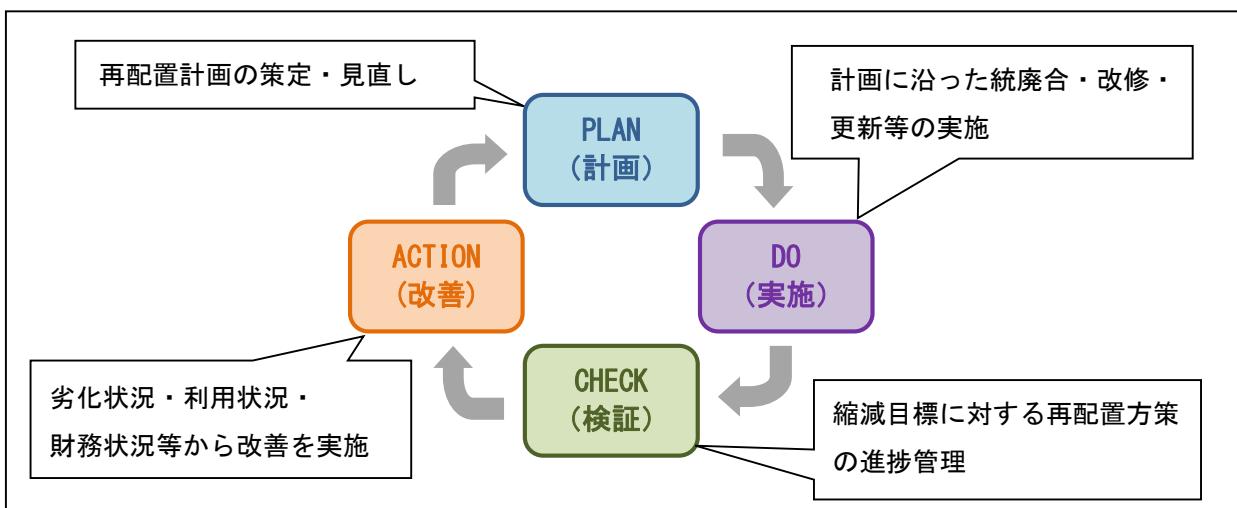
ア 全庁的な体制の構築

再配置計画の縮減目標を達成するために、基本方針や再配置方策に従い、各施設の所管部署の考え方だけでなく、全庁的な合意の下でそれぞれの役割分担に基づき、一丸となって計画を推進する体制を構築します。合わせて、再配置を推進するためには、様々な調整や専門性が必要となることから専任部署の設置についても検討していきます。



イ フォローアップ

再配置計画は、50年間という長期の計画のため、縮減目標に対する進捗管理を実施しつつ、社会経済情勢や劣化状況・利用状況・財務状況の変化に合わせて、10年後を目途にP D C Aサイクルによる適宜の見直しと内容の充実を図ります。



(2) 縮減効果の検証

ア 再配置方策による縮減率の設定

延床面積の縮減に資する再配置方策を実施することで縮減される面積の比率を縮減率として設定します。

表 6-1 縮減率の設定

再配置方策	縮減率	考え方
更新（減築）	0～10%	利用需要が減少する施設は、延床面積を更新時に10%縮減
統合	25%	統合後の施設の面積を足して2ではなく、1.5に抑制するものとして25%縮減
複合化	30%	ロビーなどの共有部分を30%と想定し、その部分を縮減、受入側の施設もスペースを空けることになるため30%縮減
譲渡	100%	譲渡により、市の管理を離れるため100%縮減
解体	100%	解体により、建物自体が無くなるため100%縮減

イ 延床面積の縮減効果

各施設が再配置方策を実現できた場合の縮減効果を期ごとに算出した結果を以下に示します。

表 6-2 縮減効果の集計結果

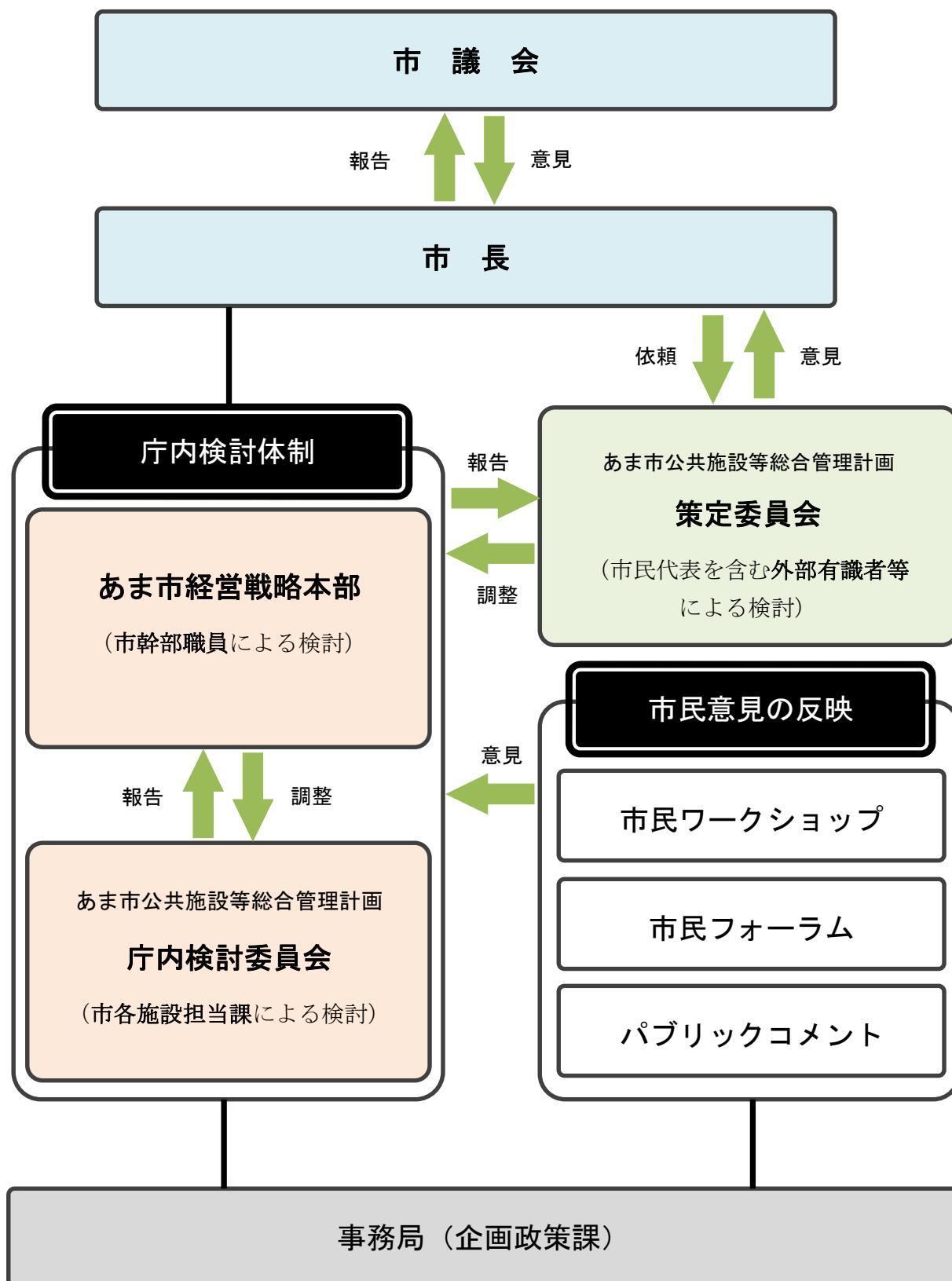
実施時期	縮減効果	
第Ⅰ期	13.2%	25.0%
第Ⅱ期	5.0%	
第Ⅲ期	3.0%	
第Ⅳ期	2.0%	
第Ⅴ期	1.8%	

6 再配置計画の推進

【資料編】

1 計画策定体制

再配置計画は、市民アンケートや市民ワークショップ等の手法を用いて市民の意見を反映しつつ、市民代表を含む外部有識者等で構成するあま市公共施設等総合管理計画策定委員会での検討、庁内での検討体制での議論を踏まえ、市が策定しました。



2 あま市経営戦略本部要綱

(設置)

第1条 市政の基本方針や重要施策等について審議し、市政を総合的かつ効率的に推進するため
にあま市経営戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の基本方針に関する事項
- (2) 重要施策に関する事項
- (3) 中長期的な行政計画に関する事項
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、部長職をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その
者に説明させ、又は意見を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部は、第2条の所掌事項について、その実施に係る分野横断的な重点課題について調
査研究させるため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームのメンバーは、その都度職員のうちから本部長が任命する。

3 プロジェクトチームは、調査研究した結果を本部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

3 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設の老朽化等の状況を把握し、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、最適な配置の実現を図るために策定する「あま市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に関する事項について、市民等の意見を広く反映させるため、あま市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合管理計画を策定・検証するための意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 産業界代表
- (4) 議会代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長及び座長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長は、委員会の会議の議長となる。座長に事故あるときは、会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

4 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿

区分	所属・職名	氏名
1号委員 (市民代表) 氏名 50音順	あま市文化協会代表	猪飼 嘉彦
	市民代表	石原 恭子
	あま市体育協会代表	条野 俊弘
	あま市心身障害児者保護者会代表	静谷 貴代子
	あま市老人クラブ連合会代表	平岩 正信
	あま市まちづくり委員会代表	武舎 妙子
2号委員 (学識経験者)	岐阜工業高等専門学校建築学科 教授	鶴田 佳子
3号委員 (産業界代表)	あま市商工会代表	山田 精二
4号委員 (議会代表)	あま市議会議長	林 正彦
5号委員 (関係行政機関の職員)	あま市教育委員会 教育長	松永 裕和
	あま市副市長	早川 安広
	あま市企画財政部長	小笠原 昌基

(敬称略)

5 策定経過

年月日	区分	内 容
平成 29 年度（2017 年度）		
平成 29 年 4 月 12 日	第 1 回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定の取組み ・市民アンケート調査の内容
4 月 14 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定の取組み ・市民アンケート調査の内容
5 月 1 日	第 1 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市公共施設等総合管理計画個別施設計画策定の取り組みについて ・あま市公共施設等総合管理計画個別施設計画策定に向けた市民アンケートについて
5 月 22 日～ 6 月 7 日	市民アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による市民 3000 人に対して、あま市の公共施設の利用及び今後 50 年間の公共施設のあり方に関するアンケート調査を実施
6 月 19 日	第 2 回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果及び分析について ・一次評価方法、分析方法について
6 月 28 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果及び分析について ・一次評価方法、分析方法について
7 月 24 日	第 2 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果及び分析について ・一次評価方法、分析方法について
10 月 4 日	第 3 回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一次評価結果について ・二次評価方法、分析方法について
10 月 20 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一次評価結果について ・二次評価方法、分析方法について
11 月 13 日	第 3 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一次評価結果について ・二次評価方法、分析方法について
12 月 22 日	第 4 回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・二次評価結果について ・今後の進め方について
平成 30 年 1 月 19 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・二次評価結果について ・今後の進め方について
2 月 2 日	第 4 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・二次評価結果について ・今後の進め方について
平成 30 年度（2018 年度）		
平成 30 年 4 月 10 日	第 1 回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経緯と今年度の進め方について ・所管部署ヒアリングを踏まえた最終評価の方向性について
4 月 27 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経緯と今年度の進め方について ・所管部署ヒアリングを踏まえた最終評価の方向性について
5 月 20 日	第 1 回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の良い所、悪い所、公共施設のあり方について意見交換
5 月 21 日	第 1 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経緯と今年度の進め方について ・所管部署ヒアリングを踏まえた最終評価の方向性について

年月日	区分	内 容
6月17日	第2回市民ワークショップ	・複合化施設に追加したい施設や機能、あっても良い施設や機能、拠点化のテーマについて意見交換
7月10日	第2回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	・施設ごとの再配置の方向性について ・ロードマップの作成方針について
7月15日	第3回市民ワークショップ	・複合化施設に追加したい施設や機能、留意点、参画方法について意見交換
8月1日	あま市経営戦略本部会議	・施設ごとの再配置の方向性について ・ロードマップの作成方針について
8月9日	第2回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・施設ごとの再配置の方向性について ・ロードマップの作成方針について
9月28日	第3回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	・あま市公共施設再配置計画（素案）について
10月5日	あま市経営戦略本部会議	・あま市公共施設再配置計画（素案）について
10月19日	第3回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・あま市公共施設再配置計画（素案）について
11月20日	あま市議会への報告	・あま市公共施設再配置計画（素案）について
12月16日	あま市公共施設フォーラム	・「みんなで取り組もう！公共施設の再配置」と題し、中間報告とパネルディスカッションを実施
12月19日～ 平成31年 1月17日	パブリックコメントの実施	・あま市公共施設再配置計画（素案）について、市民からの意見募集（パブリックコメント）を実施
平成31年 1月11日	第4回あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	・あま市公共施設再配置計画（案）について ・パブリックコメントについて
1月23日	あま市経営戦略本部会議	・あま市公共施設再配置計画（案）について ・パブリックコメントの結果について
2月4日	第4回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・あま市公共施設再配置計画（案）について ・パブリックコメントの結果について
3月下旬	あま市公共施設再配置計画を策定	



市民ワークショップの様子



市民フォーラムの様子

6 用語集

あ行	
移譲	民間や地区に施設（財産）を譲ること。
一般会計	国・地方公共団体で、通常の歳入・歳出を経理する会計。
か行	
減築	建物を改築する際に、床面積を減らすこと。
広域的な活用（広域化）	同じ用途の施設を複数の地区や自治体で所有、活用すること。
公共施設等総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。あま市では、平成29年3月に策定している。
更新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。（建替えを含む。）
公用施設	市役所庁舎や支所、消防署など、行政事務を執行するための施設のこと。
固定資産台帳	固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。
個別施設計画	公共施設等総合管理計画の下位に位置する計画であり、所管省庁の指針等に基づいた長寿命化計画、維持管理計画などで、再配置計画や長寿命化保全計画も含まれる。
さ行	
再配置計画	公共施設の効率化を図るため、用途や施設圏域などで整理し、統廃合などの施策検討を行う計画。
事後保全型管理	建物や機械・電気設備等において、不具合が出た箇所のみを修繕し、建築後60年程度で更新するというような維持管理の方法。
指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度のこと。で、民間の事業者、NPO法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくこと。官民連携手法の一つである。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。（営利を目的としない。）
受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。
ストックマネジメント	構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法
た行	
大規模修繕	建物の基本性能を維持するために予防保全的（30年程度）に実施される工事。

耐用年数	建物を建築してから改築等を行うまでの使用期間のこと。財務上の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められている。
長寿命化	計画的に修繕することで、構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。
統廃合	機能が重複する複数の施設について、あるものは統合、あるものは廃止し、1つの施設にまとめること。
な行	
認可地縁団体	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。
は行	
複合化	機能が異なる複数の公共施設を1つの施設に合わせて整備すること。
フローチャート	長方形、楕円形、ひし形に加え、多種多様な図形を使用して、手順を定義し、図形を接続する矢印で過程を表す図です。
平準化	年度ごとにバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度にならす作業。
包括的な発注	複数施設の維持管理などの業務をとりまとめることにより効率化を図ること。
ポートフォリオ分析	4つの領域に分けたX-Y軸のグラフに2つの評価項目の値が交わる点を示し、相関性によりグループ分けして分析する手法。
ま行	
民間活力	民間のノウハウや民間の資金。
や行	
予防保全型管理	建物や機械・電気設備等において、不具合が出る前に予防的に修繕し、事後保全型管理よりも長い建築後80年で更新するというような維持管理の方法。
余裕教室	少子化による児童生徒数の減少によって学校の教育活動の場として使われなくなった公立小・中学校の教室
ら行	
ライフサイクル（コスト）	計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までの期間またはそれに要する費用の総額。イニシャルコスト（導入経費）とランニングコスト（運用経費）に分けられる。
利活用検討委員会	個別施設計画などで廃止等と位置付けられた施設について、建物や跡地の利活用（転用、売却、解体）を検討する府内組織のこと。

7 一次評価結果（詳細）

(1) I 市民利用型施設の分析結果

施設名 (係 数)	延床面積	建築 年度	経過 年数	ハード（品質）			ハード 偏差値	
				老朽化 状況 (0.5)	耐震 性能 (0.3)	バリア フリー (0.2)		
正則コミュニティセンター	457.49	1984	33	43.1	54.2	33.6	44.5	
美和情報ふれあいセンター	680.50	2001	16	58.1	54.2	63.9	58.1	
下萱津コミュニティ防災センター	742.55	1985	32	45.0	54.2	48.8	48.5	
坂牧コミュニティ防災センター	513.04	2001	16	58.1	54.2	58.8	57.1	
上萱津コミュニティ防災センター	701.63	2003	14	65.6	54.2	53.9	59.8	
篠田防災コミュニティセンター	598.29	2005	12	64.4	54.2	63.9	61.2	
市民活動センター（七宝産業会館）	247.50	1980	37	38.1	26.4	38.8	34.7	
人権ふれあいセンター	923.41	2007	10	71.9	54.2	53.9	63.0	
栄北・栄中集会所	145.00	1984	33	43.1	54.2	33.6	44.5	
栄東・栄南集会所	140.00	1986	31	45.6	54.2	33.6	45.8	
コミュニティプラザ萱津	2,899.48	2009	8	74.4	54.2	63.9	66.2	
七宝公民館	1,721.52	1978	39	33.1	54.2	43.6	41.5	
美和公民館	2,634.41	1978	39	35.0	26.4	43.6	34.1	
甚目寺公民館	5,169.37	1983	34	41.3	54.2	53.9	47.7	
美和文化会館（文化の杜内）	4,781.66	1995	22	56.9	54.2	58.8	56.5	
美和図書館（文化の杜内）	753.84	1994	23	55.6	54.2	58.8	55.8	
七宝焼アートヴィレッジ	3,219.41	2003	14	66.9	54.2	58.8	61.5	
美和歴史民俗資料館	755.82	1983	34	42.5	26.4	43.6	37.9	
甚目寺歴史民俗資料館	720.78	1985	32	44.4	26.4	33.6	36.8	
七宝総合体育館	5,909.93	1983	34	39.4	54.2	43.6	44.7	
甚目寺総合体育館	7,739.62	1990	27	48.1	54.2	43.6	49.0	
七宝産業会館	936.56	1980	37	37.5	26.4	38.8	34.4	
甚目寺産業会館	703.58	1985	32	44.4	26.4	33.6	36.8	

ソフト（供給・財務）							判定
利用状況 (0.3)	稼働状況 (0.3)	市民ニーズ (0.4)	供給偏差値 (0.6)	面積コスト (0.5)	利用者コスト (0.5)	財務偏差値 (0.4)	
53.1	47.6	48.3	49.5	58.6	53.9	56.3	52.2 B
51.9	49.9	52.2	51.4	57.7	53.8	55.8	53.2 A
43.6	44.9	39.2	42.2	56.9	52.1	54.5	47.1 D
47.3	46.9	51.5	48.9	55.5	53.1	54.3	51.1 A
45.9	46.2	49.3	47.4	55.6	52.8	54.2	50.1 A
46.4	46.9	55.0	50.0	57.6	53.5	55.6	52.2 A
43.3	50.6	33.9	41.7	28.9	34.1	31.5	37.6 D
45.0	45.3	44.8	45.0	52.9	51.5	52.2	47.9 C
41.5	-	-	41.5	58.2	-13.4	22.4	33.9 D
53.0	-	-	53.0	58.1	53.8	56.0	54.2 B
47.5	46.5	44.3	45.9	54.5	52.9	53.7	49.0 C
51.4	49.5	53.3	51.6	49.8	52.8	51.3	51.5 B
50.9	50.4	55.9	52.8	50.8	52.9	51.9	52.4 B
51.1	49.4	59.0	53.8	51.1	52.9	52.0	53.1 B
45.8	44.0	67.2	53.8	47.9	50.7	49.3	52.0 A
65.0	-	67.2	66.3	28.8	52.5	40.7	56.1 A
51.8	86.9	61.7	66.3	48.2	52.7	50.5	60.0 A
43.7	-	38.0	40.4	46.1	46.4	46.3	42.8 D
42.2	-	32.7	36.8	59.0	51.5	55.3	44.2 D
45.0	60.6	60.6	55.9	52.9	51.5	52.2	54.4 B
45.7	81.3	65.1	64.1	52.2	51.7	52.0	59.3 B
44.7	50.6	33.9	42.2	53.0	51.4	52.2	46.2 D
44.4	47.5	35.6	41.8	55.0	51.9	53.5	46.5 D

【資料編】

施設名 (係 数)	延床面積	建築 年度	経過 年数	ハード (品質)				ハード 偏差値
				老朽化 状況 (0.5)	耐震 性能 (0.3)	バリア フリー (0.2)		
七宝児童館	458.30	1981	36	43.1	54.2	43.6	46.5	
美和児童館	388.00	1989	28	38.1	54.2	48.8	45.1	
甚目寺南児童館（本郷憩の家）	146.50	1988	29	48.1	54.2	53.9	51.1	
甚目寺北児童館（森憩の家）	856.83	1991	26	41.9	54.2	48.8	47.0	
甚目寺中央児童館	864.23	1994	23	55.6	54.2	63.9	56.8	
甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	365.35	1997	20	59.4	54.2	43.6	54.7	
美和子育て支援センター	76.00	1986	31	45.6	54.2	58.8	50.8	
甚目寺子育て支援センター	96.00	2005	12	64.4	54.2	43.6	57.2	
七宝子育て支援センター	78.55	1996	21	50.0	54.2	53.9	52.0	
甚目寺老人福祉センター	505.92	1979	38	36.9	26.4	43.6	35.1	
甚目寺地域福祉センター	3,037.86	1994	23	53.8	54.2	63.9	55.9	
甚目寺高齢者生きがい活動センター	796.29	1994	23	55.6	54.2	63.9	56.8	
七宝老人福祉センター	2,893.25	1987	30	46.9	54.2	53.9	50.5	
七宝高齢者生きがい活動センター	1,063.57	1996	21	47.5	54.2	53.9	50.8	
美和総合福祉センターすみれの里	3,270.91	1999	18	55.0	54.2	63.9	56.5	
本郷憩の家	409.81	1988	29	48.1	54.2	53.9	51.1	
森憩の家	465.58	1991	26	40.6	54.2	48.8	46.3	
新居屋憩の家	745.73	1997	20	58.8	54.2	43.6	54.4	
七宝福祉作業所	307.51	1996	21	50.0	54.2	63.9	54.0	
美和ひまわり作業所	480.86	1999	18	61.9	54.2	58.8	59.0	
くすのきの家	341.00	1985	32	44.4	54.2	43.6	47.2	
くすのきの家（西館）	245.99	1991	26	41.9	54.2	58.8	49.0	
新居屋防災センター	201.65	1996	21	50.0	54.2	33.6	48.0	
甚目寺南防災センター	255.80	2002	15	60.0	54.2	38.8	54.0	

ソフト（供給・財務）								判定
利用状況 (0.3)	稼働状況 (0.3)	市民ニーズ (0.4)	供給偏差値 (0.6)	面積コスト (0.5)	利用者コスト (0.5)	財務偏差値 (0.4)	ソフト偏差値	
46.8	-	55.8	51.9	44.3	50.4	47.4	50.1	B
54.9	-	56.8	56.0	28.6	51.7	40.2	49.7	D
72.6	-	43.7	56.1	31.2	52.5	41.9	50.4	B
46.3	-	43.6	44.8	47.7	51.3	49.5	46.7	D
48.5	-	57.9	53.9	54.0	53.1	53.6	53.8	A
55.0	-	44.8	49.2	39.6	52.2	45.9	47.9	D
93.4	-	-	93.4	49.6	53.8	51.7	76.7	B
79.9	-	-	79.9	51.3	53.8	52.6	69.0	A
64.4	-	50.7	56.6	52.7	53.7	53.2	55.2	B
46.1	-	44.5	45.2	39.9	48.8	44.4	44.9	D
43.8	44.8	47.3	45.5	42.1	44.9	43.5	44.7	C
49.2	46.1	47.1	47.4	42.1	51.2	46.7	47.1	C
48.0	48.6	53.2	50.3	56.7	53.4	55.1	52.2	B
41.8	46.7	50.7	46.8	57.7	45.2	51.5	48.7	D
43.9	46.1	56.2	49.5	56.0	51.9	54.0	51.3	A
50.3	44.7	43.7	46.0	33.5	50.4	42.0	44.4	D
53.8	45.3	43.6	47.2	22.6	50.4	36.5	42.9	D
49.2	44.4	44.8	46.0	46.5	51.9	49.2	47.3	D
43.7	-	50.7	47.7	56.8	52.2	54.5	50.4	B
43.8	-	-	43.8	60.5	54.1	57.3	49.2	C
45.9	-	-	45.9	63.5	54.9	59.2	51.2	B
44.7	-	-	44.7	69.2	57.3	63.3	52.1	B
42.3	45.0	49.5	46.0	57.1	49.3	53.2	48.9	D
41.8	44.3	52.2	46.7	57.4	44.3	50.9	48.4	D

(2) II学校、保育園の分析結果

施設名 (係 数)	延床面積	建築 年度	経過 年数	ハード (品質)			ハード 偏差値
				老朽化 状況 (0.5)	耐震 性能 (0.3)	バリア フリー (0.2)	
七宝小学校	8,098.00	1979	38	38.9	11.5	46.0	32.1
宝小学校	4,869.00	1974	43	42.1	42.3	46.0	42.9
伊福小学校	5,524.59	1974	43	44.7	50.0	46.0	46.6
秋竹小学校	5,325.20	1978	39	48.4	57.7	46.0	50.7
美和小学校	5,856.25	1974	43	42.6	34.6	46.0	40.9
正則小学校	4,770.90	1978	39	44.2	34.6	46.0	41.7
篠田小学校	5,086.00	1980	37	45.3	42.3	46.0	44.5
美和東小学校	4,994.00	1984	33	54.2	57.7	46.0	53.6
甚目寺小学校	7,016.40	1970	47	37.4	50.0	46.0	42.9
甚目寺南小学校	6,177.82	1973	44	46.8	50.0	46.0	47.6
甚目寺東小学校	6,206.00	1975	42	50.0	57.7	46.0	51.5
甚目寺西小学校	4,648.00	1980	37	50.5	50.0	46.0	49.5
七宝中学校	8,921.00	1980	37	43.7	50.0	46.0	46.1
七宝北中学校	6,946.00	1979	38	48.4	42.3	46.0	46.1
美和中学校	9,971.00	1975	42	45.8	50.0	46.0	47.1
甚目寺中学校	10,404.00	1967	50	44.2	57.7	46.0	48.6
甚目寺南中学校	9,094.00	1982	35	52.6	57.7	46.0	52.8
七宝北部保育園	935.00	1975	42	47.4	57.7	54.5	51.9
正則保育園	1,105.30	1976	41	48.9	57.7	46.0	51.0
篠田保育園	1,328.82	1978	39	50.5	50.0	46.0	49.5
昭和保育園	2,229.00	2005	12	79.5	57.7	62.5	69.6
聖徳保育園	897.68	1971	46	43.7	50.0	54.5	47.8
萱津保育園	594.38	1973	44	45.8	50.0	46.0	47.1
新居屋保育園	1,074.90	1976	41	48.9	50.0	46.0	48.7
五条保育園	1,102.87	1978	39	51.1	57.7	46.0	52.1
大花保育園	1,133.39	1979	38	52.1	50.0	46.0	50.3
にこにこ園	250.70	1975	42	47.9	57.7	62.5	53.8
きらきら園	188.10	2005	12	75.3	57.7	96.0	74.2
ほのぼの園	192.04	2005	12	75.3	57.7	62.5	67.5

ソフト（供給・財務）					判定	
利用状況 (1.0)	供給偏差値 (0.6)	面積コスト (0.5)		財務偏差値 (0.4)		
		利用者コスト (0.5)	面積コスト (0.5)			
41.8	41.8	58.0	58.2	58.1	48.3 D	
34.1	34.1	58.1	57.8	58.0	43.7 D	
44.7	44.7	57.9	58.1	58.0	50.0 B	
32.1	32.1	58.0	56.9	57.5	42.3 D	
45.0	45.0	57.9	58.2	58.1	50.2 B	
40.6	40.6	57.8	57.8	57.8	47.5 D	
42.6	42.6	58.1	58.3	58.2	48.8 D	
45.3	45.3	58.0	58.4	58.2	50.5 B	
50.0	50.0	57.9	58.4	58.2	53.3 B	
63.5	63.5	57.8	58.4	58.1	61.3 B	
56.8	56.8	58.0	58.5	58.3	57.4 B	
44.7	44.7	57.9	58.2	58.1	50.1 B	
40.6	40.6	58.0	58.1	58.1	47.6 D	
32.6	32.6	58.0	57.2	57.6	42.6 D	
44.1	44.1	58.0	58.3	58.2	49.7 D	
43.2	43.2	58.0	58.3	58.2	49.2 D	
44.1	44.1	58.0	58.3	58.2	49.7 D	
60.0	60.0	32.4	34.7	33.6	49.4 D	
56.5	56.5	37.7	36.9	37.3	48.8 D	
61.8	61.8	32.0	33.4	32.7	50.2 B	
56.8	56.8	42.3	41.5	41.9	50.8 A	
62.9	62.9	36.8	38.7	37.8	52.9 B	
60.0	60.0	32.2	32.4	32.3	48.9 D	
60.0	60.0	36.4	36.8	36.6	50.6 B	
45.6	45.6	43.8	34.4	39.1	43.0 D	
67.9	67.9	37.3	41.5	39.4	56.5 B	
49.7	49.7	47.4	43.4	45.4	48.0 D	
62.9	62.9	43.9	45.3	44.6	55.6 A	
62.1	62.1	42.3	43.4	42.9	54.4 A	

(3) Ⅲ公用施設等の分析結果

施設名 (係 数)	延床面積	建築年度	経過年数				ハード偏差値
				老朽化状況 (0.5)	耐震性能 (0.3)	バリアフリー (0.2)	
七宝学校給食センター	802.00	1971	46	38.8	35.3	45.2	39.0
美和学校給食センター	1,482.58	1977	40	47.5	54.4	45.2	49.1
甚目寺学校給食センター	1,258.17	1973	44	36.3	26.3	45.2	35.1
教育相談センター	671.87	1985	32	55.0	23.1	45.2	43.5
七宝保健センター	1,130.36	1985	32	54.2	54.4	62.4	55.9
美和保健センター	1,703.30	1986	31	55.8	54.4	73.8	59.0
甚目寺保健センター	477.70	1994	23	62.5	54.4	79.7	63.5
本庁舎	4,853.35	1973	44	46.3	50.6	68.3	52.0
七宝庁舎	3,939.85	1976	41	47.5	23.1	68.3	44.3
甚目寺庁舎	5,861.00	1973	44	45.8	54.4	73.8	54.0
七宝倉庫	58.32	1979	38	30.4	23.1	45.2	31.2
七宝防災倉庫	544.05	1994	23	50.8	54.4	45.2	50.8
土木倉庫	53.00	1982	35	5.0	54.4	45.2	27.9
平割第一住宅	1,674.00	1981	36	49.2	54.4	45.2	50.0
平割第二住宅	1,727.00	1982	35	50.0	54.4	45.2	50.4
梶村第一住宅	2,271.00	1984	33	51.7	54.4	45.2	51.2
梶村第二住宅	892.00	1985	32	52.5	54.4	45.2	51.6
栄改良住宅（昭和57）	2,470.00	1982	35	50.8	54.4	45.2	50.8
栄改良住宅（昭和58）	1,671.00	1983	34	51.7	54.4	45.2	51.2
栄改良住宅（昭和59）	168.00	1984	33	52.5	54.4	45.2	51.6
栄改良住宅（昭和59第1次分）	1,337.00	1984	33	52.5	54.4	45.2	51.6
栄改良住宅（昭和59第2次分）	1,671.00	1984	33	52.5	54.4	45.2	51.6
栄改良住宅（昭和59第3次分）	1,002.00	1984	33	52.5	54.4	45.2	51.6
栄改良住宅（昭和60第1次分）	1,773.00	1985	32	53.3	54.4	45.2	52.0
栄改良住宅（昭和60第2次分）	335.00	1985	32	53.3	54.4	45.2	52.0
栄改良住宅（昭和60第3次分）	2,405.00	1985	32	53.3	54.4	45.2	52.0
栄改良住宅（昭和60第4次分）	2,037.00	1985	32	53.3	54.4	45.2	52.0
栄改良住宅（昭和61第1次分）	1,302.00	1986	31	54.2	54.4	45.2	52.5
栄改良住宅（昭和61第2次分）	2,005.00	1986	31	54.2	54.4	45.2	52.5
栄改良住宅（昭和61第3次分）	1,205.00	1986	31	54.2	54.4	45.2	52.5
栄改良住宅（昭和63）	520.00	1988	29	55.8	54.4	45.2	53.3
栄改良住宅（平成3）	637.00	1991	26	58.8	54.4	45.2	54.8
栄改良住宅（平成4）	168.00	1992	25	59.6	54.4	45.2	55.2
栄改良住宅（平成9）	99.00	1997	20	63.8	54.4	56.6	59.5

8 二次評価結果（詳細）

一次評価結果がB・C・Dの施設について、二次評価を行った結果を以下に示します。
なお、一次評価がAの施設については、継続を基本とすることから、二次評価の対象外とします。

(1) フロー①による評価：ソフトは継続し、ハードの対応を検討（移転側の施設）

評価項目	一次評価結果	①避難所指定			②公共関与の妥当性						③民間への移譲			譲渡判定	
		1 避難所指定状況	2 災害対策に係る拠点の指定状況	3 若しくは継承所・災害の対策に係る拠点機能の移転	4 判定（3が×で有り、○かで無）	5 公共性、公平性	6 公共関与の妥当性	7 法的位置づけ	8 民間での代替性（無い場合に○）	9 施設園域人口	10 判定（×が2以上で無）	11 民間への移譲の可否	12 地区への移譲の可否	13 判定（○が1つ以上で可）	
I 市民利用型施設	正則コミュニティセンター	B	×	×	-	無	○	×	×	○	○	無	○	○	可 地区
	栄東・栄南集会所	B	×	×	-	無	○	○	○	○	○	有			
	七宝公民館	B	○	×	○	無	○	○	○	○	○	有			
	美和公民館	B	×	×	-	無	○	○	○	○	○	有			
	甚目寺公民館	B	○	×	○	無	○	○	○	○	○	有			
	七宝総合体育館	B	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有			
	甚目寺総合体育館	B	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有			
	七宝児童館	B	×	×	-	無	○	○	×	○	○	有			
	甚目寺南児童館(本郷憩の家)	B	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有			
	美和子育て支援センター	B	×	×	-	無	○	○	○	○	×	有			
	七宝子育て支援センター	B	×	×	-	無	○	○	○	○	○	有			
	七宝老人福祉センター	B	×	×	-	無	○	○	×	×	○	無	○	×	可 民間
	七宝福祉作業所	B	×	×	-	無	-	○	×	×	-	無	○	×	可 民間
	くすのきの家	B	×	×	-	無	-	○	×	×	-	無	○	×	可 民間
	くすのきの家(西館)	B	×	×	-	無	-	○	×	×	-	無	○	×	可 民間

⑥他施設への移転の可否					二次評価結果	施設				機能					
16 施設圏域内 の対象施設 の有無 (複合化)	17 施設 圏域 内 の 同種 施設 の 有 無 (統合)	18 複合化・ 統合する 場合の規 模の妥 当性	判 定 (1 8 含 む ○ が 2 つ 以 上 で 可)	移 転 判 定		継続		廃止		継続		廃止			
						継 続	改 修 ・ 更 新	規 模 縮 小	売 却	譲 渡	解 体	継 続	改 善	統 合 ・ 複 合 化 (受 入)	統 合 ・ 複 合 化 (移 転)
						地区への譲渡	▲		●	●					
○	○	○	可	統合	他施設に統合			●	●			●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化			●	●			●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化			●	●			●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化			●	●			●			
×	○	○	可	統合	他施設に統合	●						●			
×	○	○	可	統合	他施設に統合	●						●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化			●	●			●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化			●	●			●			
○	×	○	可	複合化	他施設に複合化	●						●			
○	○	○	可	統合	他施設に統合	●		●				●			
						民間への譲渡			●	●					
						民間への譲渡			●	●					
						民間への譲渡			●	●					
						民間への譲渡			●	●					

(2) フロー②による評価：ハードは継続し、ソフトの対応を検討（受入側の施設）

評価項目	一次評価結果 避難所指定状況	①避難所指定			②公共関与の妥当性					③民間への移譲			
		1 避難所指定状況	2 災害対策に係る拠点の指定状況	3 若しくは継承の可否	4 公共性、公平性 判定（3が×で有り、○かで無）	5 公共関与の妥当性	6 法的位置づけ	7 民間での代替性（無い場合に○）	8 施設圏域人口	9 民間への移譲の可否 判定（×が2つ以上で無）	10 地区への移譲の可否	判定（○が1つ以上で可）	譲渡判定
I 市民 施設 利用 型	人権ふれあいセンター	C	○	×	○	無	○	○	○	○	○	有	
	コミュニティプラザ萱津	C	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有	
	甚目寺地域福祉センター	C	○	×	○	無	○	○	×	×	○	無	○ × 可 民間
	甚目寺高齢者生きがい活動センター	C	○	×	○	無	○	○	○	○	○	有	○ × 可 民間
	美和ひまわり作業所	C	×	×	—	無	—	○	×	×	—	無	○ × 可 民間

⑤他施設の受入の可否						二次評価結果	施設				機能				
12 施設圏域内 の同類型 / 対象公共施設 の有無	13 駅・ バス停 からの 距離	14 自然災害 リスク (浸水)	15 他で活用 できるス ペースの 有無	判定 (1 5 含む) ○ が 3 つ 以 上 で 可)	受入判定		継続		廃止		継続		統合・複合化 (受入)		
							継続	改修・ 更新	規模縮 小	売却	譲渡	解体	継続	改善	統合・複合化 (移転)
○	×	○	○	可	統合	継続(他施設を統合)	●							●	
○	×	○	○	可	複合化	継続(他施設を複合化)	●							●	
						民間への譲渡				●		●			
						民間への譲渡				●		●			
						民間への譲渡				●		●			

(3) フロー③による評価：ハード、ソフト共に対応を検討（廃止検討の施設）

評価項目	一次評価結果	①避難所指定				②公共関与の妥当性					⑥他施設への移転の可否					
		1 避 難 所 指 定 状 況	2 災 害 対 策 に 係 る 拠 点 の 指 定 状 況	3 若 避 難 所 は ・ 繼 承 の 可 否	4 判 定 (3 が × で 有 、 ○ か - で 無)	5 公 共 性 、 公 平 性	6 公 共 關 與 の 妥 當 性	7 法 的 位 置 づ け	8 施 設 圈 域 人 口	16 判 定 (× が 2 以 上 で 無)	17 施 設 圈 域 内 の 對 象 施 設 の 有 無 (複 合 化)	18 施 設 圈 域 内 の 同 種 施 設 の 有 無 (統 合)	19 複 合 化 ・ 統 合 す る 場 合 の 規 模 の 妥 當 性	20 判 定 (1 8 含 む ○ が 2 つ 以 上 で 可)	21 移 転 判 定	
		1 避 難 所 指 定 状 況	2 災 害 対 策 に 係 る 拠 点 の 指 定 状 況	3 若 避 難 所 は ・ 繼 承 の 可 否	4 判 定 (3 が × で 有 、 ○ か - で 無)	5 公 共 性 、 公 平 性	6 公 共 關 與 の 妥 當 性	7 法 的 位 置 づ け	8 施 設 圈 域 人 口	16 判 定 (× が 2 以 上 で 無)	17 施 設 圈 域 内 の 對 象 施 設 の 有 無 (複 合 化)	18 施 設 圈 域 内 の 同 種 施 設 の 有 無 (統 合)	19 複 合 化 ・ 統 合 す る 場 合 の 規 模 の 妥 當 性	20 判 定 (1 8 含 む ○ が 2 つ 以 上 で 可)	21 移 転 判 定	
I 市民利用型施設	下萱津コミュニティ防災センター	D	○	×	○	無	○	×	×	○	×	無				
	市民活動センター(七宝産業会館)	D	×	×	-	無	○	○	×	○	○	有	○	×	○	可 複合化
	栄北・栄中集会所	D	×	×	-	無	○	○	○	○	○	有	○	○	○	可 統合
	美和歴史民俗資料館	D	×	×	-	無	○	○	×	○	-	有	○	-	○	可 複合化
	甚目寺歴史民俗資料館	D	×	×	-	無	○	○	×	○	-	有	○	-	○	可 複合化
	七宝産業会館	D	×	×	-	無	○	×	×	○	-	無				
	甚目寺産業会館	D	○	×	○	無	○	×	×	○	-	無				
	美和児童館	D	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有	○	×	○	可 複合化
	甚目寺北児童館(森憩の家)	D	○	×	○	無	○	○	×	○	×	無				
	甚目寺西児童館(新居屋憩の家)	D	○	×	○	無	○	○	×	○	○	有	○	×	○	可 複合化
	甚目寺老人福祉センター	D	○	×	○	無	○	×	×	×	×	無				
	七宝高齢者生きがい活動センター	D	×	×	-	無	○	○	○	○	○	有	○	×	○	可 複合化
	本郷憩の家	D	○	×	○	無	○	×	×	○	○	無				
	森憩の家	D	○	×	○	無	○	×	×	○	×	無				
	新居屋憩の家	D	○	×	○	無	○	×	×	○	○	無				
	新居屋防災センター	D	○	×	○	無	○	×	×	○	-	無				
	甚目寺南防災センター	D	○	×	○	無	○	×	×	○	-	無				

二次評価結果	施設				機能				廃止	
	継続		廃止		継続		廃止			
	継続	改修・更新	規模縮小	売却	譲渡	解体	継続	改善		
廃止				●	▲	●	▲		●	
他施設に複合化				●		●			●	
他施設に統合				●		●			●	
他施設に複合化				●		●			●	
他施設に複合化				●		●			●	
廃止				●		●			●	
廃止				●		●			●	
他施設に複合化				●		●			●	
廃止				●		●			▲ ●	
他施設に複合化				●		●			●	
廃止				●		●			●	
他施設に複合化				●		●			●	
廃止				●		●			●	
廃止				●		●			●	
廃止				●	▲	●	▲		●	
廃止				●	▲	●	▲		●	

(4) フロー④による評価（施設区分Ⅱ）：ハード、ソフト共に対応を検討

評価項目	一次評価結果	①避難所指定			②公共関与の妥当性					③民間への移譲			④転用の可否	
		1 避難所指定状況	2 災害対策に係る拠点の指定状況	3 若しくは継承の可否	4 公共性・公平性	5 公共関与の妥当性	6 法的位置づけ	7 民間での代替性（無い場合に○）	8 施設圏域人口	9 民間への移譲の可否	10 地区への移譲の可否	11 判定（○が1つ以上で可）	判定（○が2以上で無）	譲渡判定
					判定（3が×で有、○かで無）					判定（×が2以上で無）				
II 学校、保育園	七宝小学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	宝小学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	伊福小学校	B	○	×	×	有								
	秋竹小学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	美和小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	正則小学校	D	○	×	×	有								
	篠田小学校	D	○	×	×	有								
	美和東小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺南小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺東小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺西小学校	B	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	七宝中学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	七宝北中学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	美和中学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺中学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	甚目寺南中学校	D	○	×	○	無	—	○	—	○	○	有		
	七宝北部保育園	D	×	×	—	無	—	○	×	×	○	無	○	×
	正則保育園	D	×	×	—	無	—	○	×	×	×	無	○	×
	篠田保育園	B	×	×	—	無	—	○	×	○	○	有		
	聖徳保育園	B	×	×	—	無	—	○	×	○	○	有		
	萱津保育園	D	×	×	—	無	—	○	×	×	×	無	○	×
	新居屋保育園	B	×	×	—	無	—	○	×	○	○	有		
	五条保育園	D	×	×	—	無	—	○	×	×	○	無	○	×
	大花保育園	B	×	×	—	無	—	○	×	○	○	有		
	一時預かり保育（七宝北部保育園内）	D	×	×	—	無	—	○	×	×	—	無	○	×
	一時預かり保育（正則保育園内）	D	×	×	—	無	—	○	×	×	—	無	○	×
	七宝第1・第2児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	宝児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	伊福第1・第2・第3児童クラブ	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	秋竹児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	美和北部第1・第2児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	美和東部第1・第2児童クラブ	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	美和小児童クラブ	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺小第1・第2・第3・第4児童クラブ	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺南第1・第2児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺南小第1・第2児童クラブ	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺北第1・第2児童クラブ	D	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺南小学校放課後子ども教室	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	甚目寺小学校放課後子ども教室	B	×	×	—	無	—	○	—	○	—	有		
	にこにこ園	D	×	×	—	無	—	○	×	○	○	有		

⑤他施設の受入の可否					⑥他施設への移転の可否					二次評価結果	施設			機能				
12 施設 圈域内 の同類型 / 対象 公共施設 の有無	13 駅・ バス停 からの 距離	14 自然 災害 リスク (浸水)	15 他で 活用 できる スペー スの有 無	受 入 判 定	16 施 設 圈 域 内 の 対 象 施 設 の 有 無 (複合化)	17 施 設 圈 域 内 の 同 種 施 設 の 有 無 (統合)	18 複 合 化 ・ 統 合 す る 場 合 の 規 模 の 妥 当 性	判 定 (1 5 含 む ○ が 3 つ 以 上 で 可)	移 転 判 定		継 続	廃 止	継 続	廃 止	継 続	廃 止		
											改 修 ・ 更 新	規 模 縮 小	売 却	讓 渡	解 体	改善	統 合 ・ 複 合 化 (受 入)	統 合 ・ 複 合 化 (移 転)
○	○	○	○	可	複合化					継続(他施設を複合化)	●	▲						●
○	×	○	○	可	統合					継続(他施設を統合)	●	▲						●
										継続(他施設を複合化)	●	▲						●
○	×	○	×	不可	一	×	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
										継続(改修・更新)	●			●			●	
										継続(改修・更新)	●			●			●	
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	○	可	複合化					継続(他施設を複合化)	●						●	
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
										民間への譲渡	▲			●			●	
										民間への譲渡	▲			●			●	
○	×	×	×	不可	一	○	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	○	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
										民間への譲渡	▲			●			●	
○	×	○	×	不可	一	○	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
										民間への譲渡	▲			●			●	
○	×	○	×	不可	一	○	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
										民間への譲渡	▲			●			●	
○	○	○	×	不可	一	×	×	○	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	○	○	可	統合	他施設に統合							●
○	○	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	○	○	可	統合	他施設に統合							●
○	×	○	×	不可	一	×	×	○	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	×	○	可	複合化	他施設に複合化							●
○	×	○	×	不可	一	×	×	○	可	複合化	他施設に複合化							●
○	×	○	×	不可	一	○	○	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	×	○	可	複合化	他施設に複合化							●
○	×	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	×	○	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	×	○	可	複合化	他施設に複合化							●
○	×	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	×	○	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	○	○	×	不可	一	×	×	×	不可	一	継続(改修・更新)	●			●			●
○	×	○	×	不可	一	○	×	○	可	統合	他施設に統合	●						●

(5) フロー④による評価（施設区分Ⅲ）：ハード、ソフト共に対応を検討

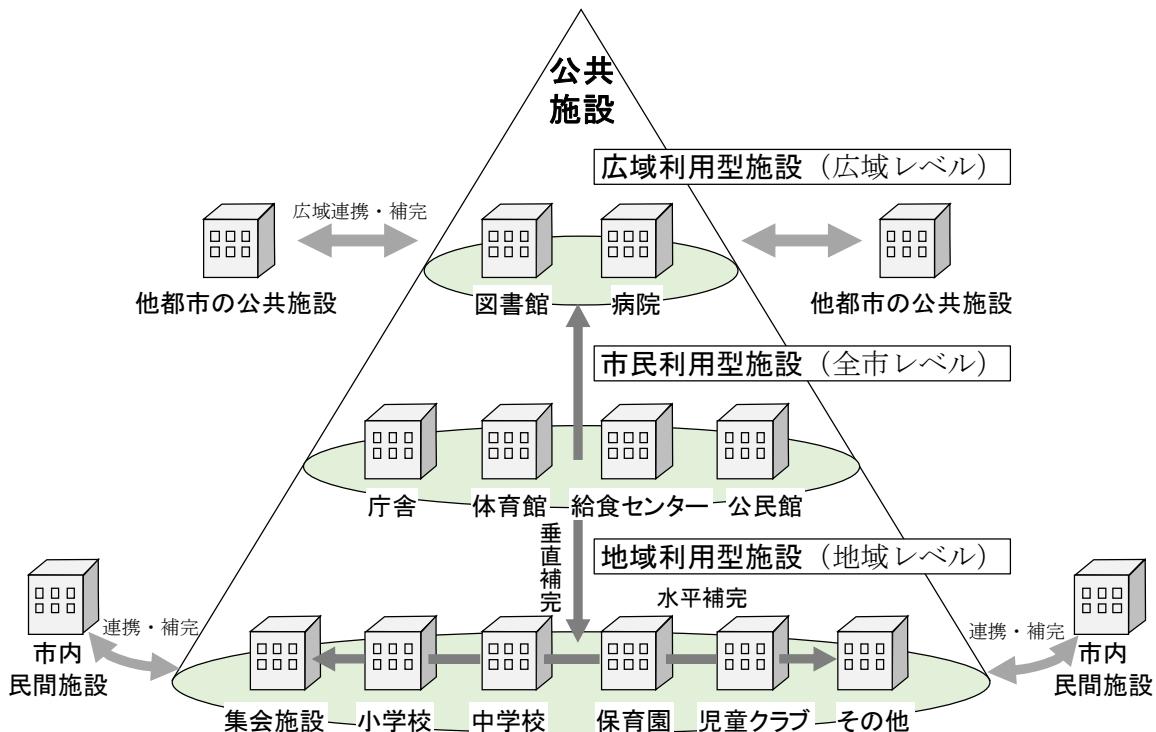
評価項目	①避難所指定			②公共関与の妥当性					③民間への移譲			④転用の可否	
	1 避難所指定状況	2 災害対策に係る拠点の指定状況	3 若避難所・災害対策に係る拠点機能の移転	4 公共性・公平性	5 公共関与の妥当性	6 法的位置づけ	7 民間での代替性（無い場合に○）	8 施設園域人口	9 民間への移譲の可否	10 地区への移譲の可否	11 判定（○が1つ以上で可）	施設の需要見込みの有無	判定（○が1つ以上で可）
III 公用 施設 等	七宝学校給食センター	x	x	-	無	-	○	○	x	-	有		
	美和学校給食センター	x	x	-	無	-	○	○	x	-	有		
	甚目寺学校給食センター	x	x	-	無	-	○	○	x	-	有		
	教育相談センター	x	x	-	無	-	○	○	○	-	有		
	七宝保健センター	○	x	○	無	-	○	○	○	-	有		
	美和保健センター	○	x	○	無	-	○	○	○	-	有		
	甚目寺保健センター	○	x	○	無	-	○	○	○	-	有		
	本庁舎	x	○	x	有								
	七宝庁舎	x	x	-	無	-	○	○	○	-	有		
	甚目寺庁舎	x	x	-	無	-	○	○	○	-	有		
	七宝倉庫	x	x	-	無	-	○	x	○	-	有		
	七宝防災倉庫	x	x	-	無	-	○	x	○	-	有		
	土木倉庫	x	x	-	無	-	○	x	○	-	有		
	平割第一住宅	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	平割第二住宅	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	梶村第一住宅	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	梶村第二住宅	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和57)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和58)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和59)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和59第1次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和59第2次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和59第3次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和60第1次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和60第2次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和60第3次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和60第4次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和61第1次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和61第2次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和61第3次分)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(昭和63)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(平成3)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(平成4)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間
	栄改良住宅(平成9)	x	x	-	無	-	○	x	x	-	無	○	x 可 民間

注：個人の居住権に関わるため、入居者に配慮した対応を検討していきます。ここで言う民間とは、入居者、入居者の組織する団体または営利を目的としない法人を指します。

⑤他施設の受入の可否					⑥他施設への移転の可否				二次評価結果	施設				機能							
12 施設 圈域内 の同類型/ 対象公共施設 の有無	13 駅・ バス停 からの 距離	14 自然災害 リスク(浸水)	15 他で活用 できるス ペースの 有無	判定 (1 5含む) が3 つ以上で 可)	受入 判定	16 施設 圈域内 の対象施設 の有無 (複合化)	17 施設 圈域内 の同種施設 の有無 (統合)	18 複合化・ 統合する 場合の規 模の妥 当性	判定 (1 8含む) が2 つ以上で 可)	移転 判定	継続	改修・ 更新	規模 縮小	売却	譲渡	解体	継続	改善	統合・ 複合化 (受入)	統合・ 複合化 (移転)	廃止
											継続	廃止	継続	改善	統合・ 複合化 (受入)	統合・ 複合化 (移転)	廃止				
○	○	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合										
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合										
○	○	○	×	不可	—	○	×	○	可	複合化	他施設に複合化		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
継続(他施設を統合)																					
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	統合	他施設に統合										
○	○	○	×	不可	—	○	○	○	可	複合化	他施設に複合化		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	複合化	他施設に複合化		●		●					●	
○	×	○	×	不可	—	○	○	○	可	複合化	他施設に複合化		●		●					●	
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡												▲			●		●				
民間への譲渡																					

9 施設圏域の考え方

(1) 三階層マネジメントによる区分



広域利用型施設 (広域レベル)	文化ホール、図書館、病院
市民利用型施設 (全市レベル)	庁舎、資料館、体育館、給食センター、教育相談センター、保健センター、公営住宅、公民館、福祉センター、福祉作業所
地域利用型施設 (地域レベル)	集会施設、小学校、中学校、保育園、児童クラブ、児童館、子育て支援施設

(2) 基準圏域人口

二次評価を行う上で、地域利用型施設について、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に示される通学距離である小学校4km、中学校6kmを参考としつつ、あま市における実態に合わせた施設圏域を定め、施設圏域内の人口が多いか少ないかを判断する基準となる人口を下表のように設定しました。

施設区分	施設圏域	基準となる人口
集会施設	半径 2.0 km	20,000 人
小学校	半径 2.0 km	20,000 人
中学校	半径 3.0 km	40,000 人
保育園	半径 1.2 km	10,000 人
幼児・児童施設	半径 1.2 km	10,000 人
高齢者福祉施設	半径 1.2 km	10,000 人

広域利用型施設及び市民利用型施設については、基準圏域を全市とする。

(3) 施設周辺人口（各施設の圏域人口）

各施設の圏域内の人団は、メッシュ人口※により算出した。施設圏域人口に基準を設定し、基準に対して人口が上回っていれば“多い”とし、当該の施設が有効な立地であると判定し、二次評価に反映した。

なお、**全市型施設等を除いた施設圏域**を考慮すべき施設類型のみとしている。

※ここで言うメッシュ人口とは、平成 27（2015）年の国勢調査の結果に基づき、500m四方の格子で囲われた区域内の人口のこと

<二次評価>

施設・施設類型毎に設定する施設圏域内の居住人口が基準人口を上回る ⇒多い

施設・施設類型毎に設定する施設圏域内の居住人口が基準人口を下回る ⇒少ない

中分類及び施設圏域	施設名	地域	基準圏域人口	判定
集会施設 <半径2.0km> 基準 20,000人以上	正則コミュニティセンター	西部	20,326	多い
	美和情報ふれあいセンター	西部	24,915	多い
	下萱津コミュニティ防災センター	東部	19,516	少ない
	坂牧コミュニティ防災センター	東部	27,492	多い
	上萱津コミュニティ防災センター	東部	26,369	多い
	篠田防災コミュニティセンター	西部	19,326	少ない
	市民活動センター（七宝産業会館）	南部	35,485	多い
	人権ふれあいセンター	東部	25,043	多い
	栄北・栄中集会所	東部	22,928	多い
	栄東・栄南集会所	東部	24,463	多い
	コミュニティプラザ萱津	東部	22,193	多い
	七宝公民館	南部	24,128	多い
	美和公民館	西部	21,277	多い
	甚目寺公民館	東部	38,994	多い
学校 (小学校) <半径2.0km> 基準 20,000人以上	七宝小学校	南部	23,772	多い
	宝小学校	南部	32,798	多い
	伊福小学校	南部	17,192	少ない
	秋竹小学校	南部	22,980	多い
	美和小学校	西部	21,607	多い
	正則小学校	西部	25,803	多い
	篠田小学校	西部	22,339	多い
	美和東小学校	西部	35,940	多い
	甚目寺小学校	東部	40,039	多い
	甚目寺南小学校	東部	31,532	多い
	甚目寺東小学校	東部	36,362	多い
	甚目寺西小学校	東部	39,329	多い
学校 (中学校) <半径3.0km> 基準 40,000人以上	七宝中学校	南部	42,835	多い
	七宝北中学校	南部	64,537	多い
	美和中学校	西部	47,889	多い
	甚目寺中学校	東部	54,015	多い
	甚目寺南中学校	東部	48,430	多い

【資料編】

中分類及び施設圏域	施設名	地域	基準圏域人口	判定
保育園 <半径1.2km> 基準 10,000人以上	七宝北部保育園	南部	12,463	多い
	正則保育園	西部	8,956	少ない
	篠田保育園	西部	10,645	多い
	昭和保育園	東部	19,870	多い
	聖徳保育園	東部	22,434	多い
	萱津保育園	東部	8,927	少ない
	新居屋保育園	東部	18,221	多い
	五条保育園	東部	10,713	多い
	大花保育園	東部	18,717	多い
	七宝児童館	南部	13,452	多い
幼児・児童施設 <半径1.2km> 基準 10,000人以上	美和児童館	西部	14,681	多い
	甚目寺南児童館（本郷憩の家）	東部	17,188	多い
	甚目寺北児童館（森憩の家）	東部	9,316	少ない
	甚目寺中央児童館	東部	16,175	多い
	甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	東部	18,246	多い
	美和子育て支援センター	西部	9,930	少ない
	甚目寺子育て支援センター	東部	19,133	多い
	七宝子育て支援センター	南部	13,390	多い
	にこにこ園	南部	12,463	多い
	きらきら園	西部	9,793	少ない
高齢福祉施設 <半径1.2km> 基準 10,000人以上	ほのぼの園	東部	19,870	多い
	甚目寺老人福祉センター	東部	8,603	少ない
	甚目寺地域福祉センター	東部	16,175	多い
	甚目寺高齢者生きがい活動センター	東部	16,175	多い
	七宝老人福祉センター	南部	13,425	多い
	七宝高齢者生きがい活動センター	南部	13,476	多い
	美和総合福祉センターすみれの里	西部	10,141	多い
	本郷憩の家	東部	17,188	多い
	森憩の家	東部	9,316	少ない
	新居屋憩の家	東部	18,246	多い

市境付近に位置する施設については、施設圏域人口が少なくなる傾向にある。

あま市公共施設再配置計画

平成 31 年●月

発行：あま市

〒490 - 1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

TEL 052-444-1001 (代表)

編集：あま市 企画財政部 企画政策課



あま市公共施設再配置計画